

東日本大震災津波等からの復興と
地方創生の推進に当たっての
提言・要望書

令和元年6月11日

岩手県知事 達増拓也

目 次

東日本大震災津波等からの復興関連事項

I 最重要事項

1 復興の確実な推進に必要な予算の確保 ······ (全省庁)	1
2 被災地復興のための人的支援 ······ (全省庁)	3
3 復興の実態に応じた取組の継続 ······ (全省庁)	5
4 移転元地の利活用に向けた措置 ······ (復興庁・国土交通省)	7
5 國際リニアコライダー(ILC)の実現 ······ (内閣府・復興庁・外務省・文部科学省・経済産業省・国土交通省)	9

II 復興に必要な重要事項

横断的事項

6 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化及び被害に係る十分な賠償の実現 ······ (総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省)	10
7 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応 ······ (復興庁・環境省)	12
8 原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応 ······ (消費者庁・復興庁・農林水産省・林野庁・水産庁)	15

「安全」の確保

9 直轄事業の着実な推進 ······ (復興庁・国土交通省)	21
10 社会資本整備総合交付金(復興)等の復興完了までの確実な予算措置 ······ (復興庁・総務省・国土交通省)	25
11 被災地の繰越手続の簡素化及び復旧・復興の進度に応じた予算配分 ······ (復興庁・財務省・水産庁・国土交通省)	26

12 高規格道路の適切な管理体制の確保	27
(国土交通省)	
13 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政措置	31
(復興庁・総務省・農林水産省・水産庁・国土交通省)	
14 復興のために必要となる交通安全施設等の整備事業に係る財政措置	33
(警察庁・復興庁・総務省)	
15 広域防災拠点整備に対する財政支援	35
(内閣府・総務省)	

「暮らし」の再建

16 被災者の生活再建に対する支援	36
(内閣府・金融庁・復興庁・総務省・法務省・財務省・国土交通省)	
17 地域公共交通確保維持改善事業における被災地事業の補助対象の見直し及び被災地特例等の継続	41
(国土交通省)	
18 教育の復興に対する支援	43
(復興庁・文部科学省)	
19 復興支援活動を行うNPO等への支援の継続	47
(内閣府・復興庁)	

「なりわい」の再生

20 水産業の復旧・復興支援	48
(復興庁・農林水産省・水産庁)	
21 被災事業者への支援策の継続	53
(復興庁・総務省・財務省・経済産業省・中小企業庁)	
22 被災地における産業人材の確保	59
(内閣府・復興庁・法務省・厚生労働省)	
23 観光復興に向けた支援策の拡充	62
(内閣官房・復興庁・財務省・国土交通省・観光庁)	

未来のための伝承・発信

24 国営追悼・祈念施設(仮称)の整備の推進	66
(復興庁・国土交通省)	
25 教訓の伝承と復興の姿の発信に係る支援	67
(内閣府・復興庁・国土交通省)	

III 新しい東北の創造に向けた重要事項

26 再生可能エネルギー導入促進に向けた措置等	70
(復興庁・経済産業省・環境省)	
27 東北マリンサイエンス拠点形成事業の継続への支援	75
(復興庁・文部科学省)	
28 国際海洋再生可能エネルギー研究拠点の構築	76
(内閣府・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)	

IV 平成 28 年台風第 10 号災害からの復旧・復興

29 平成 28 年台風第 10 号災害からの復興に必要な財政措置及び人的支援	78
(全省庁)	
30 平成 28 年台風第 10 号災害における公共土木施設等の復旧等に係る確実な予算措置等	80
(内閣府・財務省・国土交通省)	

地方創生の推進関連事項

I 全般的な事項

- | | |
|---------------------------|----|
| 1 地方重視の経済財政政策の実施 ······ | 83 |
| (内閣府・総務省) | |
| 2 地方創生の推進を支える財源の確保 ······ | 85 |
| (内閣府・総務省) | |
| 3 過疎地域の新たな振興対策 ······ | 87 |
| (総務省) | |

II 岩手で働く

- | | |
|--|-----|
| 4 地方自治体の企業立地施策への支援 ······ | 89 |
| (総務省・経済産業省) | |
| 5 中小企業等の革新的なものづくりやサービスの創出に向けた支援 ······ | 92 |
| (中小企業庁) | |
| 6 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進 ······ | 94 |
| (総務省・文部科学省) | |
| 7 働きやすい雇用・労働環境の整備 ······ | 96 |
| (内閣府・厚生労働省・経済産業省) | |
| 8 農林水産業における「担い手育成」 ······ | 100 |
| (農林水産省・林野庁・水産庁) | |
| 9 東京一極集中のはるかと並び地方への移住・定住の推進 ······ | 103 |
| (内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省) | |
| 10 地方創生のための地方大学の振興 ······ | 107 |
| (内閣府・総務省・文部科学省) | |

III 岩手で育てる

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 11 子育てしやすい雇用・労働環境の整備 ······ | 109 |
| (内閣府・厚生労働省) | |
| 12 総合的な少子化対策の推進 ······ | 112 |
| (内閣府・厚生労働省) | |

13 子ども医療費助成の全国一律化	117
(厚生労働省)	
14 地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止	118
(厚生労働省)	
15 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施	119
(内閣府・文部科学省・厚生労働省)	
16 グローバル化に対応した英語教育改革の推進	121
(文部科学省)	
17 高校生等の修学に対する支援	124
(内閣府・総務省・文部科学省)	
18 学校における働き方改革に向けた環境整備	127
(文部科学省)	

IV 岩手で暮らす

19 情報通信基盤整備等への支援	130
(総務省)	
20 バス路線の維持確保に係る財政支援の一層強化	132
(内閣府・国土交通省)	
21 地域公共交通の利便性向上に対する支援の拡充・強化	134
(国土交通省・観光庁)	
22 快適な生活環境確保に向けた汚水処理施設整備の推進	136
(農林水産省・水産庁・国土交通省・環境省)	
23 自然公園等の施設整備に係る予算の確保と受入体制等の強化	138
(環境省)	
24 文化・スポーツ・観光の振興	140
(内閣官房・総務省・財務省・文部科学省・文化庁・観光庁)	
25 多文化共生社会の実現に向けた取組の推進	144
(内閣官房・内閣府・総務省・法務省・厚生労働省・文部科学省・経済産業省・国土交通省)	
26 女性の活躍推進事業への支援の拡充	148
(内閣府)	
27 地域医療再生のための総合的な政策の確立	149
(厚生労働省)	

28 医師確保に向けた人材育成への支援の拡充等	151
(総務省・文部科学省・厚生労働省)	
29 病院事業に係る地方財政措置の拡充	154
(総務省)	
30 在宅医療の推進	155
(総務省・厚生労働省)	
31 地域包括ケアシステムの構築支援	157
(総務省・厚生労働省)	
32 自殺対策の充実	159
(厚生労働省)	

東日本大震災津波等からの復興と 地方創生の推進に当たっての提言・要望書

東日本大震災津波から8年が経過し、復興が着実に進む一方、本県においては、未だ2千人以上の方々が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされており、依然として厳しい状況におかれています。

国におかれましては、これまで東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税による財政措置、復興特区制度などの手厚い措置を講じていただいたところです。

加えて、応急仮設住宅での生活の長期化に伴う心と体のケアの問題や、災害公営住宅等への移転に伴うコミュニティ形成などの課題、なりわいの再生を図る上で欠くことのできない人材の確保など、復興のステージに応じた課題にも柔軟に対応できる制度を創設していただけてきたところです。

本県では、平成31年3月に新しい総合計画である「いわて県民計画（2019～2028）」を策定し、「お互いに幸福を守り 育てる希望郷いわて」の実現に向けた取組を推進しています。

この県民計画において、東日本大震災津波からの復興については、その柱として「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」、「未来のための伝承・発信」を掲げ、東北の復興と再生の原動力となる国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組を推進しながら、より良い復興、「ふるさと岩手・三陸の創造」に、全力で取り組むこととしています。

また、平成28年台風第10号による被害は、本県を襲った近年の水害として過去最大のものとなりましたが、こうした度重なる災害による復興の長期化は、県民生活に非常に大きな影響を及ぼすことから、台風災害からの復旧・復興についても、最優先で取り組むこととしています。

復興と並ぶ本県の喫緊の課題が地方創生です。

本県では、地方版まち・ひと・しごと総合戦略である「岩手県ふるさと振興総合戦略」に基づき、「岩手で働く」「岩手で育てる」「岩手で暮らす」の3つを柱に、岩手への新しい人の流れを生み出すための取組を進めているところです。

今年は、ラグビーワールドカップ™釜石開催、そして、令和2年には、復興五輪を理念に掲げる東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が控えており、これらを国と地方が一体となって国内外からの誘客拡大につなげる絶好の機会と捉えています。

本県としても、観光客の受入態勢の強化などに取り組んでいるほか、今年開催の三陸地域を舞台とする総合的な防災復興行事「三陸防災復興プロジェクト2019」の成果を踏まえ、新たな人の流れを生かしたより良い復興と地方創生を強力に推進して参ります。

こうした本県における復興と地方創生の推進には、復興を支える確実な予算措置や、地域特性に応じた取組を推進するための財源の確保などが不可欠であり、国におかれでは、今後も引き続き、これらの課題に全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

1 復興の確実な推進に必要な予算の確保

震災からの復旧・復興事業に対しては、これまで手厚い財政支援措置が講じられてきたところであり、平成27年6月には、平成28年度以降5年間の財源フレームが閣議決定され、令和2年度までに必要となる国費が確保されたことにより、平成28年度以降5年間に予定されている事業が実施可能となったところです。

また、国の令和元年度予算においては、被災者支援総合交付金が継続措置されたほか、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動が展開できるよう同交付金に被災者の心のケア支援事業が統合されるなど復興のステージに応じた取組が可能となったところです。

今後においても、復旧・復興事業に必要な予算の確実な措置と被災地方公共団体のニーズに対応するための財源措置の充実が必要となることから、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 復興の確実な推進に必要な予算の確保

国においては、平成27年6月に決定された「平成28年度以降の復旧・復興事業について」に基づいて、復興に必要な予算が確実に措置されるよう要望します。

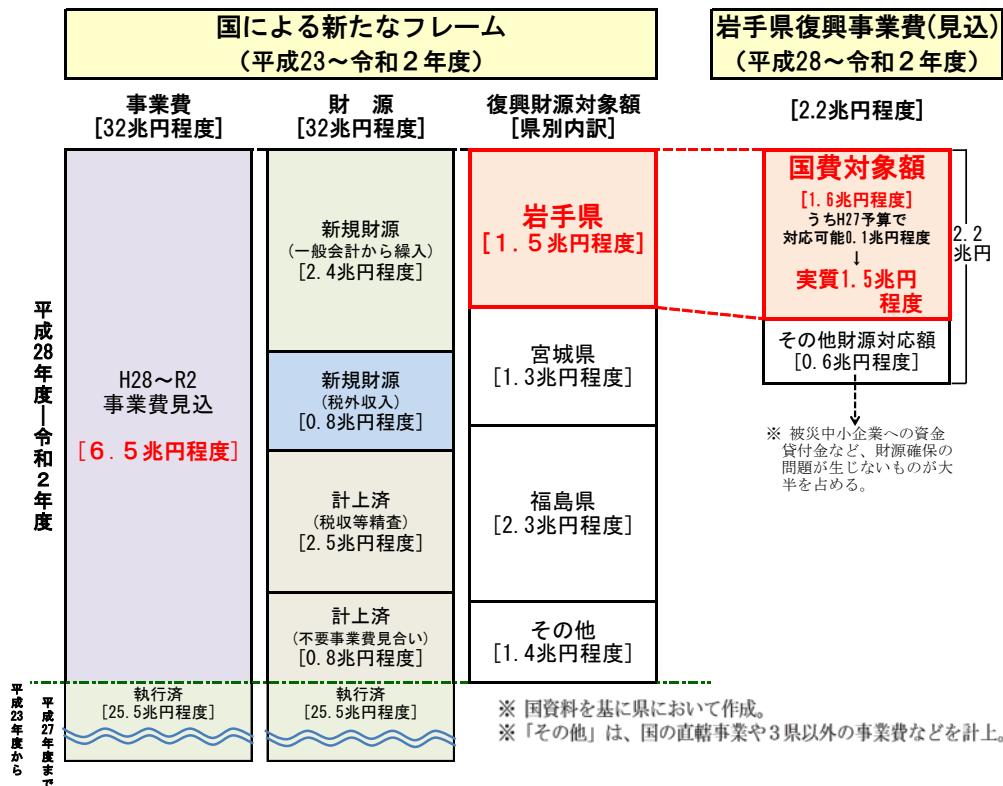
2 財源措置の充実

被災地方公共団体において、今後のまちづくりの進捗状況に応じ、住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業を継続的・安定的に実施できるよう、使途の自由度の高い交付金等、従来の枠組みを超えた財源措置の充実を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 復興の確実な推進に必要な予算の確保

- 国においては、平成 27 年 6 月に平成 28 年度以降の復興支援の枠組みを決定。
 - 災害復旧・インフラ整備・まちづくり・心のケアなど、主要な復興事業は、ほぼ全てが引き続き復興特別会計で実施されることとなったところ。
 - また、国において、被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）が試算した復興事業費をベースに、H28～R2 に必要となる国費（6.5 兆円）を確保。
- これにより、岩手県・市町村が必要と見込んでいる国費は概ね確保。



- 平成 27 年 6 月に整理された国の特例的な財政支援が継続されるよう、必要な予算の確実な措置が必要。

2 財源措置の充実

- 各種復興事業の進捗に応じ、変化するニーズに対応した取組が必要。
- 国においては、令和元年度予算において、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動が展開できるよう被災者支援総合交付金に被災者の心のケア支援事業が統合されたほか、住宅再建・復興まちづくりとして復興道路・復興支援道路の整備事業や東日本大震災復興交付金が引き続き措置されるなど、被災地の抱える課題の解決に直結する取組を着実に実施するとともに、復興のステージに応じた課題に迅速かつ適切に対応することとされたところ。
- 令和 2 年度以降においても、住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業を継続的・安定的に実施できるよう、使途の自由度の高い交付金等、従来の枠組みを超えた財源措置の充実が必要。

【県担当部局】復興局 復興推進課
政策地域部 市町村課

2 被災地復興のための人的支援

復興に係る人的支援とその財源措置については、平成28年度から5年間、引き続き職員派遣に要する経費を震災復興特別交付税の対象としていただくななど、特別の支援をいただいているところです。

復興事業を迅速かつ着実に行うためには、各分野において専門的知識を有する人材が必要であり、また、全国的に災害が多発する中で、復旧・復興業務に従事するマンパワーの確保は今後も重要な課題であることから、その人員確保について、引き続き強化するよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 人的支援の総合的な調整に係る取組の強化

復興事業が長期化し、引き続きマンパワーが必要となる中、復興に必要な人員を十分に確保できていない状況にあることから、全国の地方公共団体等からの人的支援の総合的な調整について、取組を強化するよう要望します。

また、独立行政法人や民間企業を退職した者の任期付職員としての採用を支援するほか、被災地方公共団体と国（国家公務員）との人事交流を促進するよう要望します。

2 民間企業等からの人的支援の推進

民間企業等へ継続した働きかけを行うとともに、被災地方公共団体のニーズを把握した上で丁寧なマッチング調整を行うなど、円滑な受入れについて支援するよう要望します。

【現状と課題】

1 職員確保の状況

- 令和元年度においても、任期付職員の採用、再任用職員の積極的活用、他県応援職員の要請等に取り組んでいるが、依然として職員数は不足しており、復興事業が長期化している中で引き続きマンパワーが必要。なお、正規職員を中心に、土木職の採用が困難な状況。
- 特に、被災市町村における復興まちづくりでは、平成31年3月末現在、海岸保全施設の完成数は約62.0%と進捗に遅れが見られ、来年度以降も引き続き相当数のマンパワーが必要。

『岩手県における職員確保状況』

(各年度4月1日現在)

年度	正規職員	任期付職員	他県応援職員	再任用職員	合計	(参考) 欠員数
H29	151人	63人	129人	115人	458人	▲123人
H30	168人	46人	101人	127人	442人	▲93人
H31	158人	36人	62人	148人	404人	▲81人

『市町村における職員確保状況』

(各年度4月1日現在)

年度	必要数	確保数	不足数	確保率
H29	680人	632人	▲48人	92.9%
H30	586人	546人	▲40人	93.2%
H31	429人	410人	▲19人	95.6%

2 任期付職員の採用の状況

- 被災市町村の任期付職員は、都道府県による代行採用・派遣や被災市町村の独自採用により確保しているが、応募者は減少傾向。特に技術職員の応募が少なく、市町村において苦慮。
- 派遣職員のメンタルヘルスケアのための経費については、一部が震災復興特別交付税の対象。

3 民間企業等からの人的派遣制度

- 各省庁による団体への働きかけが実施されているが、民間企業では地方公共団体への派遣実績が少なく、マッチング調整の難しさがあり、受け入れの拡大には地方公共団体の詳細なニーズ把握や行政実務への民間人材の適応確認など、より丁寧な調整が必要。

【県担当部局】政策地域部 市町村課
総務部 人事課

3 復興の実態に応じた取組の継続

震災からの復旧・復興に当たって、国においては、復興庁を設置し、各分野の施策を推進してきたところであり、被災地の復興は着実に進んでいますが、今後より良い復興を進める上では、復興・創生期間を超えて中長期的に取り組むべき課題もあるところです。

一方、復興庁設置法等の規定に基づき、復興庁は令和3年3月31日までに廃止され、同時に東日本大震災復興特別会計も廃止することとされています。

については、復興に必要な施策を最後まで進められるよう、復興の実態に応じた取組の継続について、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 復興の実態に応じた取組の継続

平成31年3月8日に閣議決定された『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の見直しに基づく復興・創生期間後における復興を支える仕組みや復興庁の後継組織のあり方の検討に当たっては、復興施策の進捗状況や被災地の意見等を十分に踏まえ、当該期間終了後においても必要な事業及び制度を継続するとともに、その推進体制の整備を図るよう要望します。

【現状と課題】

- 復興庁設置法の規定に基づき、復興庁は令和3年3月31日までに廃止することとされているところ。
- また、東日本大震災復興特別会計についても、特別会計に関する法律の一部を改正する法律の規定により、復興庁が廃止されたときに廃止することとされているところ。
- 国においては、平成31年3月8日に閣議決定された『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の見直しにおいて、復興・創生期間後の復興の基本的方向性として、当該期間後も一定期間対応することが必要な課題について適切に対応することや、復興庁の後継組織について現復興庁と同じような司令塔となる組織を置くとされた一方で、復興を支える仕組みや後継組織の具体的なあり方は今後の検討とされているところ。
- 復興・創生期間の終了後も、被災地においては、中長期的に取り組むべき課題として、
 - ・ 被災者のこころのケアの継続
 - ・ 児童生徒の心のサポートの継続
 - ・ 面整備後の再建支援（住宅再建・事業者支援関係）
 - ・ 原子力災害に起因する風評被害対策事業等の継続などがあるところ。
- このため、社会资本整備の完了と併せて、施策の着実な推進のための復興を支える仕組みとして、
 - ・ 東日本大震災復興特別区域法に基づく交付金、税制や規制等の特例
 - ・ 東日本大震災事業者再生支援機構法に基づく二重ローン対策
 - ・ 震災復興特別交付税
 - ・ 復興支援員制度を含む人材確保対策などの制度の継続や財源の確保が必要。
- さらに、その着実な推進のため、現在、復興庁が担っている
 - ・ 復興施策に関する企画、立案及び総合調整
 - ・ 地方公共団体への一元的な窓口と支援等といった機能についても、復興・創生期間終了後も確保が必要。
- また、後継組織については、日本全体で東日本大震災津波からの復興に取り組むという基本的考え方を国民的に共有できることが必要であることから、被災地の意見を十分に踏まえ、担当大臣を設置するなど、存在感のある形での体制の整備が必要。

【県担当部局】復興局 復興推進課

4 移転元地の利活用に向けた措置

市町村が進めてきた防災集団移転促進事業による高台移転は、全ての事業箇所で宅地造成工事が完了したところです。このような状況を受け、被災地では同事業により市町村が買い取った土地（以下「移転元地」という。）の利活用に向けた検討が進んでいます。

移転元地の利活用促進については、これまでも、支援施策パッケージ等を示していただいた上、利活用する区域内にある民有地と当該区域外にある公有地を交換する場合において課税される登録免許税を免除する等の措置をしていただいているところですが、復興・創生期間内に各地域の実情に応じた基盤整備を実現するため、移転元地の利活用に向けた取組を、より一層強化するよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 移転元地の利活用に向けた措置

被災市町村のまちづくりが円滑に進むよう、移転元地の利活用をより一層進めるため、復興まちづくりの拠点及びその周辺地域において市町村が行う移転元地の集約や整地に係る事業を復興整備事業として認め、これに係る費用を復興交付金により措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 防集移転元地及びその周辺の区域は、災害危険区域に指定され、住宅の建築が制限されるとともに、多くの場合、公有地と民有地が混在している状況。
- 復興まちづくりの拠点及びその周辺地域に、そのままでは利活用し難い状態の移転元地が点在していること。
- 利活用に興味を示す企業はあっても、整地等が行われていない移転元地の現状を見て、二の足を踏む例があること。
- 市町村では、移転元地の利活用に向けて計画策定に取り組んでいるものの、点在する土地の集約や他事業での整地に係る関係者との調整、財源の確保に苦慮しているところ。
- 移転元地の利活用は、地域のなりわい・にぎわいの再生に資することはもとより、安全衛生、維持管理、そして国土の有効活用の観点からも重要な課題。

『参考1：移転元地の利活用に向けた市町村の検討状況（H31.1月現在）』

買取対象面積	事業化済	検討中	事業予定なし
320.5ha	147.9ha (46%)	160.5ha (50%)	12.1ha (4%)

※ 防集事業実施7市町村（野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）とりまとめ

『参考2：移転元地の利活用が進まないことによる支障の例』

- 嵩上げした周辺部との間に段差が生じていることから、付近を通行する住民にとって危険であるほか、雨水がたまることにより害虫等が発生するおそれがあること。
- 公有地と民有地が不規則に混在し、家屋基礎や地下埋設物等が残っていることから、草刈り等の維持管理を行う場合にも多額の経費を要すること。

【県担当部局】復興局 まちづくり・産業再生課

5 國際リニアコライダー（ILC）の実現

国際リニアコライダー（ILC）は、基礎科学の研究に飛躍的発展をもたらすとともに、世界最先端の研究を行う多くの人材が定着・交流する国際科学技術イノベーション拠点の形成や、精密実験を支える先端産業の集積につながるものであります。

また、ILCの実現は、科学技術創造立国の実現や高度な技術力に基づく、ものづくり産業の成長発展に大きく寄与し、日本再興や地方創生にも資するものであることから、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 國際リニアコライダー（ILC）の実現

本年3月7日の政府による関心表明を踏まえ、ILCの実現に向けて、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を早期に明示するとともに、国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱にILCを位置付けるよう要望します。

【現状と課題】

- ILCは、宇宙誕生や質量の起源など、人類存在の核心に迫る謎を究明する研究施設であり、日本が世界に、そして人類に対して大きく貢献するとともに、科学技術創造立国の実現に大きく寄与するもの。

《ILCをめぐる動き》

- ・ 日本の研究者で組織される立地評価会議は、ILCの国内候補地について、技術的観点及び社会環境の観点から詳細な評価を行い、平成25年8月、北上サイトが最適であると発表。
- ・ 平成26年2月、高エネルギー加速器研究機構（KEK）は、「ILC推進準備室」を設置。
- ・ 平成26年5月、文部科学省は、「ILCに関する有識者会議」を設置し検討を開始。「素粒子原子核物理作業部会」と「技術設計報告書検証作業部会」の2つの作業部会を設置して検討を進め、平成27年6月にこれまでの議論を中間取りまとめ。
- ・ 平成28年12月、「リニアコライダー・ワークショップ2016」が盛岡市で開催され、初期投資を抑えて段階的にILCを整備する、ILC計画見直し案が研究者間で大筋合意。
- ・ 平成29年11月、国際将来加速器委員会（ICFA）において、ILC計画見直し案を承認。
- ・ 平成29年12月、有識者会議が開催され、ILC計画の見直しについて検討し、見直し後のILC計画についての検証を行うため、「素粒子原子核物理作業部会」と「技術設計報告書検証作業部会」を再設置。
- ・ 平成30年12月、日本学術会議が文部科学省に「国際リニアコライダー計画の見直し案に関する所見」（回答）を提出。
- ・ 平成31年2月、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会の経済3団体が「国際リニアコライダー誘致に関する意思表明への期待」を共同声明発表。
- ・ 平成31年3月、国際将来加速器委員会（ICFA）の会議において、日本政府が初めてILC計画に対する前向きな関心を示す意思を表示。
- ・ 「マスター・プラン2020」及び次期「欧州素粒子物理5か年戦略」にILC計画を盛り込むことが必要。
- ・ 中国では巨大円形加速器の建設に向け、積極的に広報活動を開始し、国際的に存在感が急速に高まっている。

6 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化 及び被害に係る十分な賠償の実現

原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の経費については、東京電力ホールディングス株式会社への賠償請求を行っているところですが、対策に多額の経費を要していることなどから、引き続き必要な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費の十分な賠償等のための措置

原子力発電所事故に伴う放射線影響対策は、本来、国の責任において実施するべきものであることから、県及び市町村の負担とならないように、全面的な対応を講じるよう要望します。

また、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介に誠実に対応し同センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力ホールディングス株式会社に対して国が指導するなど、必要な措置を講じるよう要望します。

2 被害の実態に即した十分な賠償のための措置

民間事業者の出荷制限等による直接的な被害に加え、生産・販売の回復や風評被害による消費者の信頼回復への対応などを含めた全ての損害について、実態に即した十分な賠償を被害の発生する限り完全かつ速やかに行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に対して国が指導するなど、必要な措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費の十分な賠償等のための措置

- 県及び市町村は、東京電力に対し、十次にわたり総額 14,473 百万円の損害賠償請求を行い、支払合意額は 12,454 百万円（86.0%）となっているところ（平成31年3月末現在）。
- 国の中間指針は、地方公共団体の損害についても賠償対象になるとしているが、東京電力は賠償範囲を原則として政府指示等に基づいて実施した対策に限定するなど消極的な対応。

『具体例』

- ・ 地方公共団体の判断で実施した放射線影響対策は、必要かつ合理的な範囲を越えているとして基本的に賠償対象外（住民への広報、風評被害対策、局所的汚染箇所の除染費用、住民要望に対応した持込食材検査費用、道路側溝汚泥の一時保管場所整備費等について、対策の背景や経緯を斟酌せず一律に賠償対象外として整理）
- ・ 空間線量測定や学校給食検査について、安全性が確保されているとして賠償対象期間を限定
- 平成 26 年 1 月、東京電力との直接交渉のみではこれ以上の交渉の進展が期待できないと判断。県と市町村等が協調して原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）へ和解仲介の申立てを実施。
- ADR センターの提示した和解案に基づき、平成 27 年 1 月に県と東京電力の和解が成立したが、東京電力は和解成立後に請求した費用についても一部の賠償を拒否したことから、平成 28 年 3 月以降、県と 34 の市町村・一部事務組合などが 2 回目となる ADR センターへの和解仲介の申立てを実施（その後、4 団体が申立てを取り下げ又は取り下げ予定）。
- 2 回目の和解仲介申立てでは、県の申立てについて平成 30 年 1 月に和解が成立。市町村等の申立てについては、27 団体で和解が成立したが、東京電力が和解案の一部に応じなかつたことなどにより、3 団体が未だ和解に至っていない。
- 引き続き市町村と協調し、本年 7 月、第十一次の損害賠償請求及び 3 回目となる ADR センターへの和解仲介の申立てを実施する予定。

2 被害の実態に即した十分な賠償のための措置

- 東京電力は、民間事業者への損害賠償の実施に当たり国の中間指針に従うしながらも、賠償対象期間や賠償対象範囲について制限的な運用が散見され、被害者が十分な賠償を受けられない状況。また、賠償請求に当たり大量の書類の提出を要すること等について、手続の簡素化が求められている。

『制限的な運用の例』

- ・ 平成 24 年 3 月以降における観光業の風評被害について直接請求に応じず、また、教育旅行等の個別事情への対応が不十分
- ・ 本県農林水産物等の風評被害について、中間指針第三次追補において新たに賠償すべき損害と認められたにもかかわらず、平成 25 年 4 月以降の損害については因果関係を個別に判断するとし、実質的に第三次追補策定以前と同様の制限的な運用を実施
- ・ 被害者が原発事故前を上回る収入を得た時点で風評被害が終結したとみなし、一律に賠償打切り
- ・ ブロイラーや養蜂業について、中間指針・第三次追補に対象として明示がないことをもって賠償請求を拒否
- ・ 逸失利益の算定に関して、賠償対象地域以外の地域から仕入れた原料が含まれる場合、その含まれる割合によって賠償額を減額
- ・ しいたけ原木として出荷できなくなった立木に係る財物賠償について、賠償対象を福島県内に限定
- ・ 出荷制限等により減少した販売額を企業努力により回復させた場合、当該回復分を賠償額から控除
- ・ 津波で流された提出不可能な書類や、原発事故との因果関係を厳密に証明するための書類の提出を要求

7 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応

福島第一原子力発電所事故に伴う除染や廃棄物処理に係る費用を措置していただいたところですが、依然として除去土壤や廃棄物等が大量に保管されており、この処理のために国において財政措置の継続、拡充等を図るよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 農林業系副産物の処理

農林業系副産物の処理に複数年を要する市町村があることから、焼却処理や最終処分場での処理等に必要となる費用の財政措置を次年度以降も継続するよう要望します。

2 汚染状況重点調査地域への財政措置

汚染状況重点調査地域においては、道路側溝汚泥等の撤去に当たり、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管施設の整備等の掛かり増し経費について、財政措置を拡充するよう要望します。

3 除去土壤の処理基準の策定

除染により発生した土壤や道路側溝汚泥の処理に向けて、除去土壤の処理基準を早急に示すよう要望します。

4 住民不安の解消

除染により発生した土壤や廃棄物等の処理、一時保管施設の整備に当たっては周辺住民の理解醸成が不可欠であることから、国が放射性物質への住民不安の解消に万全を期するよう要望します。

【現状と課題】

1 農林業系副産物の処理（環境省）

- 放射性物質に汚染された農林業系副産物は約 22,800 t 保管されており、市町村等の焼却処理施設において焼却灰濃度を低レベル（8,000Bq/kg 以下）に抑制し、既存の管理型最終処分場に処理することとしているため、処理が長期に及ぶ状況。

また、処理に当たり、一時保管施設の整備、前処理、焼却炉の老朽化、最終処分場の残余容量のひっ迫等が課題。

<農林業系副産物の保管量等（H31.1末時点）>

	発生量（t）	処理済み量（t）	保管量（t）	進捗率（%）
牧草	19,872.2	18,391.9	1,480.3	92.5
稻わら	573.6	190.3	383.3	33.2
堆肥	7,038.6	2,505.6	4,533.0	35.6
ほど木	30,552.2	14,162.9	16,389.3	46.4
合計	58,036.6	35,250.7	22,785.9	60.7

2 汚染状況重点調査地域への財政措置（環境省、復興庁）

- 汚染状況重点調査地域の汚染土壌や道路側溝汚泥について、発災当初、空間線量率が基準値より低かったとの理由で一時保管設備の設置等への財政支援を受けられず、現場での処理が滞っている。

<道路側溝汚泥保管状況等（H31.3末時点）>

	要除去箇所数	一時保管箇所数	未処理箇所数	進捗率（%）
一関市	23	16	7	69.6
奥州市	30	3	27	10.0

- 放射線量低減対策特別緊急事業費補助（環境省）を拡充する等により、本県の汚染状況重点地域内にある除染実施区域外における高濃度の汚染土壌や道路側溝汚泥を処理していただきたいこと。

- 空間線量率が基準（0.23 μ Sv/h）を下回り、国による除染対象外となった福島県の道路側溝汚泥について、国（復興庁）においては、福島再生加速化交付金の対象として、当該汚泥等の除去を加え、除去費用の半分を補助し、残り半分は震災復興特別交付税を充て、市町村負担をゼロとしたところ。（平成28年9月30日政府発表）

福島再生加速化交付金（道路側溝堆積物撤去・処理支援）と同様の財政措置を講じていただきたいこと。

3 除去土壤の処理基準の策定（環境省）

- 放射性物質汚染対応特措法において、除去土壤の処理基準を定めることになっているが、未だ基準が示されておらず、現場での処理が滞っている状況。

<汚染状況重点調査地域における除去土壤の保管量及び箇所数 (H31.3末時点) >

汚染状況重点調査地域	現場保管量 (m ³)	箇所数
一関市	19,971	214
奥州市	4,634	90
平泉町	1,854	8
計	26,459	312

<補足：汚染状況重点調査地域の側溝汚泥の現場保管量及び箇所数(H31.3末時点)>

汚染状況重点調査地域	現場保管量 (t)	箇所数
一関市	57.6	15

※平成31年3月15日 除去土壤の処分に関する検討チーム会合説明

- ・ 除去土壤の埋立処分基準検討のため、平成30年度に実証事業を開始し、モニタリングを継続しながら、結果の中間とりまとめと結果を踏まえた埋立処分基準の作成を検討中である。

4 住民不安の解消（環境省）

- 国が直接地域住民に対し放射線対策に係る説明会を行っておらず、コミュニケーションが図られていないこと、除去土壤や道路側溝汚泥等の処理の見通しが立たないこと、一時保管場所の構造が簡易なものしか補助対象とされていないこと等から、住民不安の解消につながっていない状況。

【県担当部局】環境生活部 資源循環推進課、環境保全課

8 原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応

これまで、国においては、しいたけ原木の確保に向けた購入経費助成や生産再開を目指す生産者に対する賠償金の早期支払への支援に取り組んでいただいたところです。

しかし、原木しいたけは、市場価格が低迷する中、しいたけ原木の供給不足による原木価格の高騰が続いている、生産者にとって、掛かり増し経費の負担が生産再開に取り組む上での課題となっているところです。

こうした課題に対応し、生産者が安心して生産できるよう、産地再生に不可欠なしいたけ原木の安定供給に向けた支援の継続及び拡充、東京電力への損害賠償金の十分かつ速やかな支払への指導等について、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 原木しいたけ等の産地再生対策の充実

- (1) 産地再生に不可欠な原木の安定供給を図るため、しいたけ原木の供給体制の強化や原木林の再生など、総合的な対策を実施するよう要望します。
- (2) 経営が悪化している原木しいたけ生産者に対する損害賠償金の早期支払への支援や、産地再生に向けて取り組むための掛かり増し経費について、損害賠償対象とするための支援を継続するよう要望します。
- (3) 生産者の意欲を高めるため、原木しいたけの安全性に係る正確な情報発信等を行うとともに、産地が行う情報発信やPR活動等の取組について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。
- (4) 原木価格の高騰が継続している現状を踏まえ、復興・創生期間終了後においても、原木の購入経費を支援する「特用林産施設体制整備復興事業」を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 しいたけ原木の安定供給に向けた支援

- 県南部の原木林は、放射性物質の影響で使用できない状態。一方、県北部の原木林は、使用可能であるものの、原木の伐採・運搬に係る担い手の不足や、他県への移出量が増加したことにより、県内への供給が不足し、原木価格の高騰が続いている状況。

【しいたけ原木価格の状況】

(単位：円／本)

震災前 (H20-22 平均)	H30	
181 (県平均)	306 (県平均)	389 (一関地域)

- 国は、放射性物質影響対策として、しいたけ原木の購入経費支援を実施しているが、しいたけ原木価格の高騰を抑制していくためには、県内への原木供給量の増加につながる支援など、追加的な対策が必要。
- また、放射性物質により汚染された原木林の再生のための更新伐の継続や原木林の放射性物質調査への支援など、将来的なしいたけ原木の確保に向けた継続的な対策が必要。

2 損害賠償の十分かつ速やかな支払に向けた支援

- 新規参入者や既存生産者の規模拡大部分は、東京電力による損害賠償の対象外。
- 産地再生に向けて、生産者が安定して生産に取り組むことができるよう、原木価格の高騰による掛かり増し経費等について、東京電力による十分かつ速やかな賠償金の支払が必要。

3 原木しいたけのPR活動等への支援

- 国の出荷制限が指示されている 13 市町では、これまでに 204 名の生産者が出荷制限の一部解除を果たしており、今後も、出荷制限が一部解除された生産者が増えていく見込み。

【原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限の一部解除者の状況（平成 31 年 3 月末現在）】(単位：名)

解除時期	H26	H27	H28	H29	H30
解除者数	58	74	39	16	17
累計	58	132	171	187	204

- 生産者の生産意欲を高めるため、県産原木しいたけの安全確保の取組等に対する消費者等の理解増進が必要。

4 特用林産施設体制整備復興事業の継続

- 原発事故に起因する原木価格の高騰は収束する見通しが得られないことから、復興・創生期間が終了する令和 3 年度以降においても、しいたけ原木の購入経費の支援事業である特用林産施設体制整備復興事業の継続した支援が必要。

【県担当部局】農林水産部 林業振興課

水産物の放射性物質検査について、これまで国で全額経費を負担していただいているところですが、未だ出荷制限指示となっている魚種があるため、引き続き、国が全面的に経費を負担し、実施していただくよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

2 水産物被害等への対応

水産物の放射性物質検査について、引き続き、国が全面的に経費を負担し、実施するよう要望します。

【現状と課題】

1 水産物の放射性物質検査の実施

- 水産物の安全性を確認し、生産者や消費者、国際社会に対して正確な情報提供を行うとともに、出荷制限等の解除に向けて、引き続き、放射性物質検査の実施が必要。
- 都道府県の管理水域を越えて移動する回遊性魚種等については、国の主導による広域的な検査体制の維持が必要。

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

これまで、国においては、消費者に対して放射性物質に対する正確な情報提供や、被災地及び周辺地域で生産された農林水産物・食品の積極的な消費により、復興を応援する取組である「食べて応援しよう！」を推進していただいたところです。

これにより、岩手県・宮城県・福島県で生産された食品の購入をためらう人の割合が減少傾向にありますが、依然として1割程度の方が、放射性物質による不安を払拭できず、購入をためらう状況にあります。

こうした課題に対応するため、農林水産物の安全性に係る正確な情報提供や周知活動を継続して行っていただくとともに、地方公共団体や生産者団体等が取り組む風評被害対策に要する経費について全面的かつ継続的に支援を行うよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

3 風評被害の防止

- (1) 放射性物質の影響への不安により、岩手県産の食品の購入をためらう消費者が見られることから、農林水産物の安全性に係る正確な情報提供やPR活動等を継続して行うよう要望します。
- (2) 県、市町村、生産者団体等が取り組む風評被害対策に要する経費について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

【現状と課題】

- 消費者庁による「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第12回）」では、放射性物質による影響への不安から、食品購入をためらう産地を「岩手県・宮城県・福島県」と回答した人が平成31年2月時点で、未だに7.7%も存在しており、風評被害は依然として払拭されていない状況にある。農林水産物の安全性を消費者等に正しく理解していただくため、継続して的確な情報の発信に取り組むことが必要である。

《岩手県・宮城県・福島県で生産された食品の購入をためらう消費者の割合》

調査時期	H25.2	H25.8	H26.2	H26.8	H27.2	H27.8	H28.2	H28.8	H29.2	H29.8	H30.2	H31.2
割合(%)	14.9	13.0	11.5	12.9	12.6	11.7	10.1	10.6	9.9	8.1	8.0	7.7

※出典：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査」

- 風評被害払拭のため、消費者庁の「地方消費者行政推進交付金」等を活用し、失われた販路の回復と拡大などに向けた取組を実施。原発事故の影響が長期化する中、県、市町村、生産者団体等においては、風評被害対策の継続的な取組が必要であり、今後も財政面での支援が不可欠である。

『「地方消費者行政推進交付金」を活用した風評被害対策の取組状況』

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業実施主体数	58	30	24	26	29	16
助成金額合計(千円)	21,472	22,078	22,258	21,096	14,284	13,493

※上記交付金を活用した県補助事業による市町村・生産者団体の取組

【県担当部局】農林水産部 流通課

これまで、国においては、諸外国に対し、国内の農林水産物や食品の安全性に関する情報を発信していただいたところです。

しかし、本県産の水産物等については、明確な科学的根拠が示されないまま、一部の国から輸入の禁止措置や規制強化措置が講じられています。

こうした課題に対応するため、規制の早期解除について働きかけるよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

4 諸外国における農林水産物等の輸入規制への対応

農林水産物や食品の安全性に関する的確な情報を諸外国に発信し、信頼性の回復を図るとともに、輸入規制を継続している韓国、中国等の政府及び台湾の行政
府に対し、規制を早期に解除することを強力に働きかけるよう要望します。

【現状と課題】

- 岩手県産の水産物等については、明確な科学的根拠が示されないまま、韓国政府等による輸入停止措置や、台湾行政等による輸入規制強化措置が講じられていることは、東日本大震災津波からの復興に取り組む本県水産業に影響を及ぼすことから、諸外国に対して、放射性物質検査に基づく安全性確保の取組等を的確に情報発信し、信頼性の回復を図ることが必要。
- また、韓国、中国等の政府及び台湾の行政は、日本産の農林水産物等を輸入する際の規制として、日本国内の輸出事業者に対して、政府作成の放射性物質検査証明書等の添付を求めているが、事業者の手間やコストが嵩むことから、その負担軽減を図るため、関係諸外国の政府に対して、規制が早期に解除されるよう強力な働きかけが必要。

《岩手県に係る各国・地域の輸入規制状況（平成31年4月15日現在）》

輸入規制状況	該当国・地域数	主要国・地域名（品目名）
輸入停止	2カ国	韓国（全ての水産物等）、米国（きのこ類等）
放射性物質検査証明書	9の国・地域	中国（野菜等）、台湾（水産物）、EU等（水産物）等
産地証明書	9の国・地域	中国（野菜等）、台湾（全ての食品）、シンガポール（水産物等）等

※出典：農林水産省

【県担当部局】農林水産部 流通課

9 直轄事業の着実な推進

令和元年度予算においては、三陸沿岸道路等の復興道路、復興支援道路や港湾の整備に手厚く予算措置されるなど、被災地の復興が更に加速するものと期待しています。

引き続き、被災地の復興を牽引する復興道路等や港湾事業について、強力に整備を推進するよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 「復興道路等」の全線完成

三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路の復興道路等について、国の「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進め、復興・創生期間が終了する令和2年度までに全線完成するよう要望します。

2 津波対策のための防災施設等の早期整備

久慈港湾口防波堤事業について、着実に整備を推進するよう要望します。

また、宮古港竜神崎防波堤について、確実に完成するよう要望します。

3 必要な予算の確保

被災地の復旧・復興に遅れが生じないように、資材価格や人件費の上昇による事業費の増額にも十分対応できる予算を確実に確保し、整備を推進するよう要望します。

【現状と課題】

1 「復興道路等」の全線完成

- 県内の復興道路等の進捗状況（平成 31 年 3 月末時点）

計画延長 (事業化延長)	開通済	事業中	
		開通見通し 発表済	開通見通し 未発表
359 km	231 km	90 km	38 km

- 県内の復興道路等の開通予定

開通予定	路 線	区 間	延長
令和元年度	三陸沿岸道路（釜石山田道路）	釜石北 IC～大槌 IC	4.8km
	三陸沿岸道路（久慈北道路）	久慈北 IC～(仮称)侍浜 IC	7.4km
	宮古盛岡横断道路（宮古箱石道路）	宮古市下川井地区	2.0km
	宮古盛岡横断道路（都南川目道路）	田の沢 IC～手代森 IC	3.4km
令和 2 年度	三陸沿岸道路（宮古田老道路）	宮古中央 IC～田老真崎海岸 IC	17.0km
	三陸沿岸道路（尾肝要普代道路）	(仮称)田野畠北 IC～普代村第 11 地割	8.0km
	三陸沿岸道路（洋野階上道路）	(仮称)侍浜 IC～階上 IC (うち岩手県内)	23.0km (20.0km)
	宮古盛岡横断道路（宮古箱石道路）	宮古市藤原～宮古中央 IC	4.0km
		宮古市墓目～腹帶地区	7.0km
		宮古市川井～箱石地区	7.0km
	宮古盛岡横断道路（区界道路）	宮古市区界～盛岡市築川	8.0km
		計 (うち岩手県内)	91.6km (88.6 km)

※端数処理により、「県内の復興道路等の進捗状況」開通見通し発表済の数値と一致していない。

- 岩手県内の復興道路等の開通見通し未発表区間

開通予定	路 線	区 間	延長
未発表	三陸沿岸道路（野田久慈道路）	普代村第 16 地割～久慈 IC	25.0km
	三陸沿岸道路（田野畠道路）	(仮称)田野畠南～尾肝要	6.0km
	宮古盛岡横断道路（平津戸松草道路）	宮古市平津戸・岩井～松草	7.0km
		計	38.0km

- 平成 28 年に発生した台風第 10 号により、一般国道等の緊急輸送道路が各地で寸断され、救援活動や物資輸送等に大きな支障が生じたところ。一方で開通済みの高規格道路は被災がなく、救命救急活動や支援物資輸送など有効に機能。
- 開通見通しの未発表区間が残っていることから、「復興・創生期間における東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進め、被災地の復興と、災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築のため、復興・創生期間が終了する令和 2 年度までに復興道路等の全線完成を図る必要。

2 津波対策のための防災施設等の早期整備

- 県内の湾口防波堤等の完成予定

施設名	完成済又は完成予定年度
久慈港湾口防波堤	令和 10 年度（2028 年度）
宮古港竜神崎防波堤	令和 2 年度（2020 年度）
釜石港湾口防波堤	平成 29 年度（2017 年度）
大船渡港湾口防波堤	平成 28 年度（2016 年度）

3 必要な予算の確保

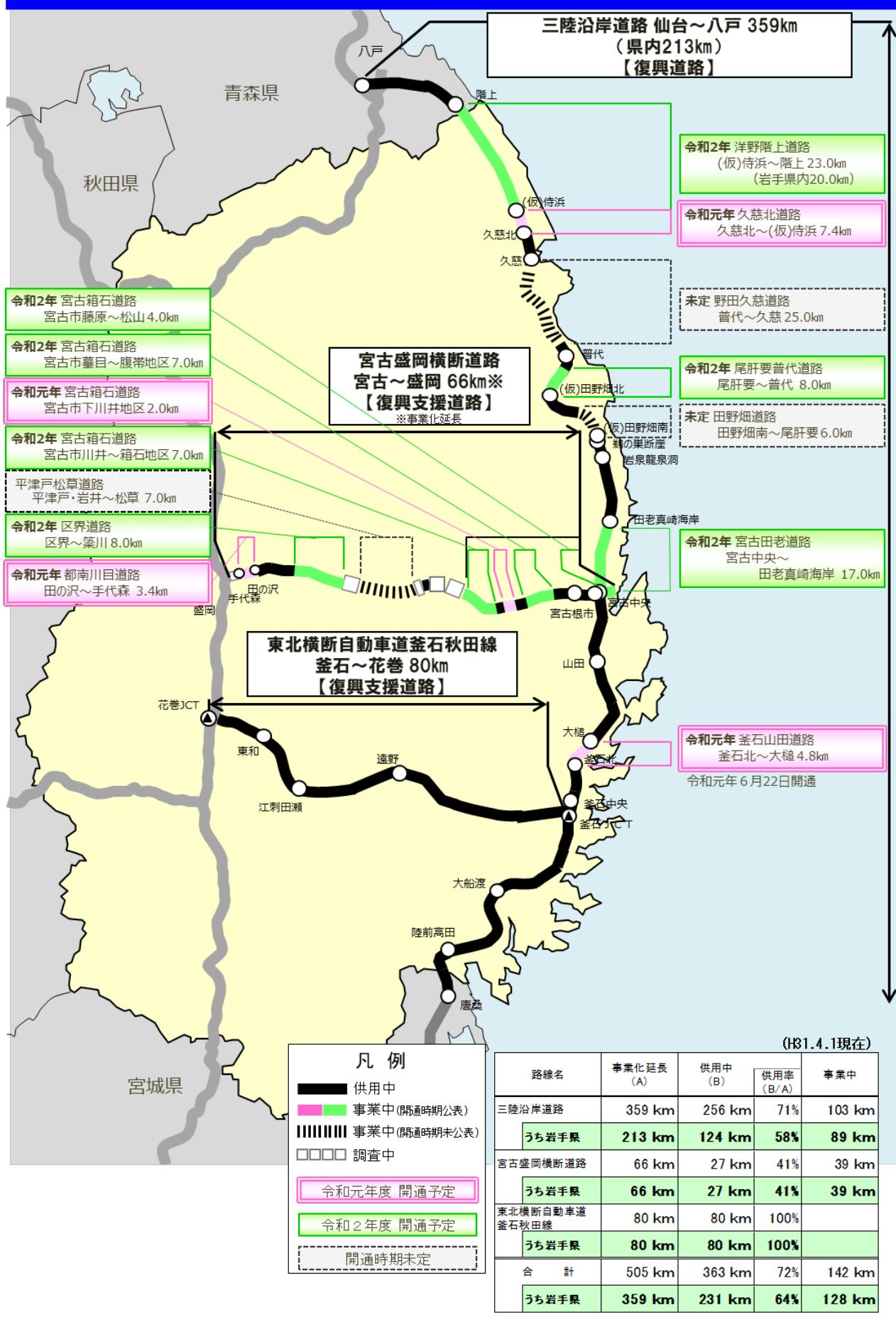
- 港湾を活用した企業活動が進み、被災地の地域経済活動の再生を下支え。
 - ・ 久慈港では、発電所の操業による再生可能エネルギー関連資材の取扱いやセメント原料となる珪石の移出が増大。
 - ・ 宮古港では、平成 30 年 6 月 22 日に宮古・室蘭フェリー航路が開設。竜神崎防波堤背後の出崎地区では、県が令和 2 年度の完成を目指し旅客ターミナルの整備を実施中。
 - ・ 釜石港では、平成 29 年 9 月にガントリークレーンが供用開始し、同年 11 月には外貿定期コンテナ航路が開設。
 - ・ 東北横断自動車道釜石秋田線が全線開通し、釜石港における利用企業数、一般貨物コンテナ取扱量の更なる増加を期待。
 - ・ 大船渡港では、永浜・山口地区における -13m 岸壁を中心とした多目的国際ターミナルの整備を実施中。
- これらの動きを確実なものとし、被災地の産業・なりわいを再生させるため、復興道路等や港湾の整備に必要な予算を確実に確保し、一層の整備推進を図ることが必要。
- また、被災地では資材価格や人件費が上昇しており、これらに対応するための予算の確保が必要。

«復旧・復興に係る本県の主な直轄事業費の推移（災害復旧を除く）»

(単位：百万円)

	H23 3次補正	H24 当初	H25 当初	H26 当初	H27 当初	H28 当初	H29 当初	H30 当初	R1 当初
道路(復興道路等)	60,678	83,606	96,175	100,824	133,084	151,850	149,999	137,875	117,810
港湾(湾口防波堤等)	500	4,690	7,128	7,244	7,244	5,976	7,328	7,288	7,148

岩手県内の復興道路等の概要



【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室、道路建設課、港湾課

10 社会資本整備総合交付金（復興）等の復興完了までの確実な予算措置

東日本大震災津波の発災から8年が経過し、被災地では防潮堤や水門、道路等の復興事業が着実に進んでいますが、これらの復興事業が完了するまでの確実な予算措置が必要なことから、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 復興完了までの確実な予算措置

防潮堤、水門等の海岸保全施設や港湾施設、災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けた道路整備等について、復興事業が完了するまでの間、確実に予算措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 復興完了までの確実な予算措置

- 社会資本整備総合交付金（復興）、復興交付金等は本県の社会資本の復興に欠かすことのできない事業であり、全ての事業が完了するまでの確実な事業費の確保が必要。
- 市町村のまちづくりと一体となった防潮堤、水門等の海岸保全施設、港湾施設や被災地の復興を牽引する道路等を整備しており、復興・創生期間内にほとんどの事業は完了する見通しとなるが、一部の事業については、やむを得ない事情により用地取得、関連工事との調整等に時間を要したため、復興・創生期間内に完了しない可能性がある。
- 復興まちづくりの前提となるこれらの基幹的事業等を着実に進め、被災地の復旧・復興を完了させるためには、地域の実情に配慮し、復興完了までの確実な予算措置が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

11 被災地の繰越手続の簡素化及び復旧・復興の進度に応じた予算配分

これまで国においては、被災地の繰越手続の簡素化について実施いただいてきたところですが、本県では依然としてマンパワー不足や資材不足等の課題があることから、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 被災地の繰越手続の簡素化

被災地の復旧・復興事業を着実に進めるため、被災地における事故繰越手続について、簡素化の措置を継続するよう要望します。

2 被災地の復旧・復興の進度に応じた予算配分

やむを得ず執行不可能となった予算については、後年度において国が再度予算を計上するとともに、被災地の復旧・復興の進度に応じた予算配分措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 被災地の繰越手続の簡素化

- 被災地では、平成30年度予算を翌年度に繰り越して事業執行しているが、マンパワー不足や資材不足等の課題が複合的に発生し、令和元年度内に完了しない可能性。
- その場合、事故繰越に要する手續は膨大な事務量となることから、平成30年度予算も平成23年度補正予算等と同様に簡素化が必要。

《参考》「事故繰越手続き等の簡素化」の主な内容（第4回復興推進会議（平成24年11月）合意）

- | |
|---|
| ①繰越理由書 ⇒ 必要最低限の事項を記載する簡易な様式を作成し1枚で全てを完結 |
| ②添付資料 ⇒ 事業概要・工程表・図面・契約書類等の添付を全廃 |
| ③ヒアリング ⇒ 財務局ヒアリングを全廃 |

《参考》本県の繰越状況（県土整備部・農林水産部分、国費ベース）

	県土整備部	農林水産部 (水産庁所管分(公共))	合計
H29⇒R1 事故繰越	15,120百万円	3,537百万円	18,657百万円
H30⇒R1 明許繰越	43,568百万円	15,731百万円	59,299百万円

2 被災地の復旧・復興の進度に応じた予算配分

- 関係機関等との協議に時間を要するなど、当初予定していた工程から大幅な遅れが生じ、今年度内においても予算を執行できない場合は、不用残額にせざるを得ない状況。

《参考》本県の復旧・復興予算に係る不用額の状況（県土整備部・農林水産部分、国費ベース）

	県土整備部	農林水産部 (水産庁所管分(公共))	合計
H30 不用額	3,077百万円	8,827百万円	11,904百万円

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室
農林水産部 水産振興課、漁港漁村課

12 高規格道路の適切な管理体制の確保

復興道路・復興支援道路は、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路ネットワークを構成し、震災からの早期復興を支援する路線であります。

平成28年台風第10号による県内の甚大な被害も踏まえ、災害に耐え得る安全で信頼性の高い高規格道路として、国において一体的な管理体制を確保するとともに、「復興・創生期間」の終了後においても高規格道路として継続して整備する必要があることから、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 高規格道路の適切な管理体制の確保

頻発する災害にも耐え得る安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、復興道路や復興支援道路の整備に伴う高規格道路の管理延長の増加にも十分対応した適切な管理体制を確保するよう要望します。

2 宮古盛岡横断道路の指定区間編入

宮古盛岡横断道路は、三陸沿岸道路及び盛岡秋田道路と一体となって、東北地方の格子状骨格道路ネットワークを形成し、震災からの早期復興を支援する路線であることから、復興支援道路としての整備完了後は速やかに全線を一括して指定区間に編入し、国において一体的に管理するよう要望します。

3 宮古盛岡横断道路の全線高規格化

宮古盛岡横断道路は、平成28年の台風第10号により、現道活用区間において全面通行止めが発生したことから、優先整備区間である「根市～ねいち ひきめ 薩目」及び「はこいし たつそべ 箱石～達曽部」における防災機能の強化に向けた調査を推進するとともに、「復興・創生期間」の終了後も、国において全線の高規格化を図るよう要望します。

1 高規格道路の適切な管理体制の確保

- 平成 28 年に発生した台風第 10 号により、一般国道等の緊急輸送道路が各地で寸断され、救援活動や物資輸送等に大きな支障が生じた一方で、開通済みの高規格道路は被災がなく、有効に機能したところ。
- 頻発する災害にも耐え得る安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するためには、高規格道路が災害時においても確実に機能することが不可欠であり、復興道路や復興支援道路の整備に伴う高規格道路の管理延長の増加にも十分対応した適切な管理体制の確保が必要。

『岩手県内の復興道路等の整備に伴う高規格道路の延長』

路線名	H23.4月 供用済延長	H31.4月 供用済延長	R3.3月 供用見込み延長
三陸沿岸道路	48 km	124 km	213 km
宮古盛岡横断道路（事業化延長）	1 km	27 km	66 km
東北横断自動車道釜石秋田線	30 km	80 km	80 km
合 計	79 km	231 km	359 km

2 宮古盛岡横断道路の指定区間編入

- 宮古盛岡横断道路は、三陸沿岸道路及び盛岡秋田道路と一体となって、日本海側と太平洋側を結ぶ東北地方の格子状骨格道路ネットワークの一部を構成することに加え、太平洋沿岸と内陸の連携を強化し、東日本大震災津波からの早期復興に貢献する路線。
- 一方、格子状骨格道路の横軸のうち、県庁所在地と主要都市を結ぶ路線で県管理は国道 106 号のみ。
- 長大構造物が連続（事業化区間の橋・トンネルの構造物比率が約 70%）する自動車専用道路等の規格の高い道路であり、令和 2 年度の復興支援道路の完成後には、高度な維持管理が必要となる。
- 平常時・災害時を問わず安定的な輸送を確保するためには、高度で効率的な維持管理が必要となることから、復興支援道路としての整備が完了する令和 2 年度内に速やかに全線を一括して指定区間に編入し、国による三陸沿岸道路との一体的な管理が必要。

『整備状況（平成 31 年 4 月現在）』

事業化延長 [指定区間編入要望延長※]	供用済延長（うち現道活用区間）	事業中延長
66km [約 80km]	27km (13km)	39km

※ 復興支援道路完了後の実延長

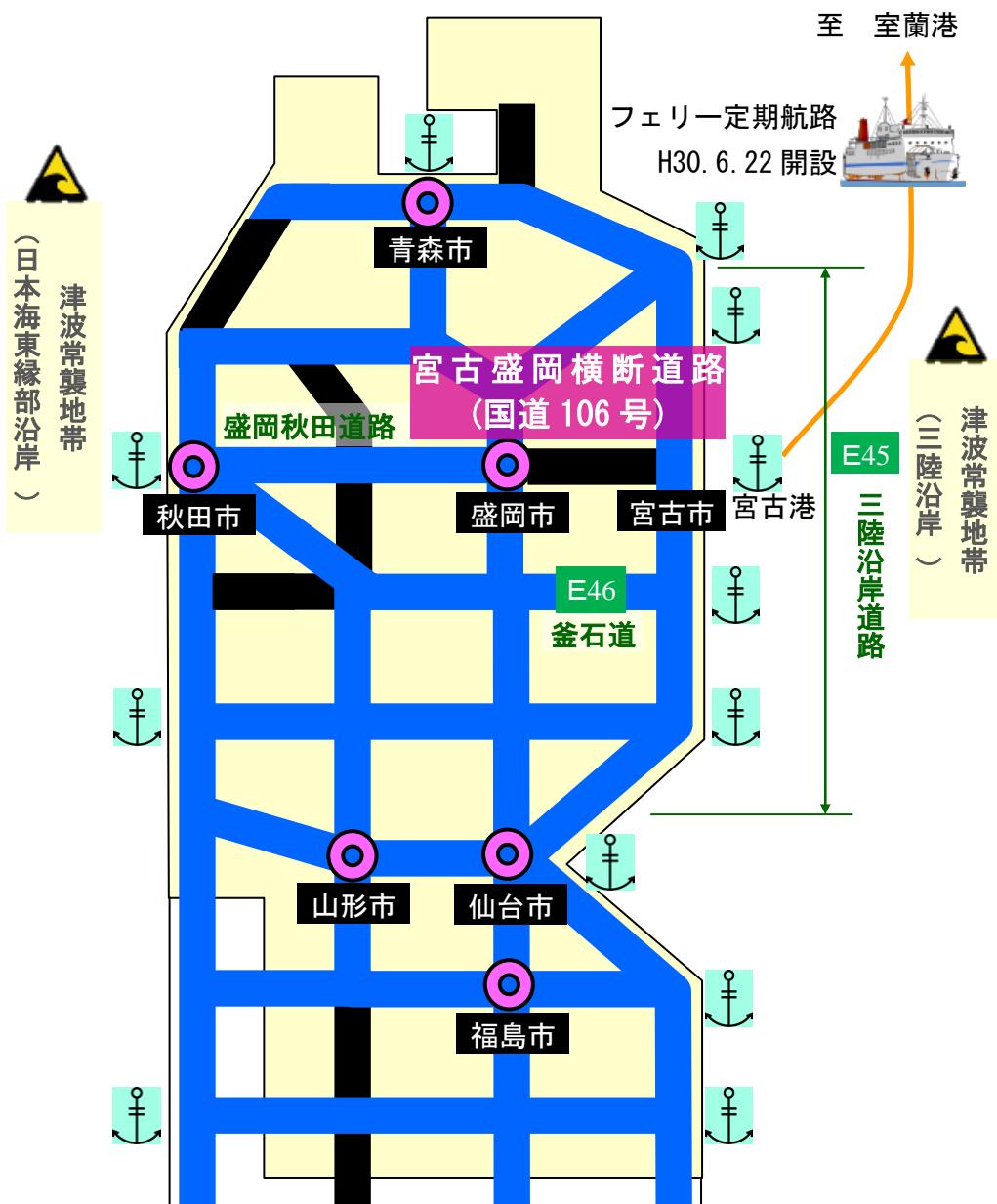
3 宮古盛岡横断道路の全線高規格化

- 宮古盛岡横断道路は、復興支援道路として国が一部区間を直轄権限代行により高規格道路として整備を実施しており、平成 27 年度には都南川目道路（自動車専用道路）の一部区間が供用。
- 一方、平成 28 年 8 月の台風第 10 号により、現道活用区間において 11 日間の通行止めが発生し、災害に対する脆弱性の解消を図り、信頼性の高い道路としての整備が急務となっているところ。
- 平成 30 年度には、防災機能の強化に向けた、「国道 106 号宮古地区防災対策検討協議会」において、国から技術的助言をいただき優先整備区間とした「根市～墓目」及び「箱石～達曾部」について、整備方針案等のとりまとめを行い、バイパス整備を妥当とする結論に至ったところ。
- 上記優先整備区間の防災機能の強化に向けた調査を推進するとともに、「復興・創生期間」終了後も、国による全線の高規格化を図ることが必要。

《高規格化の状況（平成 31 年 4 月現在）》

分類	延長	備考
整備済	14km	宮古箱石道路〔宮古西道路（宮古中央 IC～宮古根市 IC）〕 達曾部道路 築川道路 都南川目道路（川目 IC～田の沢 IC）
事業中	39km	宮古箱石道路〔宮古西道路（藤原～宮古中央 IC）〕 〃〔墓目～腹帶地区〕 〃〔下川井地区〕 〃〔川井～箱石地区〕 平津戸松草道路 区界道路 都南川目道路（田の沢 IC～手代森 IC）
高規格化の検討が必要な区間	29km	<平成 31 年度から直轄調査を行う区間> 根市～墓目 箱石～達曾部 <その他の現道活用区間> 腹帶～下川井 下川井～川井 達曾部～平津戸 松草～区界 手代森 IC～盛岡南 IC
計	約 80km	

東北地方の格子状骨格道路ネットワーク



(出典：国土交通省東北地方整備局ホームページに加筆)

【凡例】

■ 国・NEXCO 管理区間（見込み区間を含む）

■ 県管理区間

【県担当部局】 県土整備部 道路環境課、道路建設課

13 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政措置

本県では、東日本大震災津波の際、水門等の閉鎖作業に従事していた消防団員が多数犠牲となったことから、津波警報等発令時における水門等操作員の安全確保を図るため、水門・陸閘自動閉鎖システム等の整備を推進しているところです。

このような中、昨年6月に策定された「国土強靭化アクションプラン2018」においては、大規模地震想定地域における水門、樋門等の自動化、遠隔操作化を推進することとしており、今後国内において広く普及していくことも想定されます。

については、こうした水門、樋門等の自動化、遠隔操作施設の整備による津波防災対策をより確実なものとするために、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政措置

水門、樋門等の自動化、遠隔操作施設による津波防災対策をより確実なものとするためには、施設整備後も適切な管理を継続していく必要があることから、これに係る維持管理費及び修繕費、更新費について財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 東日本大震災津波において水門等の閉鎖作業に従事していた消防団員が多数犠牲となったことから、操作員の安全確保を図るため自動閉鎖システムの整備等を推進する必要。
- 「津波対策の推進に関する法律」においても、津波が到達する前の自動的な閉鎖又は遠隔操作による閉鎖を可能とするための改良に特に配慮して取り組むよう努めることとされている。
- 国では、平成30年6月に策定した「国土強靭化アクションプラン2018」において、水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の着実な推進とあわせて、操作従事者の安全確保を最優先とする水門等の効果的な管理運用を推進することとされており、今後大規模地震想定地域等において同様のシステム等の整備が見込まれる。
- 水門等の統廃合や常時閉鎖化等を行ってもなお、自動閉鎖システム等の整備が必要となる水門等は約220基となる見込み。

《震災前後の操作・運用比較》

(県管理海岸（国土交通省所管、農林水産省所管）、市管理海岸（農林水産省所管）の合計)

震災前		削減	削減後 ①	新設※1 ②	震災後 H31.3月現在		
施設数	遠隔				常時閉鎖等※2	遠隔※3	
773	35	約380	約400	約120	約520	約300	約220

※1) 新設：震災前の無堤区間の整備等、防潮堤延長の増に伴い新設となるもの

※2) 内訳（基）：フラップゲート化（約170）、常時閉鎖（約110）、その他（約20）

※3) 内訳（基）：自動閉鎖システム（約210）、既存システム（約10）

- 自動閉鎖システム等の整備に伴い、県の水門等の維持費は約5億円/年、県の更新費は約10億円/年を要する見込み。
- 一方、これらを確実に稼動させるためには、施設整備後も電気料や点検費用、施設・設備の修繕費・更新費が必要となるが、現行の財政措置は整備費等一部の費用のみが交付金の対象とされていることから、施設を確実に運用していくためには地方交付税措置等の充実が必要。

《自動閉鎖システム等の整備・運用に必要となる主な費用と現行の財政措置状況》

区分	主な内容	現行の財政措置状況	
		有無	補助率等
整備費	・機械設備（開閉装置 等） ・通信設備（遠隔監視制御装置、情報処理装置、衛星通信装置、光通信装置 等） ・電源設備（配電・分電装置、非常用発電機 等） ・制御所建物（消防署・屯所 等）	○	1 / 2 （※1）
修繕費・更新費		○	1 / 2 （※2）
維持管理費	・電気料 ・点検費用（保守定期点検、精密点検等）	×	—

※1 社会資本整備総合交付金（復興）、農山漁村地域整備交付金

※2 國土交通省所管：特定構造物改築事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業

農林水産省所管：農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備）

【担当部局】 県土整備部 河川課

農林水産部 農村建設課、漁港漁村課

14 復興のために必要となる交通安全施設等の整備事業に係る財政措置

復興のために必要となる交通安全施設等の整備については、復興道路等の整備事業と一体不可分な事業であり、これまで警察庁における災害復興補助金要綱に基づく措置や補助単価の改定による財政措置を得て、事業を推進してきたところです。

しかしながら、被災地においては、依然として県費での負担が見込まれることから、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 交通安全施設等の整備事業に係る財政措置の継続及び拡充

復興のために必要となる交通安全施設等の整備について、依然として実勢工事単価が補助単価を大きく上回っており、県費での負担が見込まれることから、財政措置の継続と拡充により県の負担を軽減するよう要望します。

【現状と課題】

1 復興道路等の開通予定

区間		改良工事・開通見通し等 令和2年度
三陸沿岸道路	洋野～陸前高田 約213km	
	開通見通し区間	階上IC～侍浜IC 普代IC～田野畠北IC 田老真崎海岸IC～宮古中央IC 久慈IC～普代IC(未公表) 田野畠IC～田野畠南IC(未公表) 79.0km (うち未公表区間 31.0km)
宮古盛岡横断道路	盛岡～宮古 約100km	
	開通見通し区間	区界～築川 根市～箱石 (茂市地区、下川井地区、川井地区) 宮古市藤原～宮古中央IC 平津戸・岩井～松草(未公表) 48.0km (うち未公表区間 7.0km)

※ 交通安全施設等の整備にあっては、令和2年度に実施予定

2 復興道路等の交通安全施設整備に要する経費（見込み）

(単位:千円)

区間	三陸沿岸道路	宮古盛岡横断道路	合計
令和2年度	581,683	218,537	800,220

3 必要な予算の確保と全面的な財政措置

- 被災地域における土地区画整理事業等、復興交付金基幹事業と併せて整備する交通安全施設等については、県費負担の必要がない効果促進事業を活用。
- 復興道路等の整備に伴う交通安全施設等整備については、警察庁の「東日本大震災からの復興に必要となる交通安全施設等整備事業に係る国庫補助金取扱要綱」に定める国庫補助事業として、補助金の県費負担分に震災特別交付税を充当することにより、一部を除き県費負担が生じない制度となっている。
しかし、補助単価が実勢工事単価と乖離していることから、実際には約3億4千2百万円（試算額）の県費負担が生じる見込み。
- 復興道路等の安全確保のためには適時適切な整備が必要であることから、これまでと同様の財政措置を継続するとともに、補助単価の見直し等による補助対象額を増加し、県費負担の軽減を図ることが必要。

15 広域防災拠点整備に対する財政支援

本県では、東日本大震災津波の教訓を踏まえ、大規模災害時に支援拠点となる広域防災拠点施設の整備を進めています。

については、この整備に当たり、国においても必要な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 広域防災拠点整備に対する財政支援

広域防災拠点の整備について、既存施設の活用に加え、新たな施設等の整備も必要となることから、整備費への財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 本県では、平成25年2月に、広域防災拠点の整備に関する考え方を定めた「岩手県広域防災拠点整備構想」を策定し、広域防災拠点を、本県が被災した場合のみならず、隣接県等が被災地となった場合においても、自衛隊等の活動拠点や物資供給等の拠点として機能するものと定義。
- 平成26年3月には、広域防災拠点の配置箇所を定めた「岩手県広域防災拠点配置計画」を策定。既存施設の活用を前提としているが、備蓄倉庫や通信設備など新たな施設や設備が必要であり、多額の事業費が見込まれるところ。
- 災害応急対策に必要な機能を集約した新たな防災拠点施設の整備について、中長期的な課題に位置付けた上で、引き続き検討を進めていくこととしていることから、新たな防災拠点施設の整備に対する財政支援措置の創設が必要。

《参考1：既存施設の活用を前提とした本県の広域防災拠点整備までのスケジュール》

年 度	実 施 項 目
平成25年度～26年度	<ul style="list-style-type: none">・広域防災拠点配置計画及び災害備蓄指針の策定・災害備蓄指針の策定・広域防災拠点運用マニュアルの作成等
平成26年度～30年度	<ul style="list-style-type: none">・広域防災拠点の整備（既存施設を活用する場合、運用に支障がないよう、衛星携帯電話を配備するほか、備蓄指針に基づく物資を備蓄）
令和元年度～	<ul style="list-style-type: none">・備蓄指針（平成31年3月改訂）に基づく物資の備蓄（保存期限が満了した備蓄物資の更新、組立式洋式トイレの備蓄等）

《参考2：広域防災拠点整備に要する事業費見込み》

- ① 既存施設を活用して整備する場合の事業費見込み（概算）

備蓄倉庫や通信設備等の整備には、1か所あたり5～7千万円程度を見込んでおり、県内4か所の整備とした場合、全体事業費として2～3億円程度が必要。

- ② 新たな防災拠点を整備する場合の事業費見込み（概算）

他県の例では、施設建設等の事業費として、概ね50～60億円程度を要しているところ。

16 被災者の生活再建に対する支援

東日本大震災津波による被災者への支援については、これまで、国において災害救助法に基づく救助範囲を拡充するとともに、震災復興特別交付税により措置していただいているところです。

これにより、応急仮設住宅の補修費についても国費の対象とされたほか、当該交付税を原資とし、県及び市町村が独自に住宅再建支援施策等を講ずるなどの被災者支援が行われているところですが、応急仮設住宅の供与期間の長期化や建築資材の高騰等に伴う課題も生じているところです。

このような課題に対応するため、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡充

応急仮設住宅の集約等により被災者が他の応急仮設住宅へ転居せざるを得ない場合の移転費用について、災害救助費の対象とするよう要望します。

2 被災者生活再建支援制度の拡充

被災者の住宅再建が十分に図られるよう、被災者生活再建支援金を工事単価の上昇に対応して増額するとともに、半壊世帯も対象とするなど支援範囲を拡大するほか、震災復興特別交付税などの地方財政措置による支援を拡大するよう要望します。

3 個人の二重債務解消に向けた支援

被災前の住宅ローン等が生活再建の支障とならないように、法整備を含む新たな債務整理のための仕組みの構築などについて、国による積極的な対応を行うよう要望します。

4 災害援護資金貸付けの特例措置の延長及び円滑な事務処理の支援

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）」及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）」に基づく災害援護資金貸付けの特例について、令和2年3月31日まで延長いただいたところですが、令和2年4月1日以降も延長するよう要望します。

また、本格的な償還時期を迎えるにあたり、借受人及び市町村からの償還に関する相談の増加が見込まれることから、支払猶予、償還免除などの運用基準や具体的な取扱事例を示すなど、円滑な事務処理について支援するよう要望します。

5 住宅再建を支援する建築確認申請等手数料減免に対する財政支援

特定行政庁が行う建築確認申請等の手数料減免に対して、全ての住宅の再建が完了するまで震災復興特別交付税の措置を講ずるよう要望します。

また、指定確認検査機関が行う建築確認申請等の手数料減免について、全ての住宅の再建が完了するまで国庫補助を行うとともに、特定行政庁と同様、手数料全額を国庫負担とするよう要望します。

【現状と課題】

1 応急仮設住宅間の転居費用に対する支援

- 応急仮設住宅の団地の集約や、民間賃貸住宅の貸主の事情等により被災者がやむを得ず他の応急仮設住宅へ転居する場合の移転費用については、自治体が負担している状況（今年度、本県では当初予算で980万円を計上）。
- 応急仮設住宅の供与期間については、災害公営住宅や土地区画整理事業等の面整備の状況を勘案し、1年ごとに国と延長協議を行い、次の市町について、特定の事情のある方に限定し、延長（特定延長）しているところ。

～宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市（6市町）

2 被災者生活再建支援制度の拡充

- 現行制度では、全壊の場合、被災者生活再建支援金の支援額の上限は300万円であるが、住宅建設費が上昇していることもあり、住宅再建には不十分。

〔例：1,000万円の住宅を建てる場合〕

- ① 住宅取得に係る経費 1,000万円
- ② 支援制度による補助等 515万3,000円
(内訳) 利子補給、新築補助（バリアフリー・県産材）115万3,000円
被災者生活再建支援金300万円、被災者住宅再建支援事業100万円
① ②=484万7,000円（被災者自己負担額）

- 支給対象は、全壊（半壊で解体する場合を含む。）又は大規模半壊した世帯であるが、半壊世帯においても住宅再建のために多額の資金が必要。

- 工事単価（請負金額）の平均

(単位：万円／坪)

	震災前		震災後					
			H25. 2 頃 (第1回)		H25. 10 頃 (第2回)		H26. 7 頃 (第3回)	H27. 7 頃 (第4回)
3県 合計	49.1 万円	⇒ (UP)	52.7 万円	⇒ (UP)	54.7 万円	⇒ (UP)	55.9 万円	⇒ (UP)
岩手県	100		106.6		109.1		113.2	
	48.5 万円	⇒ (UP)	51.7 万円	⇒ (UP)	52.9 万円	⇒ (UP)	54.9 万円	⇒ (UP)
宮城県	100		111.6		120.8		115.4	
	47.5 万円	⇒ (UP)	53 万円	⇒ (UP)	57.4 万円	⇒ (DW)	54.8 万円	⇒ (UP)
福島県	100		106.4		112.7		116	
	51.2 万円	⇒ (UP)	54.5 万円	⇒ (UP)	57.7 万円	⇒ (UP)	59.4 万円	⇒ (UP)

	震災前		震災後					
			H27. 12 頃 (第5回)		H28. 10 頃 (第6回)		H29. 12 頃 (第7回)	H30. 12 頃 (第8回)
3県 合計	49.1 万円	⇒ (UP)	57.5 万円	⇒ (UP)	58.1 万円	⇒ (UP)	59.4 万円	⇒ (UP)
岩手県	100		116.9		117.9		119.6	
	48.5 万円	⇒ (UP)	56.7 万円	⇒ (UP)	57.2 万円	⇒ (UP)	58.0 万円	⇒ (UP)
宮城県	100		123.4		120.4		123.6	
	47.5 万円	⇒ (UP)	58.6 万円	⇒ (DW)	57.2 万円	⇒ (UP)	58.7 万円	⇒ (DW)
福島県	100		112.9		122.9		121.9	
	51.2 万円	⇒ (UP)	57.8 万円	⇒ (UP)	62.9 万円	⇒ (DW)	62.4 万円	⇒ (UP)

※ 出典：「被災三県の住宅復興に関する実態把握調査（第8回調査）～木造住宅生産体制に関するアンケート～」（一般社団法人岩手県建築士事務所協会）

※ 工事単価は、元請の木造住宅新築工事のもの（建替えを含む）

3 個人の二重債務解消に向けた支援

- 応急仮設住宅から恒久的住宅への移行が本格化する中で、個人の住宅ローン等に関する二重債務問題が被災者の生活再建に大きな障害。
- 住宅金融支援機構が住宅ローンの返済を猶予している5年間が終了し、返済の再開により生活再建が困難になるケースが想定されるところ。
- 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理は、平成31年3月29日現在で5,939件の相談に対し、成立件数は1,371件（うち岩手県365件）、23.1%と低調。また、そもそも債権者である金融機関の全ての合意が必要であり、私的整理という仕組みに限界。
- 法整備を求める請願が県議会に提出され、採択されているところ。

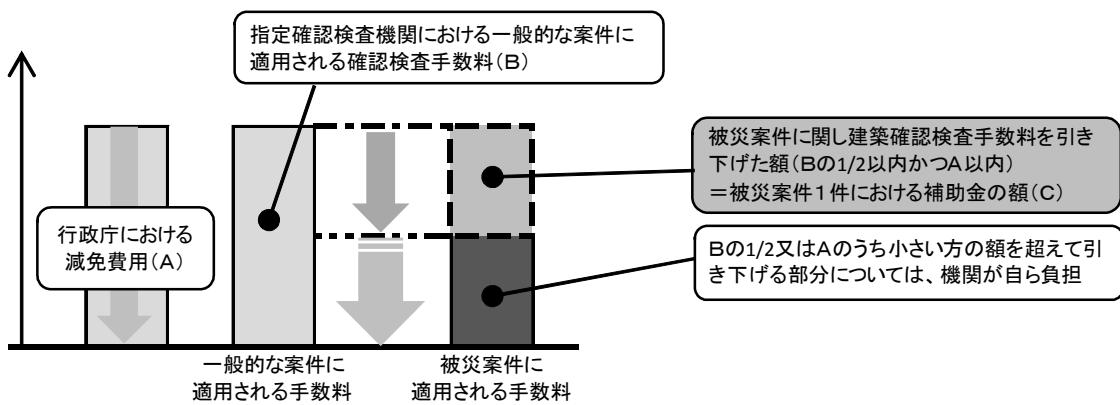
4 災害援護資金貸付けの特例措置の延長及び適切な事務処理の支援

- 東日本大震災に係る災害援護資金貸付けについては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）」及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号）」に基づき、貸付けを受けられる期間の延長及び償還期間等の特例延長並びに利率の引下げなどの特例措置が講じられているところ。
- 当特例措置の適用期間については、平成 31 年 3 月 31 日までとされていたところ、同月 29 日の政令改正により令和 2 年 3 月 31 日まで 1 年間延長されたところ。
- 本県における被災者へのこれまでの貸付件数及び金額は、それぞれ 1,146 件、29 億 6,400 万円（平成 31 年 3 月末時点）に上り、貸付けの内訳をみると、住家の全壊、津波等による滅失流失、半壊による 3 類型で全体の 9 割を占めており、当該貸付金は、住宅再建の資金となる場合が多いと考えられるところ。
- 本県被災地においては、令和 2 年 3 月 31 日時点では住宅の再建が完了しないことが見込まれ、当該特例措置が同日で終了する場合、住宅再建などの生活再建に係る資金の調達が困難となる被災者が生じるおそれがあるところ。
- 本格的な償還時期を迎える、借受人及び市町村からの償還に関する相談の増加が見込まれるが、国から支払猶予や償還免除などの運用基準や具体的な取扱い事例が示されていないため、事務処理に支障が生じていること。

5 住宅再建を支援する建築確認申請等手数料減免に対する財政支援

- 東日本大震災津波から 8 年が経過したが、平成 31 年 3 月末時点で 2 千人以上の方々が応急仮設住宅などで不自由な暮らしを余儀なくされているところ。
- 本県では、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等の実施に伴う住宅用地等の確保が進み、被災者の住宅再建による建築確認申請等が続いていることから、これまで同様、住宅再建への支援が必要。
- 今後、住宅再建準備中の世帯は約 500 世帯（H31.2 月末現在）あると見込まれていることから、被災者の住宅再建を支援する建築確認申請等手数料減免の一貫性・公平性を確保するとともに、手数料減免を行う特定行政庁及び指定確認検査機関への財政支援が必要。

【参考：被災案件 1 件における補助金の額のイメージ図】



【県担当部局】復興局 生活再建課

県土整備部 建築住宅課

《要望事項》

6 消費税率の引上げに伴う被災地に配慮した対策の実施

令和元年10月に予定されている消費税率の引上げによって被災地の経済の落ち込みや復興の遅れを招くことがないよう、国において被災地に配慮した実効性のある対策を十分講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 消費税率については、令和元年10月1日から10%に引上げが予定されているところ。
- 消費税率引上げに伴う被災者支援策として、平成25年12月5日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」において、被災者の住宅再建に係る給付措置が講じられているところ。
- 経済的な支援策としてポイント還元制度、低所得者向けプレミアム付き商品券及び住宅購入支援等が令和元年度予算に盛り込まれ、また、飲食料品には8%の軽減税率が適用されるところ。
- 被災地に配慮した十分な対策が講じられないまま消費税増税といった負担が重くのしかかると、被災地の経済が落ち込み、復興の阻害要因となるおそれがあるところ。

【県担当部局】政策地域部 政策推進室

17 地域公共交通確保維持改善事業における被災地事業の補助対象の見直し及び被災地特例等の継続

地域公共交通確保維持改善事業については、平成27年度までとされていた被災地特例について、令和2年度まで延長されるなど、特別の配慮をしていただいているところです。

本県では、災害公営住宅の建設や高台団地の整備など復旧・復興が着実に進んでいるところですが、特定被災地域公共交通調査事業及び被災地域地域間幹線系統確保維持事業において、災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線は補助対象とされておらず、また、被災地特例も令和2年度までとされていることから、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 特定被災地域公共交通調査事業の補助対象の見直し

被災市町村においては、復興によりまちづくりが進み、生活拠点が応急仮設住宅から災害公営住宅や高台団地などに移行している途上にあることから、被災者の生活の足を確保するため、また、復興後の持続的かつ利便性の高い交通体系の構築を図るため、応急仮設住宅に加え、災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線についても幅広く補助対象とするよう要望します。

2 被災地域地域間幹線系統確保維持事業の被災地特例及び激変緩和措置の継続と補助対象の見直し

被災市町村は、応急仮設住宅のみならず、災害公営住宅や高台団地等への交通確保のため、幹線バス路線の延伸等を行っております。このことにより、補助路線の輸送量が低下し、補助要件割れをきたすおそれがあることなどから、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するまで、被災地特例及び応急仮設住宅を経由しない路線に対する激変緩和措置を継続するとともに、被災地特例については、災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線について幅広く補助対象とするよう要望します。

【現状と課題】

1 特定被災地域公共交通調査事業の補助対象の見直し

- 当該事業の実施期間は、平成 27 年度までとされていたが、令和 2 年度まで延長。
- 被災市町村では、当該事業を活用しながら、仮設住宅居住者等の生活交通を確保。
- 被災市町村においては、復興まちづくりの途上であり、応急仮設住宅のみならず、災害公営住宅や高台団地への交通確保のため、幹線バス路線の延伸等を行っているが、このことにより、被災地域間幹線系統確保維持事業による補助路線の輸送量が低下し、補助要件割れをきたすおそれ。
このため、一定程度まちづくりが完了するまでの間、本事業によって災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線について幅広く補助対象とする必要。

区分	内容
補助上限額	6,000万円（定額） ※H26年度から引上げ（H25年度までは4,500万円）
事業内容	応急仮設住宅と病院、商店、公的機関の交通確保のための調査及び実証運行（公共交通利用実態調査、デマンドタクシーや乗合バスの実証運行等）
補助対象期間	令和 2 年度まで
導入市町村 (H30)	【6 市町村】 ※補助対象市町村：沿岸12市町村 宮古市（H30.9まで）、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町

2 被災地域地域間幹線系統確保維持事業の被災地特例及び激変緩和措置の継続と補助対象の見直し

- 幹線バス路線を維持するため、バス事業者に対し運行欠損額の補助が行われているが、補助要件緩和などの特例措置。
- 平成 27 年度までとされていた特例措置の期間が、令和 2 年度まで延長されたが、対象路線については、応急仮設住宅を経由する路線とされ、経由しない路線は激変緩和措置として、当分の間、輸送量 15 人未満の路線も対象。
- 陸前高田市は、新たなまちづくりの途上であり、応急仮設住宅が令和 2 年度以降も継続する予定であることから、応急仮設住宅に接続する運行路線の維持が引き続き必要。また、本県は、地域公共交通網形成計画を策定し、市町村と連携して、復興まちづくりが進展した後の持続可能な公共交通体系の構築に取り組むこととしているが、ネットワークの構築には、いましばらく時間がかかることから、激変緩和措置の継続が必要。

	通常要件	激変緩和措置
輸送量	15 人以上 150 人以下	150 人以下 (震災前に国庫補助路線の場合に限る)

【県担当部局】政策地域部 交通政策室

18 教育の復興に対する支援

本県では、東日本大震災津波により多くの学校施設等が被災し、今もなお、仮設住宅等での生活を余儀なくされている児童生徒がいます。

これまで国の財政支援により、被災施設の復旧整備が進み、また、被災した児童生徒に対する心理的・経済的両面での支援が行われてきたところですが、被災地はまだ復興途上にあり、まちづくりに合わせて移転が必要な被災施設の復旧整備や児童生徒の居場所の確保、また、震災後しばらく経ってからの発症が予想される心的外傷後ストレス障害（P T S D）等への対応が今後も必要とされています。

こうした課題に対応するため、児童生徒の心のサポート等、子どもたちに対する長期的な支援と公立社会教育施設等の復旧整備に係る継続的な財政支援が引き続き必要であることから、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 児童生徒の心のサポートに対する財政措置の継続

被災により心にダメージを受けた児童生徒の心のサポートについては、中長期的な取組及び多様化するニーズへの対応が必要であることから、スクールカウンセラー（臨床心理士等）やスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）等の派遣等に要する経費について、令和2年度以降においても確実な予算措置を継続するよう要望します。

2 教職員の確保

被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の中長期的な加配措置を継続するよう要望します。

3 大学入試センター試験の被災地臨時会場での継続実施

大学入試センター試験については、平成31年度試験に引き続き、当分の間、岩手県立釜石高等学校及び岩手県立大船渡高等学校を臨時会場として実施するよう要望します。

4 児童生徒の放課後の安全・安心な居場所の確保等に対する財政措置の継続

被災児童生徒のための放課後の安全・安心な居場所の確保及び地域の教育力を活用した学習支援に対する令和2年度以降においても確実な予算措置を継続するよう要望します。

5 公立社会教育施設等の復旧整備に対する財政措置の継続

被災地の公立社会教育施設等においては、今後も災害復旧に向けた整備が必要であることから、震災復興特別交付税や東日本大震災復興交付金による確実な予算措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 児童生徒の心のサポートに対する財政措置の継続

- 平成30年8～9月に実施した「心とからだの健康観察」の結果では、11万8千人余の児童生徒のうち11.1%が教育的配慮を必要としている状況。
- 「スクールカウンセラー等の派遣」や「心とからだの健康観察」については、平成27年度まで国庫委託事業により、平成28年度からは国庫補助事業により実施しているが、阪神・淡路大震災の際ににおいても、発災直後から10年程度心の健康について教育的配慮を要する児童生徒が多くいたことを踏まえると、中長期的な児童生徒の心のサポートが必要であり、継続した財政支援が必要。
- 児童生徒の抱えるストレスの質が、東日本大震災津波そのものから経済環境・居住環境等、児童生徒を取り巻く環境に起因するものへと変わってきており、令和2年度以降も福祉的な視点で支援するスクールソーシャルワーカー等の配置拡充が必要であり、継続した財政支援が必要。

《スクールカウンセラー配置状況》

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スクールカウンセラーカウント	67人 (217校)	63人 (215校)	63人 (238校)	63人 (255校)	64人 (264校)	67人 (268校)	69人 (282校)	68人 (287校)	65人 (289校)
巡回型カウンセラーカウント	5人 (80校)	8人 (91校)	11人 (114校)	13人 (113校)	13人 (105校)	13人 (100校)	13人 (95校)	13人 (85校)	13人 (81校)

※1 スクールカウンセラーは、全県の公立学校を対象とし、定期的に配置校を訪問

※2 巡回型カウンセラーは、被災地の公立学校を対象とし、ニーズに応じ軽重をつけた訪問

《スクールソーシャルワーカー配置状況》

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
配置教育事務所	4事務所	4事務所	4事務所	6事務所	6事務所	6事務所	6事務所	6事務所	6事務所
配置人数合計	9人	9人	9人	12人	14人	17人	18人	18人	18人

2 教職員の確保

- 平成 23 年度から、文部科学省からの震災加配を活用し、人的支援が必要な学校に対し教職員を配置してきたが、震災後しばらく経つてからの発症が予想される心的外傷後ストレス障害（P T S D）等への対応のため、令和 2 年度以降も中長期的な児童生徒の心のサポートや学習支援が必要であり、加配措置の継続が必要。

『教職員の加配措置状況』

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
227 人	237 人	247 人	247 人	246 人	219 人	166 人	148 人

※小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計。平成 28~30 年度は義務教育学校含む。

3 大学入試センター試験の被災地臨時会場での継続実施

- 大学入試センター試験に係る県立釜石高等学校、県立大船渡高等学校への臨時会場の設置については、平成 24 年度入試から、これまで 8 年間実施。
- 今もなお、応急仮設住宅での生活を余儀なくされている生徒がおり、被災地の大学進学を希望する生徒及び保護者の経済的負担の軽減はもとより、自宅からの受験が可能なことによる心理的負担の軽減など、令和 2 年度以降も物心両面の支援が必要であり、被災地臨時会場での継続実施が必要。

『過去 5 か年における大学入試センター試験の臨時会場での志願者数』

試験場	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
釜石高等学校	192 人	236 人	219 人	206 人	220 人
大船渡高等学校	308 人	284 人	278 人	312 人	257 人

4 児童生徒の放課後の安全・安心な居場所の確保等に対する財政措置の継続

- 平成 23 年度から、被災児童生徒のため、児童生徒の放課後の安全・安心な居場所の確保及び地域の教育力を活用した学習支援に対し、財政支援が講じられているところ。
- 沿岸被災地においては、災害公営住宅の整備に伴う転居や仮設住宅の集約等によって、日々状況が変化しており、引き続き、学びを通じた地域コミュニティの再生に向け、中長期的な支援が必要であり、今までの支援に加え、ICT 等の整備による学習環境の充実のため、令和 2 年度以降も継続した財政的支援が必要。

『実事業の実績』

	放課後子ども教室事業		学校支援地域本部事業		沿岸被災地での学習支援		
	市町村数	教室数	市町村数	本部数	市町村数	実施箇所数	登録人数
平成 23 年度	(23)	(110)	(16)	(40)	1	3	147
平成 24 年度	21	115	18	43	5	14	609
平成 25 年度	22	117	18	43	6	19	410
平成 26 年度	23	116	18	44	6	19	843
平成 27 年度	23	113	18	43	7	20	551
平成 28 年度	17	93	15	47	7	15	308
平成 29 年度	16	75	14	44	5	21	305
平成 30 年度	18	86	15	54	5	19	424

※平成 23 年度の「放課後子ども教室事業」及び「学校支援地域本部事業」は補助事業として実施

5 公立社会教育施設等の復旧整備に対する財政措置の継続

- 公立社会教育施設等のうち移転を伴わない施設の復旧整備については、平成 28 年度に完了したが、移転する必要のある施設の復旧整備が今後も見込まれるため、継続した財政支援が必要。

『公立社会教育施設等の復旧整備状況』

区分	被災施設数	平成 30 年度末 復旧済施設	令和元年度 復旧見込施設	令和 2 年度 復旧見込施設
社会教育施設	61 施設	56 施設	3 施設	2 施設
文化施設	11 施設	10 施設	1 施設	0 施設
体育施設	46 施設	44 施設	1 施設	1 施設

【県担当部局】 教育委員会事務局 教職員課、学校調整課、学校教育課、
生涯学習文化財課
文化スポーツ部 文化振興課、スポーツ振興課

19 復興支援活動を行うNPO等への支援の継続

東日本大震災津波からの復興に向けて、平成23年度から被災地域におけるNPO等への活動費助成等に係る財源を措置していただいているが、継続的かつ安定的な復興支援活動を行っていくためには、今後も十分な財源の確保が必要であるため、国による支援の継続について、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 復興支援活動を行うNPO等への支援の継続

復興・被災者支援活動に大きな役割を果たしているNPO等が継続的かつ安定的に活動できるように、引き続きNPO等の活動への支援を継続するとともに、助成採択要件の緩和を要望します。

【現状と課題】

- 平成23年度に、新しい公共支援事業によりNPO等への活動費助成（10/10）が開始。
同事業は平成24年度限りで廃止され、平成25年度から「復興支援活動を行うNPO等への支援」という新しいスキームで被災3県を対象とする新規事業を措置し、平成27年度まで実施。
- 平成28年度から、内閣府において従前の事業を再構築した「NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援事業」により活動への支援が継続されることとなったところ。
- 「NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援事業」については、令和2年度以降の事業継続について明記されておらず、継続されない場合、今後、財政基盤の強化が必要なNPO等の復興支援活動に支障が生じることを懸念。
- 令和元年度における事業実施要領では、助成を受けた翌年度以降、当該助成を受けなくとも継続が見込まれることが事業の採択要件に加わり、被災者の生活に関わる心のケア及び健康維持等の支援や住居移動の繰り返しに伴う地域の実情に応じたコミュニティ形成支援など継続が必要な事業の採択が難しくなっていること。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
沿岸NPO法人数	55	65	86	100	114	118	125	132	129
増加率(H22年度比)	-	118.2%	156.4%	181.8%	207.3%	214.5%	227.3%	240.0%	234.5%

【県担当部局】環境生活部 若者女性協働推進室

20 水産業の復旧・復興支援

これまで、国においては、漁業就業者の確保・育成に係る給付金制度、水産加工事業者の販路回復への支援、漁船や養殖施設、共同利用施設の整備等について措置をしていただいたところです。

これにより、本県水産業の復旧・復興が進んでいるところですが、より一層の復興の推進を図り、将来にわたり持続的で活力のある水産業が展開されるためには、漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、更なる取組が必要な状況にあります。

こうした課題に対応するため、新たな制度の創設や支援の継続・拡充について、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 漁業と流通・加工業の一体的な再生

- (1) 漁業就業者の確保・育成に向けた支援を継続・拡充するとともに、漁業就業者の独立起業を促進するため、収入が不安定な経営開始直後を対象とした支援制度を創設するよう要望します。
- (2) 販路の回復及び拡大を図るため、水産流通加工事業者が行う省力化機器等の整備に対する支援に加え、地域が行う漁獲から流通・加工までの一貫した産地づくりを消費者に情報発信する取組への支援を継続するよう要望します。
- (3) 復興が実現するまでの間、地域の復興状況に応じた共同利用施設等の生産基盤の追加整備など、生産力の回復に必要な施設等の整備に対する支援を継続するよう要望します。
- (4) 養殖経営体の減少により生産量が減少傾向にあることから、地域の養殖形態に対応した省力化機器の開発や改良などを進めるため、県が行う試験研究への支援を要望します。

【現状と課題】

1 漁業就業者の確保・育成に向けた支援

- 漁業センサスによると、県内漁業就業者数は東日本大震災津波前の約6割まで急激に減少しており、水産業の復旧・復興を図るためにには就業者の確保・育成を一層、推進していくことが必要。

	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
漁業就業者数	10,472 人	9,948 人	6,289 人

- 漁業就業者が独立起業するためには、漁船、漁具、養殖施設等の整備に係る初期投資が必要。
- また、経営開始直後は漁業技術が未熟であることに加え、漁船漁業では天然資源の減少による漁獲不振、養殖業では台風や低気圧による被害等のリスクもあるため、収入が不安定であり、経営が軌道に乗るまでの数年間は、多大な経営リスクを負う状況。
- このため、「農業次世代人材投資事業（経営開始型）」と同様の制度を創設し、収入が不安定な経営開始直後の経営リスクを緩和することが必要。

2 販路の回復等に向けた支援

- 県の調査※では、平成30年8月1日現在、売上等が震災前の水準に回復していない水産加工事業者が約7割を占めるため、水産物の販路回復・拡大に向けた支援の継続が必要。また、雇用確保を課題に挙げている水産事業者が約4割を占めるため、省力化機器の積極的な導入による生産性向上への支援の継続が必要。

※ 被災事業所復興状況調査

- 地域における漁獲から流通加工までの一貫した衛生品質管理や生産者と加工流通業者との連携促進、更に消費者への積極的な情報発信など、販路の回復を図る支援の継続が必要。

3 復旧・復興関連施設の整備に対する支援

- 被災した漁船や養殖施設等の復旧に関しては、漁業者等の希望を概ね満たす水準まで整備が進んだが、一部地域においては復興関連工事等により共同利用施設等の整備が遅れていることから、復興が完遂するまで必要な施設の整備を支援することが必要。

4 省力化機器等の整備に対する支援

- 養殖生産量は生産者の減少により震災前の水準まで回復しておらず、生産量の回復を図るために一経営体当たりの生産性を高めることが重要なことから、地域の養殖形態に対応した省力化機器の開発や改良を進めることが必要。

<参考> 繼続・拡充の基礎となる国の事業

- 漁業就業者の確保・育成に向けた支援：「漁業人材育成総合対策事業」
- 販路の回復に向けた支援：「復興水産加工業販路回復促進事業」、「水産バリューチェーン事業」
- 施設等の整備に対する支援：「水産業共同利用施設復旧整備事業」など
- 省力化機器の開発導入支援：「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」、「水産業競争力強化緊急事業」

これまで、サケ及びアワビの種苗生産施設の復旧整備費や、種苗放流経費への支援、サケ資源減少要因の究明に向けた調査、内水面資源量調査への支援等について措置していただいたところです。

これにより、本県のサケ及びアワビの種苗生産能力は、震災前と同水準まで回復したところですが、震災の影響による資源量の減少は、アワビについては令和2年度まで、サケについては令和4年度まで続くことが予想されています。

本県では漁協を核とした震災からの復興を目指しており、漁協の経営安定化のため、サケ資源の回復は不可欠であり、資源回復に向けた優良な放流稚魚を確保するには、引き続き確実な種卵確保を図るため、親魚確保等への支援が必要な状況にあります。

さらに、昨年度は太平洋海域での漁獲量が大幅に減少し、サケの回遊経路における海洋環境の変化が資源の減少をもたらした可能性があります。

また、サケ資源が低迷する中にあっては、新たな資源の造成が望まれているところです。

こうした課題に対応するため、支援の継続や新たな対策への措置について、次のことおり要望します。

《要望事項》

2 サケ及びアワビ等における栽培漁業の再生

(1) 震災の影響で減少したサケ及びアワビの種苗放流について、生産量の回復によって漁業者・漁協が経費を負担することができるようになるまでの間、これらの経費への支援を継続するよう要望します。

特に、サケについては、震災の影響により回帰資源が減少しており、資源の回復がさらに遅れることが懸念されています。このため、「被災海域における種苗放流支援事業」による親魚確保や減産分に対する支援を継続するよう要望します。

(2) 減少している太平洋沿岸のサケ資源の回復に向け、放流された後の本県沿岸での生活期から北上期の減耗要因など、資源変動要因の解明のため、国による北洋海域を含めたサケ回遊経路における広域的な調査を充実するよう要望します。

(3) サケ以外の新たなサケ・マス類の資源を造成するため、サクラマス等の種苗生産技術に関する研究・開発事業を創設するよう要望します。

【現状と課題】

1 サケ及びアワビの種苗生産・放流に要する経費への支援

- 国によりサケ及びアワビの種苗放流に係る経費を支援いただき、震災前と同程度の放流数を確保することができたものの、震災後サケふ化施設及びアワビ種苗生産施設の復旧途上の期間における、種苗放流数が少なかったこと等から、震災の影響によるアワビ資源の減少は令和2年度まで、また、サケ資源の減少は令和4年度まで続くと予想。
- サケ及びアワビの放流事業主体である各漁協は、東日本大震災津波の復旧・復興事業により、多額の負債を抱え、経営が厳しい状況。
- これに加えて、サケ親魚不足に対応するための海産親魚の利用等に係る経費が新たな負担となつており、サケの種苗生産・放流に要する経費が増大していることから、本県水産業が復興し、各漁協による自立的な種苗生産・放流体制が構築されるまでの間、引き続き国による支援が必要。

<本県サケ放流尾数と被災海域における種苗放流支援事業費（実績）>

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
放流尾数（百万尾）	316	390	409	381	306	367	400
事業費（百万円）	446	360	546	698	501	439	307
国費（百万円）	297	240	364	464	334	293	205

<本県アワビ放流数と被災海域における種苗放流支援事業費（実績）>

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
放流数（百万個）	-	63	220	897	710	710	760
事業費（百万円）	25	138	275	81	147	159	147
国費（百万円）	17	92	183	54	98	106	98

2 太平洋沿岸のサケ資源の変動要因の解明と対策

- 本県のサケ回帰率は、かつて3～5%で推移していたが、平成11年度～平成21年度は2%前後、22年度以降は1%前後と低迷。
- サケ資源の変動は、漁協経営に大きく影響を与えることから、漁協を核とした漁業・養殖業の復興を計画的に推進するには、サケ資源の変動要因を解明し、稚魚生産・放流技術の向上を図ることが必要。
- 近年では、太平洋海域での漁獲量が大幅に減少し、サケの回遊経路における海洋環境の変化が資源の減少をもたらした可能性があり、沿岸生活期から北上期の減耗要因の解明のため、北洋海域を含めたサケ回遊経路における広域的な調査の充実が必要。

3 サケ・マス類の種苗生産・試験研究に要する経費への支援

- 春季の来遊資源であるサクラマスは、高単価で市場取引されており、秋季のサケ漁獲量が低迷している中、新たな栽培漁業の対象種として、また、内水面漁業振興の資源として、漁協等からの要望が高まっていることから、サクラマス資源の造成に向けた効率的な量産技術（種苗生産コストの縮減、回帰率の向上等）の開発が必要。
- 本県におけるサケ・マス類の養殖振興を図るため、飼育海域の環境に適した特色のある養殖種苗の生産技術を確立するための研究開発の充実が必要。

<参考> 繼続・拡充の基礎となる国の事業

- サケ、アワビ種苗放流に向けた支援：「被災海域における種苗放流支援事業」
- サケ回遊経路に係る調査・研究：「さけ・ます等栽培漁業対象資源対策事業」
- サクラマス優良種苗開発に係る試験・研究「養殖業成長産業化推進事業」

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

21 被災事業者への支援策の継続

これまで、国において、被災事業者の事業再開に向けた各種補助制度や税制特例制度の創設、二重債務問題解決のための支援機関の設置をしていただいたほか、平成31年2月には、仮設施設有効活用等助成事業の期間延長をしていただきました。また、平成28年台風第10号災害においては、復興途上で被災した企業等に補助制度の優遇等の措置を設けていただいたところです。

これにより、被災事業者の事業再開がなされ、被災地では、産業の復興、なりわいの再生が進んでおります。一方、区画整理事業等まちづくりの進捗に合わせて、本設移行が本格化している地区もあり、今後も、各種支援策を利用する事業者が多数見込まれます。また、事業を再開したものの、業績回復まで至らず、経営面での支援が必要とされる事業者もあります。

こうした状況に対応するため、各種補助制度や支援機関のさらなる継続、被災地の実情に応じた柔軟な制度運用等について、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続

被災事業者の施設・設備の復旧を支援するため、令和2年度以降も、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を継続するよう要望します。

また、既に交付決定した事業者について、複数年度にわたって事業実施するために必要な予算措置を講じるよう要望します。

2 二重債務問題解決及び事業再生の実現に向けた支援策の継続

産業復興相談センターや東日本大震災事業者再生支援機構では、これまで、二重債務問題を抱える被災事業者を支援するため、事業計画の策定支援や債権買取等を行ってきましたが、これから本設移行に取り組む事業者や、支援決定を受けて事業再生を目指す事業者もあることから、引き続き、被災事業者への適切な支援がなされるよう要望します。

3 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の延長等

- (1) 被災地における産業の復興に大きな効果が期待される製造業等立地支援事業について、交通インフラ整備の進展や産業用地の供用開始など、被災地における復興の実情に応じ、期限を延長するとともに、事業実施に必要な十分な予算を確保するよう要望します。
- (2) 被災地における商業機能の早期回復に大きな役割を果たすことが期待される商業施設等復興整備補助事業について、事業実施に必要な十分な予算を確保するよう要望します。

4 仮設施設有効活用等助成事業の継続等

仮設施設有効活用等助成事業について、事業実施に必要な十分な予算を確保するとともに、助成要件の適用に当たっては、地域の事情を踏まえて柔軟に対応するよう要望します。

5 事業再開後の伴走型経営支援の拡充

被災事業者が自立した経営を回復し、本格的な復興を成し遂げるためには、事業計画策定や販路開拓など事業者に寄り添った継続的な経営支援が必要であることから、専門家派遣等の支援制度を継続するとともに、地域の商工団体の体制強化に向けた支援を行うよう要望します。

6 復興特区における税制上の特例に係る確実な措置の継続

復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置については、被災地の状況を踏まえ、産業復興や産業集積の十分な支援となるよう、令和2年度においても確実に措置するとともに、令和3年度以降も現在の措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続

- 被災事業者の早期事業再開に向けて、グループ補助金が活用されてきたところ。
- 複数年にわたり事業実施できるよう再交付の手続を行うためには、毎年度、そのための予算措置が必要。

『グループ補助金の交付決定状況』

年度	グループ・事業者数	交付決定額
H23	30 グループ 295 者	437 億円
H24	65 グループ 864 者	316 億円
H25	16 グループ 85 者	29 億円
H26	10 グループ 25 者	8 億円
H27	17 グループ 67 者	25 億円
H28	23 グループ 100 者	33 億円
H29	17 グループ 51 者	15 億円
H30	13 グループ 38 者	28 億円
合計	191 グループ 1,525 者	890 億円

『グループ補助金の繰越・再交付の状況』

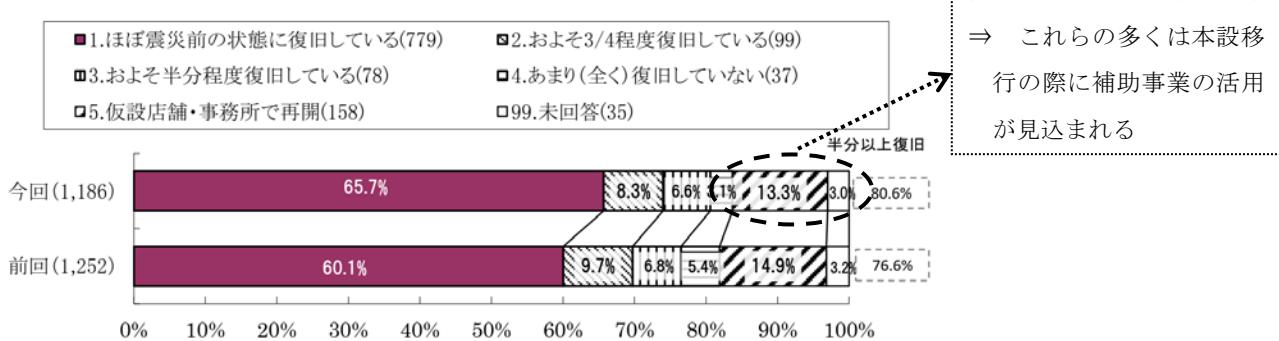
区分	件数	金額
明許繰越	70 件	40 億円
事故繰越	0 件	0 億円
再交付	84 件	37 億円
合計	154 件	77 億円

※1) 平成 31 年 3 月末現在

※2) 金額は県予算ベース

- 商業者を中心に今後約 130 事業者の申請が見込まれているところ。
- 震災の被害が甚大で、区画整理事業等が完了していない地域においては、建物の着工が令和元年度以降となる事業者もあり、県に対してグループ補助事業の継続実施の要望が寄せられているところ。

『事業所の復旧状況』



※ 出典：岩手県「第 12 回被災事業所復興状況調査（平成 30 年 8 月調査）」（前回：平成 29 年 8 月調査）

『参考～区画整理事業の進捗状況（事業者が着工可能な宅地戸数）』

(単位：戸)

年度	～H26	H27	H28	H29	H30	R1～	計	R1 以降比率
戸数	1,008	1,377	1,779	1,905	1,074	334	7,477	4.5%

※ 出典：岩手県「社会資本の復旧・復興ロードマップ」（平成 31 年 3 月末）

2 二重債務問題解決のための支援策の継続

- 産業復興相談センター等の事業継続には運営費など国の予算措置が必要。

『産業復興相談センターの支援状況（平成 31 年 3 月末累計）』

相談企業数	左記のうち主な対応			債権買取等支援に 向けた検討・作業中
	債権買取	長期返済猶予	新規融資	
1,400	110	118	25	19

『東日本大震災事業者再生支援機構の支援状況（平成31年3月末累計）』

相談件数	支援数	支援の内訳			支援決定に向けた最終調整件数
		大口	中口	小口	
524	167	5	48	114	0

※大口：借入金10億円以上、中口：借入金1～10億円未満、小口：1億円未満

『東日本大震災事業者再生支援機構の支援期間延長に係る本県の対応』

- 市町村、商工団体への周知依頼
- 事業者へのリーフレット配付、各種会議での説明実施
- 県の広報媒体を活用した周知

3 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の延長等

『製造業等立地支援事業』

- 被害の甚大な地域では、住宅再建や市街地エリアの形成に先行して取り組んでおり、産業用地の確保には相当の期間を要する状況となっている。
- 沿岸広域において令和元年度以降に使用可能となる産業用地の面積は117.8haであり、このうち復興工事の資材置場や応急仮設住宅等の用に供している面積が41.9ha、造成中面積が6.4ha、未造成面積が3.7haとなっている。

＜沿岸広域における産業用地の整備状況＞（平成31年4月1日現在）〔単位：ha〕

年 度	分譲可能面積 令和元年度～	今後分譲面積 令和2年度以降	合 計
総 面 積	65.8	52.0	117.8
復興関連使用	0.0	41.9	41.9
造 成 中	0.0	6.4	6.4
未 造 成	0.0	3.7	3.7

- 復興道路（三陸沿岸道）・復興支援道路の整備進展、釜石港におけるガントリークレーンの整備（平成29年9月）や宮古・室蘭フェリー航路の開設（平成30年6月）など、交通インフラの整備が急速に進展しており、これを見据えた新たな物流ルートの確保や、製造業、物流業等の沿岸部への進出が見込まれる。
- 以上のことから、被災地に制度の効果が十分浸透するよう、期限の延長（令和元年度以降における公募の実施）と延長期間を通じた十分な予算の確保が必要である。

『商業施設等復興整備補助事業』

- 土地区画整理事業等の進捗状況等により、商業施設の建設が令和元年度以降となる地域が見込まれることから、公募期間が令和2年1月まで延長されたところ。
- 陸前高田市の今泉地区に商業施設の建設が予定されていることから、令和元年夏に、まちなか再生計画の変更申請を予定しているところ。
- 県内事例

まちなか再生計画認定	設置商業施設
H27.3.24認定	山田町（オール H28.11.10開業）
H28.1.15認定	陸前高田市（アバッセたかた H29.4.27開業）
H28.2.9認定	大船渡市（キャッセン大船渡 H29.4.29開業）
H30.9.26認定	釜石市（鵜住居地区 令和元年夏開業予定）

4 仮設施設有効活用等助成事業の継続等

- 土地区画整理事業等の進捗状況等により、仮設施設の撤去等が令和元年度以降となる地域が見込まれることから、助成期間が令和3年3月まで延長されたところ。
- 5年を超える仮設施設の撤去等費用の助成は、「土地所有者等の事情」が「復興推進のための土地活用等」とされるなど要件が限定されていることに加え、事業者が全て退去した施設は対象外となっている。
- 仮設施設によっては、当該要件に該当するかどうか明確に判断できない場合も見込まれる状況これらが助成対象とならない場合、市町村の撤去等費用負担が大きくなることが懸念。
- よって、助成要件の適用に当たっては、「復興推進のための土地活用等」を限定的に捉えず、土地所有者の求めに応じて撤去せざるを得ない場合や事業者が全て退去した施設も助成対象とするなど、柔軟な対応を要望するもの。

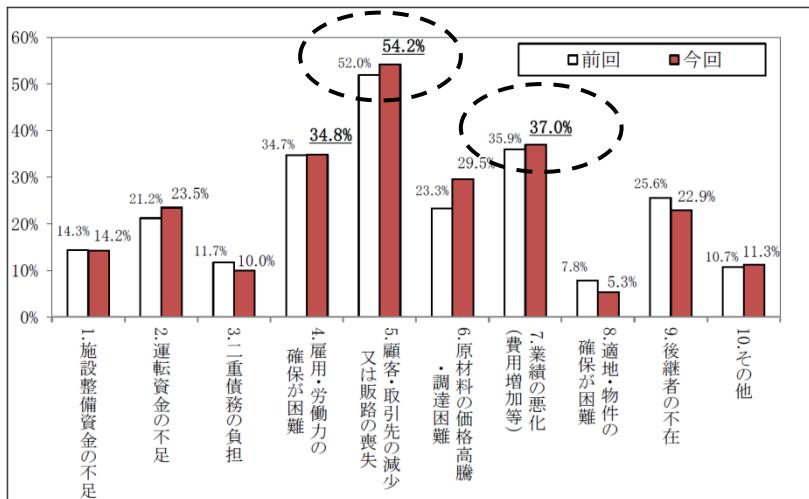
《中小機構が整備した仮設施設の状況（平成30年12月末累計）》

完成数		撤去済み数	事業者等へ 譲渡済み数※	現存数
箇所数	区画数			
362	1811	90	89	183

※ 移設・転用したものも含む

5 事業再開後の伴走型経営支援の拡充

《被災事業者が抱える経営課題》



顧客減少・販路喪失(54.2%)、業績悪化(37.0%)等の経営課題を抱える事業者が多い。

※ 出典：岩手県「第12回被災事業所復興状況調査（平成30年8月調査）」（前回：平成29年8月調査）

- 被災事業者に、事業計画策定や販路開拓など経営上の助言・指導を行うため、「被災地域企業新事業ハンズオン支援事業」（復興庁）や専門家を派遣する「震災復興支援アドバイザー制度」（独立行政法人中小企業基盤整備機構）が実施されている状況。
- このほか、販路開拓や企業連携を目的として、地域復興マッチング「結の場」等の取組が実施されているところ。

《被災地域企業新事業ハンズオン支援事業の実績（平成31年3月末現在）》

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
支援件数	2	2	3	4	4	3	3	21

《震災復興支援アドバイザーの派遣実績（平成31年3月末現在）》

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
支援件数	308	487	246	301	299	348	409	312	2,710

- また、事業を再開した被災事業者が、業績を回復し、本格的な経営再建を果たすため、身近な商工会議所、商工会及び中小企業団体中央会などの商工団体が継続的に経営支援を行えるよう体制を強化する必要があり、県独自で経営支援に携わる職員の増員等を支援しているところ。

6 復興特区における税制上の特例に係る確実な措置の継続

- 復興産業集積に係る復興特区制度は、多くの事業者が指定を受け、被災者の雇用や設備投資に活用されている状況。

事業者数	被災者等の雇用計画の総数	施設・機械等の投資計画の総額
550 者	14,517 人	9,016 億円

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

- 復興特区における国税の特例措置は、これまで復興産業集積を進める上で大きな役割を果たしてきており、平成 28 年度税制改正により 5 年間延長（令和 3 年 3 月 31 日まで）された。また、令和元年度税制改正により、令和元年度以降の沿岸地域の措置率が据え置かれたところ。

復興特区における主な税制上の特例措置		延長の措置		
制度区分	～H28. 3. 31	H28. 4. 1～H31. 3. 31	H31. 4. 1～R3. 3. 31	
設備投資に 係る特例 (法人税等)	特別償却	機械装置 100% 建物等 25%	機械装置 50% 建物等 25%	機械装置 34% (50%) 建物等 17% (25%)
	税額控除	機械装置 15% 建物等 8%	機械装置 15% 建物等 8%	機械装置 10% (15%) 建物等 6% (8 %)
雇用に係る税額控除 (法人税等)		10%	10%	7% (10%)

※ カッコ内の割合は、沿岸 12 市町村に限る。

- 被災地では地域の被災の程度によって、大規模な嵩上げや高台移転を要する地域など復興の進み方もそれぞれ異なり、地域によっては土地区画整理事業が令和 2 年度までかかることが見込まれているところ。また、復興特区の特例措置を活用して、沿岸被災地のみならず県内全域に産業の集積が進みつつあり、これらとの取引拡大等を通じて沿岸被災地の産業復興が進んでいる状況にあることから、国税の特例措置について、被災地の状況を踏まえ、産業復興や産業集積の十分な支援となるよう、令和 3 年度以降においても現在の措置を継続すること。
- 国税の特例措置と併せて実施されている地方税（事業税、固定資産税等）の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置については、令和元年度以降も沿岸市町村に限り全額補填されることとなった（内陸市町村は補填率が 10/10 から 3/4 に引下げ）ところであるが、被災地の状況を踏まえ、国税の特例措置と同様、令和 3 年度以降においても現在の措置を継続すること。

【県担当部局】商工労働観光部 経営支援課、ものづくり自動車産業振興室
農林水産部 団体指導課
復興局 まちづくり・産業再生課
総務部 税務課
政策地域部 市町村課

22 被災地における産業人材の確保

国において、被災地の人材確保対策関連事業の創設や事業復興型雇用創出事業の実施等の対応をしていただいているところですが、被災地では、全国的な有効求人倍率の高止まりにより、地域内において産業人材を確保することが困難な状況にあります。

その影響により、事業者の業績回復に遅れが生じるなどしていることから、人材確保に向けた取組の充実や、事業復興型雇用確保事業の事業実施期間の延長等について、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 産業人材確保に向けた取組の継続

県や市町村において、地域外からも人材を確保するため、首都圏等に対する情報発信や人材の受入れに必要な宿舎確保のための補助などの対策を講じているところですが、被災地域だけの取組では限界があることから、国レベルで、総合的な対策を継続し、強力に推し進めるよう要望します。

また、外国人技能実習生の受入れは、地域における産業人材の確保にも一定の効果があることから、希望する事業者の受入れ促進のため、外国人技能実習制度の円滑な運用が図られるよう要望します。

2 事業復興型雇用確保事業の実施期間の延長等

被災地域の事業所においては、人材の確保が困難な状況が続いていることから、令和元年度末までとされている「事業復興型雇用確保事業」について、実施期間を延長するよう要望します。

併せて、被災三県以外からの求職者に係る雇入れも雇入費助成の対象とともに、再雇用者の割合要件を廃止し、また、助成対象労働者の期間要件を緩和するよう要望します。

平成29年度から導入された住宅支援費助成についても、柔軟な制度運用が図られるよう要望します。

【現状と課題】

1 被災地における雇用情勢等

- 震災後、復興需要の高まり等により、被災地では有効求人倍率が1倍を上回る状況が続き、人材不足が深刻。
- 事業を再開した事業所の多くでは、「販路の喪失」、「業績の悪化」とともに「労働力の確保」が課題。
- まちづくりの進捗に合わせ、本設での事業再開が進んでいることから、今後、更に人材の確保が大きな課題となることが想定されるところ。

(参考) ① 岩手県の有効求人倍率(原数値)の推移

	H30.6	H30.9	H30.12	H31.2
岩手県計	1.45	1.46	1.47	1.43
沿岸	宮古	1.12	1.17	1.49
	釜石	1.26	1.40	1.62
	大船渡	1.87	2.01	1.80
				1.42

※「一般職業紹介状況」(厚生労働省)

② 被災事業所が抱える課題(主なもの)

全事業	①販路の喪失等 54.2%	②業績の悪化 37.0%	③労働力の確保 34.8%
水産加工業	①材料の調達 67.7%	②労働力の確保 40.9%	③業績の悪化 38.7%

※「被災事業所復興状況調査 H30年8月」(岩手県)

2 産業人材確保に向けた取組の継続

- 県・市町村において、地域外からも人材を確保するため、大手就職サイトを活用した情報発信や水産加工業の宿舎等の整備に対する支援など対策を講じているが、依然として厳しい人材不足が続いていることから、特に地域外からの確保については限界があることから、国レベルで被災地に人材を呼び込む仕掛けなど総合的な対策の継続実施が必要。
- 国が平成26年6月に示した「『日本再興戦略』改訂2014」における外国人技能実習制度の見直し方針に基づき、平成28年11月、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が可決成立し、平成29年11月施行された。
- 被災地の水産加工業は、地域の重要な産業人材として外国人技能実習生を受け入れてきた実績があり、震災後は復興に必要な人材として一層重要性が高まってきていることから、希望する事業者の実習生受入れが促進されるよう、新たな外国人技能実習制度が円滑に運用される必要がある。

3 事業復興型雇用確保事業の事業実施期間の延長等

- これまで、事業復興型雇用創出助成金の活用により、被災求職者の安定的な雇用が創出されてきたところ。
一方、平成27年度から、助成対象地域が沿岸12市町村に、助成対象事業所が平成27年度に事業開始した事業所とされるなど、対象地域や対象事業所が限定されたほか、助成金額の縮小などもあり、助成金の活用事業所数が激減したところ。

- 平成 29 年度からは、人材確保のため、住宅支援費助成を盛り込んだ事業復興型雇用確保事業が創設されたところであるが、被災地域全体で人材不足の状況にあり、事業所においては、被災三県以外からのU・I ターンや当該事業所を離職した者の再雇用など、多様な人材確保が必要な状況にあることから、被災三県以外の求職者に係る雇入れも雇入費助成の対象とすることが必要。
- 再雇用者を雇入数の8割までとする要件については、被災地域では新規雇用が難しい状況にあり、また、事業再開した場合、再雇用者（当該事業所の就労経験者）のみの雇入れもあることから、再雇用者の割合要件を廃止することが必要。
- 助成金の支給を受けることができる事業所は、直前の支給対象者の雇入れから2年以内に限定されているが、事業所の本設再開や規模拡大等により追加雇用した場合、助成対象外の雇入れとなる場合があることから、期間要件をさらに緩和することが必要。
- 多くの事業所においては、新年度の雇入れに先立ち、前年度から住宅支援の準備行為を始め、求人票等により求職者に周知していることから、4月の雇入れに先立ち3月までに行った住宅支援の取組についても、住宅支援費助成の対象にすることが必要。
- 申請書類の添付書類の簡素化など、被災地の実情に応じた、より柔軟な制度とすることが必要。

【事業復興型雇用創出(確保)助成金による雇用創出実績】

(単位：件、人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
事業所数	29	1,287	1,394	561	85	20	37	42	3,455
認定者数	139	5,332	7,900	4,270	240	105	87	120	18,193

【事業復興型雇用確保助成金による住宅支援実績】

(単位：件、人)

							H29	H30	計
事業所数							4	1	5
認定者数							6	1	7

【県担当部局】復興局 まちづくり・産業再生課

商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

23 観光復興に向けた支援策の拡充

東日本大震災津波により大きく落ち込んだ本県の外国人宿泊者数は、震災前を上回っているものの、平成30年の本県沿岸地域への入込は、県全体の2.7%程度に過ぎず、観光を通じた沿岸被災地の復興に向けて、外国人観光客の更なる周遊・滞在を促進する必要があります。

また、国の観光立国推進基本計画に掲げている令和2年の東北6県の外国人宿泊者数150万人泊の達成に向け、特別な支援が必要です。

さらに、日本版DMOを核とした観光地域づくりを進めるためには、中長期的な取組が必要であり、震災の影響等から人材や資本に乏しい農山漁村地域においては、地域の稼ぐ力を創出するまでの間、特別な支援が必要です。

つきましては、本県としても、沿岸被災地の観光再生や海外からの誘客促進に取り組んでいくこととしていますので、国においても更なる観光振興につながる総合的な支援を講じるよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 沿岸被災地の観光再生への支援

二次交通の拡充をはじめとする沿岸被災地の観光地の再生への取組や、宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢の充実などの取組について、東北観光復興対策交付金制度の継続を要望します。

2 海外からの誘客促進への支援

本県の外国人宿泊者数は、年々増加しているものの、全国と比べるとその伸びは小幅にとどまっており、平成30年度から就航した国際航空定期便2路線（花巻－台北便、花巻－上海便）を活用するなどして、外国人観光客の周遊・滞在化を一層促進する必要があります。

つきましては、官民共同での滞在コンテンツの充実や宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢の充実などの取組について、国際観光旅客税を財源とした新たな交付金制度の創設など、十分な支援策を講じるよう要望します。

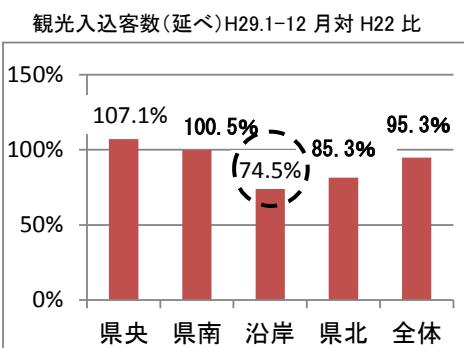
3 DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援

観光地域づくりの核として市町村等が設立を進める地域連携DMOや地域DMOが安定的に運営され、効果的な事業を実施するため、地方創生推進交付金制度の継続、「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」の支援期間の延長や支援事業費の増額等の制度拡充を含め、十分な支援策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 沿岸被災地の観光再生への支援

- 平成 29 年の沿岸被災地の観光入込客数は、7 割程度にとどまっている状況。
- 本県は県土が非常に広く、特に沿岸被災地は、新幹線の駅や空港等から遠距離であり、二次交通が不十分で、沿岸地域への観光客の誘導が進んでいない状況。
- 本県においては、国内外の観光客の沿岸被災地への周遊観光の活発化に向け、三陸防災復興プロジェクト 2019 において、三陸鉄道や JR などの鉄道を活用した企画や、自動車での周遊に向けた企画の実施を予定している。
- 一方、平成 28 年度に国において創設された東北観光復興対策交付金は、外国人観光客誘致に係る取組が交付対象とされており、また、二次交通の拡充については、フリーパス券の導入等は交付対象となるものの、交通事業者や旅行者への助成金（インセンティブ）は交付対象外とされるなど、十分な活用が難しい状況であるため、特に、本県の沿岸被災地において、観光再生の取組を速やかに、かつ、集中的に進めるためには、要件の緩和など手厚い支援が必要。



※沿岸は被災 12 市町村。県南は住田町を含む。

○本県の外国人観光客入込数(単位:人回)

	県全体:A	うち沿岸市町村:B	B/A
H30	344,140	9,343	2.7%

出典:いわての観光統計

2 海外からの誘客促進への支援

- 訪日外国人の延べ宿泊者数は過去最高の約 8,859 万人泊となっており、本県の外国人宿泊者数についても過去最高の 24 万 4 千人泊となっている。
しかし、震災前の平成 22 年との比較では、全国の 315.8% に対して本県は 268.7% となっているほか、本県沿岸地域に来訪する外国人観光客は、県全体の 2.7% となっている。
- また、国が平成 29 年 3 月に閣議決定した「観光立国推進基本計画」において、東北六県の外国人宿泊者数の目標（2020 年）150 万人泊（2015 年の 3 倍）とすることを掲げていることを踏まえると、更なる取組が必要。

- 平成 28 年度、国においては、東北観光復興対策交付金を創設しているが、外国人観光客の受入に伴う経済効果を全県に波及させ、観光を通じて沿岸被災地の復興を図るために、国際観光旅客税を財源とした新たな交付金制度の創設など、今後も継続した支援が必要。
- 本県においては、東日本大震災津波の風化を防ぎ、国内外からの復興への支援に対する感謝を示すとともに、三陸地域の多様な魅力を国内外に発信し、交流を活性化すること目的に、令和元年年 6 月～8 月に「三陸防災復興プロジェクト 2019」を開催予定。

○全国及び東北の外国人宿泊者数の推移(全施設)
(単位:人泊)

	H22	H30	H30/H22
全国	28,054,620	88,589,500	315.8%
北海道	2,152,180	8,178,780	380.0%
東北	603,380	1,435,690	237.9%
青森県	65,210	379,280	581.6%
岩手県	90,960	244,440	268.7%
宮城県	200,220	383,770	191.7%
秋田県	87,770	113,990	129.9%
山形県	59,920	161,460	269.5%
福島県	99,300	152,750	153.8%

出典:宿泊旅行統計調査

3 DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援

- 国では観光地域づくりの推進体制を強化するため、日本版DMOの広域連携DMO（複数の都道府県に跨る地方ブロックレベルの観光地域づくりを行う組織）、地域連携DMO（複数の地方公共団体に跨る区域の観光地域づくりを行う組織）、地域DMO（基礎自治体である単独市町村を区域とした観光地域づくりを行う組織）の整備を進めている。
- 県では、平成28年4月に地域連携DMOである「三陸DMOセンター」を設立。
- その後、県内市町村においても、4団体がDMO候補法人を設立し、そのうち2団体が、平成31年3月29日、日本版DMOに登録されている。

また、11の市町村（H31.4時点）においてDMOの設立に向け検討を進めているところ。

〔日本版DMO〕

- ・地域連携DMO：1団体（（一社）世界遺産平泉・一関DMO）
- ・地域DMO：1団体（株八幡平DMO）

〔日本版DMO候補法人〕

- ・地域DMO候補法人：2団体（（一社）宮古観光文化交流協会、（株）かまいしDMC）

〔検討中〕

11市町村

（花巻市、遠野市、陸前高田市、二戸市、滝沢市、零石町、葛巻町、岩手町、普代村、九戸村、一戸町）

- 地域DMOの立上げや運営については、「三陸DMOセンター」のように地方創生推進交付金の対象にはならず、観光庁の補助事業（「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」）についても、訪日外国人旅行者の誘客を目的とする事業に限定され、また、支援割合が年々遞減する形となっている。
- 新たに、地域連携DMOや地域DMO設立を検討している地域の後押しとなるよう、支援の拡充が必要。

	地方創生推進交付金	広域周遊観光促進のための 新たな観光地域支援事業	地域の観光戦略推進の核と なるDMOの改革
対象	地域連携DMO	広域連携DMO、地域連携DMO、地域DMO等（訪日外国人旅行者の誘客を目的とする事業に限る）	広域連携DMO、地域連携DMO、地域DMO（インバウンドに対応した体制が確立されたDMOに限る）
支援期間	令和元年度まで	採択から最大3年（毎年度審査）	令和元年度（新規）
対象事業	DMOによる計画策定、マーケティング等	①調査・戦略策定、②滞在コンテンツの充実、環境整備、③プロモーション等	①外部専門人材の登用、②中核人材の育成
支援割合	1/2（地方負担に地方財政措置あり）	1年目：1/2、2年目：2/5、3年目：1/3	①上限1,500万円 ②上限500万円

【県担当部局】商工労働観光部 観光課

24 国営追悼・祈念施設（仮称）の整備の推進

本県では、東日本大震災津波による犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的とした、復興の象徴となる高田松原津波復興祈念公園等の整備を関係機関と連携して進めているところです。

公園内に国が整備する国営追悼・祈念施設（仮称）については、公園の核となる施設であることから、公園と一体的に整備を推進するよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 国営追悼・祈念施設（仮称）の整備の推進

国営追悼・祈念施設（仮称）について、復興の象徴となる高田松原津波復興祈念公園の核として、復興・創生期間内に整備を完了するよう要望します。

【現状と課題】

- 国では、県が整備する復興祈念公園全体と、復興祈念公園内に設置する国営追悼・祈念施設（仮称）の基本計画を平成27年8月に公表。これを受けたてて県では、有識者委員会のもと平成28年9月に基本設計を、平成30年3月に国営追悼・祈念施設（仮称）周辺区域などの実施設計をとりまとめたところ。
- 平成29年3月5日に国、県及び市の共催による起工式を開催し、工事が進められているところ。

《高田松原津波復興祈念公園基本計画に掲げる8つの基本方針》

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ①失われたすべての生命（いのち）の追悼・鎮魂 | ⑤公園利用者や市街地の安全の確保 |
| ②東日本大震災の被災の実情と教訓の伝承 | ⑥歴史的風土と自然環境の再生 |
| ③復興への強い意志と力の発信 | ⑦市街地の再生と連携したまちの賑わいの創出 |
| ④三陸地域に育まれた津波防災文化の継承 | ⑧多様な主体の参加・協働と交流 |

- 国では、令和元年度予算に「国営追悼・祈念施設（仮称）整備事業（岩手県陸前高田市高田松原地区）（626百万円）」を計上し、園路広場などの工事を実施する予定。
- 復興の象徴となる高田松原津波復興祈念公園の核として、復興・創生期間内に整備完了が必要。
- 国、県、陸前高田市など関係機関が連携し、公園全体の管理運営体制を構築中。

25 教訓の伝承と復興の姿の発信に係る支援

発災から8年が経過した中で、記憶の風化防止や国内外の防災力向上のために、東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓の伝承と復興の姿の継続した発信が重要です。

また、平成31年3月8日に閣議決定された『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の見直しにおいても、被災地と連携しながら「震災の記憶と教訓の後世への継承」の取組を進めていくこととされるとともに、国と被災地が連携した震災伝承ネットワーク協議会などによる取組が進められているところです。

本県では、令和元年度から10年間を計画期間とする「いわて県民計画（2019～2028）」において、新たな復興の柱として「未来のための伝承・発信」を掲げ、必要な取組について永続的に実施することとしています。

国においても、被災地と連携した震災の風化防止や防災力向上に向けた取組の強化や、被災地の取組に対する総合的な支援を講じるよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 被災地の伝承・発信等に係る取組への支援

今年度開催の総合的な防災復興行事「三陸防災復興プロジェクト2019」の成果を踏まえ、来年度以降も、被災地における事実・教訓の伝承や復興の姿を発信する取組を継続していくことから、これらの取組について、新たな支援制度の創設などを含め、支援策を講じるよう要望します。

また、国においても、震災の風化防止や防災力向上に向けた継続的な取組や、被災地と連携した情報発信を強化するよう要望します。

【現状と課題】

- 年月の経過とともに、記憶の風化が懸念されることから、教訓や復興のプロセスを全国的に共有していくことが必要。
- また、被災県の責務として、国内のみならず世界の防災力向上に貢献するため、東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓や復興の姿を後世や国内外の人々に伝えていくことが必要。
- このため、本県では、本年度から新たな復興の柱として「未来のための伝承・発信」を掲げ、必要な取組について継続的に実施することとしているところ。

『本県の取組例』

・ いわて震災津波アーカイブ～希望～

東日本大震災津波からの復旧・復興の状況を後世に残すとともに、これらの出来事から得た教訓を今後の国内外の防災活動等に活かすため、平成29年3月にインターネット上で公開し、収集した約24万点の震災津波関連資料を検索・閲覧できるようにしている（平成30年8月から「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）との連携開始）。

・ 東日本大震災津波伝承館

震災の事実を踏まえた教訓を世界に発信し、未来に伝承していくため、三陸の津波災害の歴史、東日本大震災津波の事実、震災の経験から得た教訓などを学ぶことができるよう、日本を代表する震災津波学習拠点として、陸前高田市の「高田松原津波復興祈念公園」内に整備を進めている（令和元年8～9月に開館予定）。

・ 復興フォーラム

ア 県内フォーラム

多様な主体が一丸となって本格復興に取り組んでいく姿を強力に発信するとともに、岩手にゆかりのある方々が集まる場を設けることで、復興に向けた人的ネットワークの強化を図るもの（令和元年度は三陸防災復興プロジェクト2019のシンポジウムと併催）。

イ 県外フォーラム（関係都府県と共に）

全国からの支援への感謝を伝えるとともに、被災地における復興への取組や現状を伝えることによって、本県の復興への理解と風化防止、継続的な支援・参画促進を図るもの。

ウ 東北4県・東日本大震災復興フォーラム（東京都と共に）

首都圏において被災地域の復興状況や取組について情報発信を行い、風化防止と継続的な支援を呼びかけるもの。

【開催状況】

年 度	県内フォーラム		県外フォーラム		東北4県復興フォーラム		
	開催日	場所	開催日	場所	開催日	場所	幹事県
H23	—	—	H24.2.3	東京都	—	—	
	—	—	H24.3.26	東京都	—	—	
H24	H25.2.9	宮古市	H25.1.26	大阪府	H25.2.6	東京都	岩手県
H25	H25.11.2	大船渡市	H25.12.19	愛知県	H26.2.13	東京都	宮城県
H26	H27.1.15-16	盛岡市、大船渡市	H27.1.8	兵庫県	H27.2.12	東京都	福島県
H27	H28.1.22-23	盛岡市、大槌町	H27.12.18	静岡県	H28.2.10	東京都	青森県
H28	H29.1.20-21	盛岡市、釜石市	H28.12.3	長野県	H29.3.3	東京都	岩手県
H29	H30.1.26-27	盛岡市、大船渡市ほか	H29.12.9	東京都	H29.2.17	東京都	宮城県
H30	H30.12.16-17	盛岡市、宮古市	H30.11.17	埼玉県	H31.2.10	東京都	福島県

・ 三陸防災復興プロジェクト 2019

- ア 目指すもの：復興のまちづくりに力強く取り組み、「新しい三陸の創造」に向かって歩みを進める地域の姿を発信し、復興の現状に対する関心を高め、東日本大震災津波の風化防止や国内外の防災力向上に資するとともに、当該プロジェクトを機に来訪した方に繰り返し訪れてもらえる三陸地域の形成
- イ 会期：令和元年6月1日（土）から8月7日（水）の68日間
- ウ 主会場：岩手県沿岸部の13市町村（宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村、洋野町）
- エ 主な催事：防災・復興シンポジウム、復活した伝統芸能等を参集した祭りイベント、感謝を伝える音楽イベントなど

- 国においても、平成31年3月8日に閣議決定された『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の見直しにおいて、被災地と連携しながら「震災の記憶と教訓の後世への継承」の取組を進めていくこととされているところ。
- 県では、三陸防災復興プロジェクト 2019 の成果を踏まえ、来年度以降も、被災地における事実・教訓の伝承や復興の姿を発信する取組を継続していくことから、被災地の継続的な取組が図られるよう、新たな支援制度の創設などを含めた手厚い支援が必要。
- また、震災の風化防止や国内外の防災力向上のためには、震災伝承ネットワーク協議会などの国と被災地が連携した情報発信の強化や、他の被災地や国際的な防災機関等との連携に対する支援が必要。

【県担当部局】復興局 復興推進課、震災津波伝承課

26 再生可能エネルギー導入促進に向けた措置等

これまで、自立・分散型エネルギー供給体制の確立に向けた支援等の措置をいただいているところですが、本県では東日本大震災津波からの復興に当たって、再生可能エネルギー資源を最大限に活用した更なる取組を進めていく必要があることから、措置の継続及び充実を図るよう要望します。

また、電力系統への接続制約や接続費用の地域間格差などの課題に対応するため、送配電網の充実・強化や接続制約の低減が図られるよう要望します。

さらに、環境と調和した再生可能エネルギーの導入促進に向けた施策について、きめ細かな制度改善を行うよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 自立・分散型エネルギー供給体制の確立に向けた施策の展開

- (1) 自立・分散型エネルギー供給体制の構築や再生可能エネルギーの導入拡大に向け、再生可能エネルギー由来の水素利活用の取組を推進するため、地域の実情に即した広域的かつ戦略的な取組を支援する技術面、財政面の措置を講じるよう要望します。
- (2) 電気自動車は、環境負荷低減のみならず、防災拠点などにおける非常用電源として活用可能であることから、その普及拡大に向けた充電インフラの整備に当たっては、沿岸地域等の復興まちづくりと併せて行うことができるよう、支援の継続及び充実を図るよう要望します。
- (3) 非常時においてエネルギーの自立が可能となる施設の拡大を図るため、地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業費補助金など、自家消費型再生可能エネルギー設備の導入支援事業の継続及び充実を図るよう要望します。

2 電力系統への連系可能量拡大に向けた送配電網増強施策等の展開

- (1) 再生可能エネルギーの連系可能量を拡大するため、連系可能量の妥当性を検証する等により、既存系統の容量の最大限の活用を可能にするとともに、一定の条件付での連系を認める制度「日本版コネクト&マネージ」の推進を

図るよう要望します。

また、出力制御を極力低減するため、国が主導して、蓄電池などによる系統安定化対策を含む送配電網の充実・強化に向けた施策を展開するよう要望します。

- (2) 東北北部エリアの基幹系統の増強に向け、電源接続案件募集プロセスの早期完了と長期間を予定する基幹系統増強工事の工期短縮を図るほか、電力会社が実施することとしている暫定的な対策による早期連系の取扱いが確実・柔軟に実施されるよう、国の主体的な指導を要望します。
- (3) 東北地方など再生可能エネルギーの適地においては、電力インフラが脆弱であり、系統への接続費用が調達価格の算定で見込まれる費用を大幅に上回るなどの地域間格差が生じていることから、格差解消に向けた施策を展開するよう要望します。

3 環境等と調和した再生可能エネルギーの導入促進に向けた施策の展開

近年、急速に導入が拡大した太陽光発電について、事業実施に当たって地域の意見を確實に聞く仕組みや、事業終了後に太陽光発電設備を適正に処理し、リサイクルする仕組みを早期に構築するなど、環境や景観等に配慮したきめ細かな制度改善を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 自立・分散型エネルギー供給体制の確立に向けた施策の展開

(1) 再生可能エネルギー由来の水素活用

- 国では、第五次エネルギー基本計画（平成30年7月）や水素基本戦略（平成29年12月）において、水素を新たなエネルギーの選択肢として様々な分野で利用を図ることとしており、現在、4大都市圏を中心とした水素ステーションや燃料電池自動車（FCV）の導入が進められている。
- 本県においては、再生可能エネルギーのポテンシャルは高いものの、系統に空きが無い状況にあるため、自立・分散型エネルギー供給体制の構築に向けた電力の新たな貯蔵・輸送手段として水素の利活用が期待されており、平成30年度に策定した「岩手県水素利活用構想」では、再生可能エネルギー由来の水素を利活用する取組を通じて、低炭素で持続可能な社会の実現を図ることとしている。
- 今後、地域特性を踏まえた水素利活用モデルの実証や水素ステーションの整備促進等に取り組むこととしており、財政支援等の措置が必要な状況。

(2) 電気自動車の普及に向けた充電インフラ整備

- 宮古市や北上市などのスマートコミュニティ構想において、非常時の電源供給手段として電気自動車の活用を位置付けているところ。
- 国においては、充電インフラの整備に対する補助制度を設け、都道府県が策定する充電インフラ整備ビジョンに基づく設備設置を支援しているところであるが、復興まちづくりを進めながら充電インフラ整備を行うためには、一定程度の期間が必要であることから、支援の継続及び充実が必要。
- 本県の次世代自動車充電インフラ整備ビジョンにおける設置箇所数は 609 箇所であるが、今後、特に沿岸地域及び内陸部と沿岸部を結ぶ地域への充電インフラの整備が必要。
- 国は充電器設置に係る補助事業をこれまで 2 度延長。平成 28 年度以降も予算措置されているが、予算額が大幅に減少 (H27 : 300 億円→H28 : 25 億円、H29 : 18 億円、H30 : 15 億円、R1 : 15 億円)。

『本県における充電インフラ整備状況』(H31. 1月末)

	ビジョン設置箇所数 a	設置箇所数		設置率					
		内陸	沿岸	b	内陸	沿岸	b/a	内陸	沿岸
主要幹線道路への整備（線的整備）	288	204	84	103	73	30	35.8	35.8	35.7
市町村単位での設置（面的整備）	321	232	89	174	144	30	54.2	62.1	33.7
合計	609	436	173	277	217	60	45.5	49.8	34.7

(3) 自家消費型再生可能エネルギー設備の導入支援事業の継続

- 東日本大震災津波の際の長期間にわたるエネルギーの途絶を繰り返さないために、エネルギーの自立ができる施設の拡大策として令和元年度予算で措置された「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消事業費補助金」や「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業費補助金」など自家消費型再生可能エネルギー設備の普及拡大に向けた導入支援施策の継続が必要。
なお、平成 30 年度再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業において以下の 2 件が採択されている。
 - ・ 遠野市（木質バイオマス熱利用設備導入事業）
 - ・ サンライズ産業（花巻市、太陽光・蓄電池設備工事）

2 電力系統への連系可能量拡大に向けた送配電網増強施策等の展開

(1) 送配電網の充実・強化に向けた施策の展開

- 国では既存系統の最大限の活用を目的として一定の条件付での連系を認める制度（日本版コネクト&マネージ）が以下のとおり進められているが、東北北部エリアにおいては未実施となっている。
 - ・想定潮流の合理化（平成30年4月1日 適用開始）
 - 定格容量ベースの評価から実績ベースの評価の適用
 - ・N-1 電制（平成 30 年 10 月 1 日 一部適用開始）

故障時には瞬時に出力制御を行う前提で緊急時用の枠(予備回線など)を活用する取り組み

- ・ノンファーム型接続（実施時期未定）

系統の混雑時における出力制御を前提に新規に接続を認める取組

（2）東北北部エリアの基幹系統増強に向けた施策の展開

- 東北電力管内では太陽光・風力発電は無補償での出力制御枠（接続可能量）を既に超過しており、これらの電源の導入を図るため、工事費負担金を共同負担するための事業者を募集すること（電源接続案件募集プロセス）が行われている。
- 東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスの完了時期が示されておらず、エリアが広範囲に及び、工事も長期間に及ぶことから、プロセスの早期完了や増強工事期間の短縮など、連系可能量の拡大方策が課題。
- 平成29年3月に東北電力㈱から示された「東北北部エリアでの電源接続案件募集プロセスと協調した暫定的な対策による早期連系の取扱いについて」では、募集プロセス終了前であっても一定の条件付きでの連系を認める制度を公表しているが実施には至っていない（募集プロセスでの系統増強費用に加え、暫定的な連系に係る費用も全額発電事業者による負担を求められているところ。）。

（3）系統への接続費用の地域間格差の解消に向けた施策の展開

- 固定価格買取制度に基づき、電気事業者が再生可能エネルギーによる電気を調達する際の価格（調達価格）は、系統への接続費用を見込んで算定されているところ。
- 調達価格は全国一律である一方、電力消費地から離れている地域にあっては、送配電網等の電力インフラが脆弱であり、系統へ接続するための設備増強費用が高額になる場合もあるため、接続費用に地域間格差が生じることから、これを是正するための施策展開が必要。

《風力の場合》

区分	項目	接続単価
①平均的な接続費用	・固定価格買取制度における接続費用 (H31.1.9 調達価格等算定委員会公表資料より)	1.0万円/kW
②東北北部エリアにおける接続費用の試算（※）	・東北北部エリア電源接続案件募集プロセスにおける特定負担額の試算値 (H30.5.21「一般負担の上限額の見直しについて（第33回広域系統整備委員会資料1）」より)	4.0万円/kW
接続費用の格差	接続費用の地域間格差（②-①）	3.0万円/kW

（※）事業者は通常の接続費用（入札対象外工事費）を公表しないため、比較対象として募集プロセスの入札に基づく接続費用の試算を使用した。一般的に、入札対象より入札対象外の方が高額と言われている。

『固定価格買取制度（FIT）による本県設備認定等の状況』

	①認定実績		②導入実績		県内導入割合 ②÷①	全国導入割合
	件数	容量（kW）	件数	容量（kW）	（%）	（%）
太陽光（10kW未満）	14,813	71,473	14,431	69,457	97.2	96.9
太陽光（10kW以上）	6,797	2,094,671	3,644	469,091	22.4	54.4
内、1,000kW以上	181	1,789,030	106	313,313	17.5	41.2
風力	379	870,909	30	25,839	3.0	14.1

※1 H31.2.2 資源エネルギー庁公表資料より抜粋（H24年7月～H30年9月末までの累計）。

※2 導入割合は容量（kW）で比較。

3 環境等と調和した再生可能エネルギーの導入促進に向けた施策の展開

- 現行制度では、太陽光発電等の導入について地域住民に周知・説明を義務付けていないことから、十分な事前説明がないまま発電設備の設置工事が行われるなどにより、地域住民との関係が悪化することが懸念される。
- これらを未然に防ぎ、太陽光発電等が地域と共生して長期安定的に稼働できるようにするために、地域住民への説明会の開催を義務付けるなど地域の意見を確實に聞く仕組みを構築することが必要。
- 使用済み太陽光設備については、2030年度半ばから廃棄量が急増する見込みであることから、廃棄時の処分費用を担保する積立金制度を創設するなど適正処理のシステム構築が必要。

『岩手県内の太陽光発電設備の導入実態から見た排出量予測』

	2020年	2025年	2030年	2035年	2039年	2040年
排出見込量 t	15	113	260	833	8,533	12,419
埋立見込量 t	4	34	78	250	2,560	3,726

※排出見込量は、寿命25年、10ワット1キロ換算で推計

※埋立量は、排出量の3割として推計

【県担当部局】環境生活部 環境生活企画室、資源循環推進課

27 東北マリンサイエンス拠点形成事業の継続への支援

震災により激変した海洋環境・生態系を調査する東北マリンサイエンス拠点形成事業の令和2年までの事業継続をはじめ、被災した研究機関への支援など、特段の御配慮をいただいているところです。

今後、水産業をはじめとする地元産業の復興を果たすためには、長期にわたって調査事業を継続する必要があることから、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 東北マリンサイエンス拠点形成事業の長期・安定的な継続

東北マリンサイエンス拠点形成事業による海洋・水産関係の研究は、復興を目指す地元の漁業者等との密接な連携の下で実施され、研究成果が地域に還元されるなど、復興事業として大きく貢献していることから、同事業の確実な継続及び事業実施に必要な予算の措置を要望します。

【現状と課題】

- 同事業による海洋・水産業の研究成果が地域に還元されるなど、復興事業として大きく貢献している一方、海洋環境・生態系の回復や漁業水産業の復興には長い時間が必要であることから、同事業の確実な継続と事業実施に必要な予算の確保が必要。

【県担当部局】政策地域部 科学・情報政策室

28 國際海洋再生可能エネルギー研究拠点の構築

本県では、「海洋基本法」や国の「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」等に基づき、平成27年4月に国から選定を受けた釜石市沖再生可能エネルギー実証フィールドでの研究開発や、沿岸北部における着床式海上ウインドファームの実現の取組を進めています。

今後、海洋再生可能エネルギーの実用化、事業化のためには、国による研究開発の推進や関連研究施設の整備のほか、海域の総合的な利用調整ルールづくりなどが重要となっていることから、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 海洋再生可能エネルギーの研究開発の推進と関連研究施設の整備

国の「海洋基本計画」に掲げる海洋再生可能エネルギー利用技術開発の確実な進捗と被災地の産業基盤強化を図るため、本県において、海洋再生可能エネルギーの研究開発を推進するとともに、国により選定された釜石市沖海洋再生可能エネルギー実証フィールドの利活用促進に必要な関連施設の整備を行うよう要望します。

2 海洋風力発電施設等の整備に対する補助制度の創設

企業等が行う洋上風力発電施設等の整備に対する補助制度を創設するよう要望します。

3 海域の利用調整ルールづくり等による沿岸域の総合的管理の推進

海域の利用調整ルールづくりなど国による沿岸域の総合的管理の仕組みを構築するよう要望します。

【現状と課題】

1 海洋再生可能エネルギーの研究開発の推進と関連研究施設の整備（海洋エネルギー実証フィールドの設置）

- 県では震災前から、三陸の海の資源である海洋エネルギーを生かし、新産業・雇用創出と地域振興を目指しており、平成 27 年 4 月 3 日付けで岩手県釜石市沖が海洋再生可能エネルギー実証フィールドとして選定されたところ。
- 当該海域では、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて NEDO による波力発電技術の研究開発が進められるとともに、平成 27 年 12 月には岩手県海洋エネルギー産業化研究会が設立され、地域企業が中心となった海洋エネルギー関連産業の創出に向けた取組が進行中。今後、更なる海洋エネルギー研究開発プロジェクトの誘致や実証フィールド関連施設整備を進め、国際的海洋エネルギー研究拠点構築を目指すもの。
- 実証フィールド関連施設には、研究棟、海底ケーブル、受変電設備などがあり、設備整備に多額の費用を要することから、国による整備が必要。

2 洋上風力発電施設等の整備に対する補助制度の創設

- 本県沿岸北部は、遠浅な海底地形と豊富な風力エネルギーを生かした着床式洋上ウインドファームの実現を目指し、地元漁業者や発電事業者等と課題解決に向けた研究会活動を行っているが、事業化には調査費や建設費など多額の費用が必要。

3 海域の利用調整ルールづくり等による沿岸域の総合的管理の推進

- 海洋再生可能エネルギー開発・導入における海域利用に際しては、漁業、船舶航行、港湾利用などの既存利用者との調整が必要である。
平成 31 年 4 月 1 日に「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関する法律」が施行されたものの、沖合では、市町村や県といったエリアにこだわらない利用者がいるため、漁業への支障等に関して自治体単位での調整には限界。

《参考：海洋基本計画について》

- 海洋基本法(平成 19 年)に基づき策定される海洋政策の基本指針。海洋に係る産業の振興・創出、安全確保、情報の一元化と公開、人材育成、海域の総合的管理等についての具体的な取組を規定
- 平成 25 年 4 月の見直しにおいて、海洋再生可能エネルギー開発による国内産業育成について充実
- 平成 30 年 5 月の見直しにおいて、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」について記載

【県担当部局】政策地域部 科学・情報推進室

29 平成 28 年台風第 10 号災害からの 復興に必要な財政措置及び人的支援

平成 28 年台風第 10 号災害は、気象庁の統計開始後初めて東北地方の太平洋側に上陸した台風であり、東日本大震災津波の被災地である県沿岸部に二重の被害をもたらしたことから、被災した地域においては、東日本大震災津波からの復興に向けた取組と並行して台風災害からの復旧事業を進めているところです。

台風災害からの復旧・復興に向けては、国において様々な財政支援措置が講じられており、公共土木施設の復旧事業など復旧復興に向けた取組が本格化しているところですが、被災した市町村においては、地域住民が生活の用に供するため自ら整備したいわゆる「生活橋」を含む既存の災害復旧制度の対象とならない社会生活基盤の復旧など、復旧復興事業の進行に応じて今後も多額の財政需要が生じる見込みです。

また、公共土木施設等の復旧工事等を行う技術職員など、専門的知識を要する人材の確保が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 平成 28 年台風第 10 号災害に対応した財政措置

国の災害復旧制度の対象とならない社会生活基盤の復旧など、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度も含め、復旧・復興に要する経費に対し、特段の財政措置を講じるよう要望します。

2 平成 28 年台風第 10 号災害に対応するマンパワーの確保

東日本大震災津波からの復興に向けた取組と並行して台風災害からの復旧事業を進めていく必要があることから、技術職員など専門的知識を有する人材の確保について支援するよう要望します。

【現状と課題】

1 平成 28 年台風第 10 号災害に対応した財政措置

(今後、多額の財政需要が見込まれる事業)

- ・生活橋復旧事業
- ・ふれあいらんど岩泉災害復旧事業

2 平成28年台風第10号災害に対応するマンパワー確保

【被災 3 市町における平成 31 年度の必要数及び確保数】(H31. 4. 1 現在)

(単位：人)

市町村名	必要数 ①			確保数 ②			不足数 ②-①		
	一般 事務	土木	その他	一般 事務	土木	その他			
岩泉町	19	4	15	0	19	4	15	0	0
久慈市	1	0	1	0	1	0	1	0	0
宮古市	1	0	1	0	1	0	1	0	0
計	21	4	17	0	21	4	17	0	0

【県担当部局】政策地域部 市町村課、地域振興室

30 平成 28 年台風第 10 号災害における公共土木施設等の復旧等に係る確実な予算措置等

平成 28 年 8 月 30 日に台風第 10 号が本県を通過したことに伴い、県内各地で記録的な大雨となり、甚大な被害が発生しました。

東日本大震災津波からの復興の取組と並行して台風災害からの復旧を図っていく必要がありますが、震災対応業務が本格化している中、県や市町村において復旧・復興業務に従事するマンパワーの不足や企業側における技術者、労働者の不足が課題となっています。

また、台風により甚大な被害が発生した岩泉町小本川等では、河川激甚災害対策特別緊急事業等による河川改良復旧を進めていますが、これらの完成のために確実な予算措置が必要です。

については、台風第 10 号災害からの着実な復旧が図られるよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 平成 28 年台風第 10 号災害における公共土木施設等の復旧等に係る確実な予算措置等

平成 28 年台風第 10 号災害における道路、河川等の公共土木施設の復旧に向け、引き続き技術的助言などの支援を行うよう要望します。

また、岩泉町小本川等の河川激甚災害対策特別緊急事業等による河川改良復旧が完了するまでの間、確実に予算措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 平成 28 年台風第 10 号災害における公共土木施設等の復旧等に係る確実な予算措置

- 本県では、県及び市町村において、東日本大震災津波に係る復旧・復興事業が本格化しており、引き続き自治体からの職員派遣等による人的支援をいただいている中で、平成 28 年台風第 10 号による甚大な被害が発生。
- 震災と台風第 10 号災害からの迅速かつ着実な復旧・復興を図る上で施工条件が厳しい復旧現場における技術的助言など、早期復旧に向けた継続的な支援が必要。
- 平成 28 年台風第 10 号災害により甚大な家屋浸水被害等が発生した岩泉町小本川等においては、再度災害の防止を図るため、河川激甚災害対策特別緊急事業等を導入し、河川改良復旧を推進しているところ。

現地の状況を踏まえた必要な対策を着実に推進するため、事業完了まで確実な予算措置が必要。

《平成 28 年台風第 10 号災害により導入した河川改良復旧事業》

	市町村名	河川名	事業名	摘要
1	岩泉町	小本川（上流）	災害復旧助成事業	
2	〃	〃（下流）	河川激甚災害対策特別緊急事業	
3	〃	安家川（上流）	河川等災害関連事業	
4	〃	〃（下流）	河川災害復旧等関連緊急事業	
5	宮古市	刈屋川	河川等災害関連事業	
6	〃	長沢川	災害対策等緊急事業推進費	完了済
7	大槌町	大槌川	災害対策等緊急事業推進費	完了済
8	遠野市	小鳥瀬川	災害復旧助成事業	
	4 市町	6 河川		

※1 及び 2 については、平成 28 年度～令和 2 年度の事業期間であること。

【県担当部局】 県土整備部 河川課、砂防災害課

1 地方重視の経済財政政策の実施

地方における人口の社会増減については、国の経済財政政策や経済状況の影響を強く受けるところです。

については、地方の取組とあわせ、国において、地方を重視した大胆な経済財政政策を実施することが不可欠であることから、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 地方を重視した経済財政政策の実施

地方の人口は、地方と全国の経済状況の差が大きい場合に社会減が拡大する関係が見られることから、地方重視の経済財政政策を実施するよう要望します。

【現状と課題】

- 本県の人口の社会減は、有効求人倍率が全国平均を上回る場合に減少し、下回る場合に拡大する傾向。これは、地方独自の雇用対策に加え、国が経済対策を実施したことによる影響が大きく、全国の多く地方が同様の傾向。
- 本県のみならず、地方部における人口の社会増減は、国の経済財政政策によるところが大きく、東京一極集中を是正し、地方の人口流出を防ぐためには、国による大胆な経済財政政策が不可欠。



【県担当部局】政策地域部 政策推進室

2 地方創生の推進を支える財源の確保

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが重要です。

については、地方の自主性や主体性が最大限に發揮できるための十分な財源の確保が不可欠であることから、地方の一般財源総額の確保を含めた財政措置について、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 まち・ひと・しごと創生事業費の継続と十分な額の確保及び算定方法の見直し

地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続し、十分な額を確保するとともに、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とするよう要望します。

2 地方の自主性・主体性に配慮した交付金の確保

少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、次期総合戦略の期間においても、十分な額の財源を確保するよう要望します。

また、地域ごとに実情や抱える課題等が異なることから、交付金の趣旨に沿った事業については、対象分野や対象経費の制約などは大幅に排除し、真に使い勝手の良い制度とするとともに、その配分に当たっては、財政力の弱い自治体において、より人口減少が進んでいることに鑑み、自治体の財政力を考慮した算定とするよう要望します。

【現状と課題】

1 まち・ひと・しごと創生事業費の継続と十分な額の確保及び算定方法の見直し

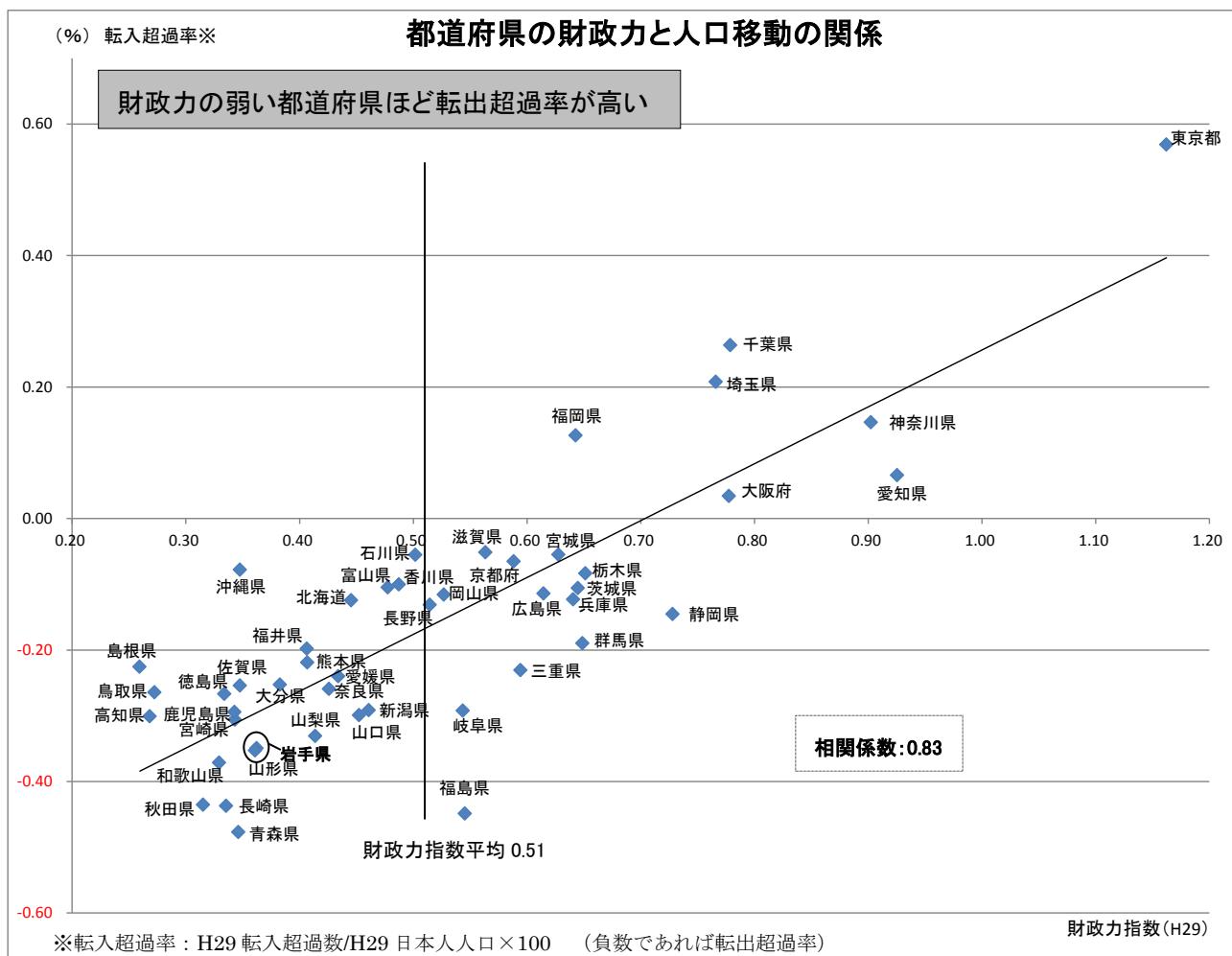
- まち・ひと・しごと創生事業費の地方交付税の算定に当たって設けられた人口減少等特別対策事業費については、下記の指標が設定。

取組の必要度 (4,000 億円)	取組の成果 (2,000 億円)
・人口増減率／・転入者人口比率	・人口増減率
・転出者人口比率／・年少者人口比率	・転入者人口比率／・転出者人口比率
・自然増減率／・若年者就業率	・年少者人口比率
・女性就業率／・有効求人倍率	・出生率
・1人あたり各産業の売上高	・若年者就業率／・女性就業率

- 上記指標は、地方の独自の努力に基づき変動が生じることはもちろんであるが、国の政策や現在の人口の集積の度合いなどにも大きく左右されるところであり、より客観的な指標の検討が必要。
- 地方交付税は、客観的にあるべき財政需要に対して保障するものであり、「取組の必要度」を重視することが必要。

2 地方の主体性に配慮した交付金の確保

- 人口移動は、財政力の低い都道府県ほど人口の転出率が高い状況。全国的に地方創生に取り組む中、財政力の低い自治体からますます人口流出するおそれが多く、人口流出が進む地域に配慮した交付金（地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金）の配分が必要。



【県担当部局】政策地域部 政策推進室

総務部 財政課

3 過疎地域の新たな振興対策

本県においては、県土の多くを占める過疎地域の活性化を図ることが、地域格差の是正を推進し、県土の均衡ある発展を期する上で極めて重要であることから、直近では平成28年に「岩手県過疎地域自立促進方針」及び「岩手県過疎地域自立促進計画」を策定し、過疎地域の活性化に関する総合的な発展を図るための基礎整備を中心とした施策を推進してきました。

その結果、生活の基盤である公共施設等の整備が進み、地域資源を活用した産業振興施策の推進や都市等との地域間交流事業の促進など地域活性化のための取組が行われ、移住促進、地域づくり、福祉、公共施設の維持・管理などの面で住民やNPO、企業・団体などと行政が協働して、地域で支え合う様々な取組が始まるなど、過疎対策は一定の成果を上げてきたところです。

しかしながら、過疎地域では、人口が減少し、地域の担い手である若者の流出が続いているほか、著しい高齢化の進展による地域の活力の低下など依然として解決すべき課題が多く、加えて財政基盤が脆弱であるために、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」（以下「現行過疎法」という。）の失効を令和3年3月末に控え、今後の地域振興施策の展開に大きな危惧を抱いております。

については、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 新たな過疎対策法の制定

現行過疎法失効後においても、過疎地域の現状を踏まえ一層の振興を図るために、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じるよう要望します。

2 地方財政措置の維持・拡充

過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 過疎地域の現状

- 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に基づき、平成 31 年 4 月 1 日現在、24 市町村が過疎地域として公示。
- 本県の過疎地域は、北上盆地を除く地域に広がっており、その大半は、周囲の山地によって分断された地形や積雪が多く寒冷な気候など、地理的・自然的諸条件に恵まれない山村と辺地を抱える。

【過疎地域における人口の推移】

区分	H35年(A)	H2年	H27年(B)	増減率(B)÷(A)
過疎地域 (全県に対する構成比)	832,317 (57.5%)	638,519 (45.1%)	486,603 (38.0%)	△41.5%
全県	1,448,517	1,416,928	1,279,594	△11.7%

2 これまでの過疎対策の取組

- 過疎地域対策緊急措置法（昭和 45 年法律第 31 号）、過疎地域振興特別措置法（昭和 55 年法律第 19 号）、過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年法律第 15 号）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に基づき、約 50 年にわたり、各般の過疎対策事業を総合的かつ計画的に推進。
- 現行の過疎地域自立促進特別措置法が制定された平成 12 年度以降では、次のとおり「岩手県過疎地域自立促進方針」及び「岩手県過疎地域自立促進計画」を策定。
 - ・ 平成 12~16 年度（5 カ年）
 - ・ 平成 17 年度～平成 21 年度（5 カ年）
 - ・ 平成 22~27 年度（6 カ年）
 - ・ 平成 28 年～令和 2 年度（5 カ年）

3 過疎対策の主な成果

- 道路改良率・舗装率は、県全体とほぼ同水準まで向上。
- 水道普及率の格差が縮小。
- 地域資源を活用した、過疎地域の自立に向けた取組（ソフト事業）の増加。

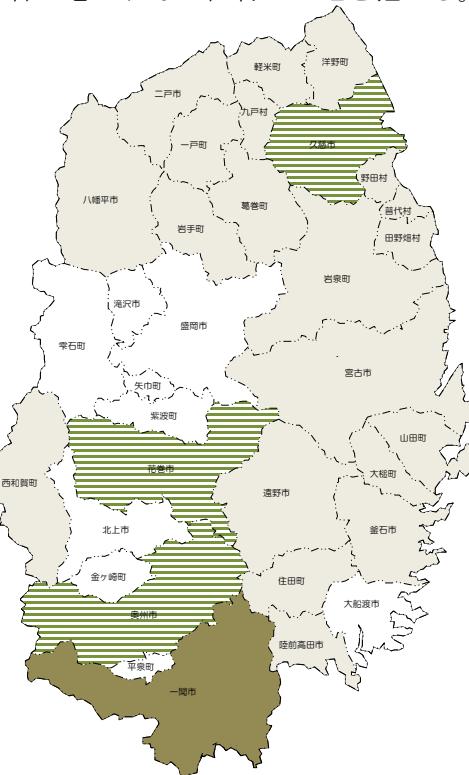
県道の整備状況	過疎地域		全県	
	H10	H25	H10	H25
改良率	73.4	83.2	79.0	84.5
舗装率	77.8	83.7	80.8	84.5

水道普及率	過疎地域		全県	
	H10	H25	H10	H25
	81.5	89.9	89.1	93.0

汚水処理人口普及率	過疎地域		全県	
	H10	H25	H10	H25
	23.2	67.3	43.6	76.7

4 過疎地域の主な課題

- 担い手の減少・高齢化や、経済のグローバル化に伴う国内外の産地間競争の激化、農地など経営資源の減少などの課題が顕在化してきたことにより、基幹産業である農林水産業は停滞。また、消費の低迷、雇用の受け皿の流出など、過疎地域をめぐる環境は一層厳しさを増している。
- 過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化することが必要。



過疎市町村 (法第 2 条第 1 項)	20
過疎地域とみなされる市 (法第 33 条第 1 項)	1
一部過疎を有する市町村 (法第 33 条第 2 項)	3

【県担当部局】政策地域部 市町村課、地域振興室

4 地方自治体の企業立地施策への支援

人口減少の進行に対応し、国が進める企業の地方拠点強化施策の促進並びに地方自治体による地域における産業及び雇用のニーズに応じた企業誘致を一層推進し、国際競争力の高いものづくり企業の国内定着を図るため、企業誘致施策に対する支援策について、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 地方自治体が行う企業誘致等への支援

国においては、平成29年度に地域未来投資促進法を制定し、「地域経済牽引事業」を支援する制度を設けていただいたところですが、地方税の減免に対する減収補てんについて、地域未来投資促進法において対象となっていない機械装置も対象とするよう要望します。

2 地方自治体が行う工業団地の整備に対する支援

地方自治体が行う工業団地等の産業インフラの整備に対する支援を行うよう要望します。

3 工業用水道施設の強靭化対策等に対する支援

建設後40年程度が経過した工業用水道施設に対する補助金について、更新・耐震化を迅速かつ確実に実施するために必要な予算を十分確保するとともに、複数年度事業を対象とするよう要望します。

4 工業用水道施設の施設整備等に対する支援

国際競争力を有する大手半導体企業の立地に伴う工業用水の需要の大幅な増加に対応するために、必要が生じた大規模施設整備に対して、新たな支援制度の創設などを含めた特別な財政支援措置（国庫補助金、企業債）を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 地方自治体が行う企業誘致等への支援

- 企業の新增設を促進するために、地方自治体が企業の土地、建物、生産設備等の取得に対する不動産取得税又は固定資産税等の地方税の課税を免除した場合には、各法令に基づき当該地方自治体は交付税の減収補てん措置を受けることが可能となっている。
- しかし、地域未来投資促進法においては、地方税の課税免除に対する減収補てんの対象に機械装置等の償却資産が含まれていないことから、結果的に地方税の減免を適用できない場合が多い。同法の目的である「地域の特性を生かして高い付加価値を創出」する上でも、企業の生産性向上に資する投資を促す効果的なインセンティブが必要。

2 地方自治体が行う工業団地の整備に対する支援

- 進行する人口減少問題や人口流出を克服するためには、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出していく必要がある。
- 本県への自動車・半導体関連企業の相次ぐ新增設をはじめ、最先端のものづくり企業の国内の生産拠点として地方を選択する動きも見られるところ。
- こうした機会を捉え、国際競争力の高いものづくり企業の国内定着を図り、地方創生を一層推進するためには産業用地の確保や工業用水道施設の整備が必要であるが、財政力が脆弱な地方自治体は、これらの整備等が困難な状況である。
※ 沿岸被災地域においては、国の東日本大震災復興交付金（津波復興拠点整備事業）を活用して産業用地造成等を実施している例があるが、被災地域以外には活用できる支援制度がない状況。

3 工業用水道施設の強靭化対策等に対する支援

- 本県の工業用水道施設は、建設後40年程度が経過しており、更新時期を迎えた施設が多いが、更新に必要な費用が捻出できずに、耐用年数を大幅に超えて使用している状況。過去10年で12件の漏水事故が発生しており、今後も給水停止によるユーザー企業の生産活動への支障が懸念されているところ。

[岩手県の工業用水道事業の概況]

名 称	建設年度 (経過年数)
第一北上中部工業用水道	
旧北上中部	S53(41年)
旧第三北上中部	H4(27年)
第二北上中部工業用水道	S56(38年)

[工業用水ユーザーの状況]

区 分	平成 28 年度 製造品出荷額
県全体 (製造業)	2兆3,717億円
北上、金ケ崎	8,787億円
県全体比	37.0%

- このため、県独自の配管更新基本計画（平成24年度策定）や国の指針を踏まえたアセットマネジメント計画（平成29年度策定）などにより計画的に更新を進めてきているが、その更新費用は企業債に頼らざるを得ず、元利償還や支払利息が経営を圧迫している状況である。
- 工業用水道事業費補助金は、平成28年度から補助対象の拡大が図られたものの、全国的に補助要望が増加しており、十分な予算の確保や長期的・計画的な更新が可能となるような複数年度の事業採択など、更なる充実が必要である。

4 工業用水道施設の施設整備等に対する支援

- 国際競争力を有する大手半導体企業の立地により、新たな浄水場の施設整備などが必要になっているが、建設等に要する事業費が多大となる。
- そのような中、引き続き安定的に工業用水道事業を運営するためには、地方自治体のみの負担にならないよう、新規建設への補助や公営企業債（地方公共団体金融機構資金）の枠確保など、施設整備に対する特別な財政支援措置が必要である。

[施設整備等に要する概算事業費] 約 160 億円

- ・既設浄水場の増強（380 百万円）
- ・浄水場の整備（60,000m³/日）（15,593 百万円）

【県担当部局】 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室
企業局 経営総務室

5 中小企業等の革新的なものづくりやサービスの創出 に向けた支援

ものづくり産業など地域産業の活性化を通じた地方創生を推進していくため、中小企業・小規模事業者の生産性や付加価値の向上、新事業の創出などイノベーションの促進が重要となっており、引き続き、革新的なものづくりやサービスの創出に向けた支援していくことが必要なことから、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 「ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業」の継続・財政措置

平成25年度の予算措置以来、いわゆる「ものづくり補助金」は、本県においても、ものづくり産業を中心に革新的な試作品や技術の開発、生産性の向上に活用されており、他業種を含めた中小企業・小規模事業者の利用ニーズが極めて高いものです。また、更なる生産性向上を目指し、インダストリー4.0を活用した技術革新にも中小企業が活用できるものとして更なる拡充が必要であることから、以下のとおり要望します。

- (1) 「ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業」について、次年度以降も継続し、十分な財政措置を講ずること。
- (2) 中小企業等の一層の生産性向上の取組を加速するため、生産性を向上させる大型の設備投資等への補助上限を引き上げること。

【現状と課題】

- 本県では、企業数全体の 99.8%、製造品出荷額の 55.9%を中小企業が占めているが、平成 28 年の製造業全体の従業者一人当たり製造品出荷額及び付加価値額は、全都道府県の中でそれぞれ 38 位と 43 位にとどまっている（出典：経産省 H29「工業統計調査」）。また、本格的な人口減少社会の到来や厳しい国際競争環境等の中で、本県の中小企業数は、平成 21 年から平成 26 年にかけて 12.9% 減少するなど、企業の生産性や付加価値の向上等による中小企業の競争力強化と活性化が喫緊の課題。（出典：岩手県「岩手県中小企業振興第 2 期基本計画」H31. 3）
- いわゆる「ものづくり補助金」は、中小企業・小規模事業者の革新的な設備投資やサービス・試作品の開発等を補助対象とし、本県においても、ものづくり産業を中心に革新的な試作品や技術の開発、生産性の向上に活用されており、極めて重要かつ有効な制度であるところ。
- また、本県では国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組を進めているところであり、本事業を活用することにより、ILCへの高い技術力への対応が期待されるところ。
- 平成 25 年度の予算措置以来、同事業に対する中小企業・小規模事業者のニーズは高いが、採択率は 4 割程度にとどまっており、商工団体や企業の間では事業の継続と予算拡充を望む意見が多いところ。
- 本県では、中小企業等の競争力強化を喫緊の課題と位置付けており、認定支援機関等と連携し、幅広い業種に対する同事業の制度内容に関する周知活動、事業計画作成の支援等を強化してきており、この取組を継続することとしているところ。
- 大型の設備投資等については、平成 27 年度には先行型地方創生交付金等を活用した設備補助（補助限度額 1 億円）を実施し、生産性向上への取組を加速させた事業者がおり、同様の措置が期待されるところ。

（参考）採択企業の業種については、平成 26 年度補正事業では製造業 58.7%・その他の業種 41.3% であったが、平成 28 年度補正事業では製造業 61.2%・その他の業種 38.8%。平成 29 年度補正事業では、製造業 59.4%・その他の業種 40.6% であった。

(補正予算)	H25 年度補正	H26 年度補正	H27 年度補正	H28 年度補正	H29 年度補正
国予算額	1,400 億円	1,020 億円	1,021 億円	763.4 億円	1,000 億円
採択件数	111	88	65	49	96

【県担当部局】商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室

6 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進

地方創生の推進に当たっては、地域課題の解決に資する人材や地域経済を支える産業を担う人材の確保を強力に進める必要があるため、平成27年度に創設された奨学金を活用した大学生等の地方定着に向けた支援制度について、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進

国の「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱」に基づき、官民が基金を造成して大学生等の地元定着を促進する制度について、人口流出が大きく財政基盤の脆弱な地域では、民間企業や団体にとって基金への出捐は非常に厳しく、地方公共団体の出捐割合が大きくならざるを得ないことから、次のとおり地方公共団体に対する財政措置を拡充するよう要望します。

- (1) 特別交付税措置の対象となる経費について、地方公共団体が出捐した総額を対象とするよう要件を緩和すること。
- (2) 特別交付税措置について、地方公共団体の財政状況に応じて措置率を引き上げること。

【現状と課題】

- 同制度は、地方公共団体が地域の産業的特徴等に応じて、「地方経済の牽引役となる産業や戦略的に振興する産業に関わる分野」の人材を確保し定着を図ることを支援しようとするものであり、地方創生にとって有効な手段の一つ。
- 本県においては、平成29年度から制度を運用開始し、民間からの基金への出捐は目標に達していないが、支援対象者については、県内外の学生やUターン希望の社会人などから、単年度の目安としていた50名に対し、初年度（平成29年度）は54名、2年目（平成30年度）は51名を認定し、2年間で91名が県内ものづくり企業に就業（内定含む）しており、確かに需要があるとの手応えを得ているところ。
- 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱（総務省スキーム）では、官民の出捐総額の1/2（民間の出捐総額を上限）に財政力指数に応じた措置率を乗じた額を特別交付税措置の対象としているが、

人口流入があり財政力の強い地方公共団体に大手上場企業等が集中する傾向がある中、人口流出が大きく財政基盤の脆弱な地域ほど、中小・零細企業が多く民間企業や団体からの基金への出捐が厳しい状況。

- このため、人口流出が大きく財政基盤の脆弱な地域では、地方公共団体の出捐割合が大きくなることから、民間からの出捐比率の想定を大幅に引き下げた上で、地方公共団体の財政状況に応じて特別交付税措置率を0.5から更に引き上げるなど、この制度が有効に活用できるよう改善が望まれるところ。

【県担当部局】商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室

7 働きやすい雇用・労働環境の整備

県内においては、企業の旺盛な投資意欲により工場の新增設が進んでいますが、県内有効求人倍率は高い水準で推移しており、若者をはじめとする人材確保が課題となっています。

こうした中、若年者等の県外流出を食い止め、首都圏への人口一極集中を是正するためには、受け皿となる魅力ある企業づくりの支援が必要であることから、雇用・労働環境の改善に資する制度の拡充等について、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 雇用・労働環境の改善に資する制度の推進

若年者や女性の県内就職の促進及び職場定着を図るため、従業員宿舎の整備や住宅手当の導入の支援、さらには、正社員雇用の拡大や非正規雇用労働者の正社員化等の処遇改善の促進など、地方における雇用・労働環境の改善に資する制度の整備を一層推進するよう要望します。

2 「働き方改革」の着実な実行及び監視機能の強化

長時間労働の是正や休暇取得の促進のための制度の整備を一層推進するよう要望します。

また、国では生産性向上のための各種助成制度を設けているところですが、働き方改革関連法の施行を受け、賃金引上げや労働時間の短縮などの労働条件の改善に取り組む中小企業・小規模事業者による活用を促進するため、一層の制度周知と受給のための手続の簡素化を図るよう要望します。

併せて、労働法令の遵守徹底や適正な雇用ルールが確保されるよう、岩手労働局の監視機能の強化に必要な対策（労働基準監督官の増員等）を講ずるとともに、働き方改革を一層推進するための全国実態調査を実施するよう要望します。

【現状と課題】

1 雇用・労働環境の改善に資する制度の推進

(1) 従業員宿舎の整備等

- 平成 29 年に、本県に大規模な新工場建設が決定されたことにより、大型雇用が創出されることに加え、地場企業においても取引拡大や雇用創出が生み出されるなど、県内経済の更なる活性化が期待されている。
- 平成 31 年 2 月の本県の有効求人倍率は 1.43 倍であり、平成 29 年 4 月以降 1.40 倍以上の高率が続き、バブル期を上回る水準となっている。

『有効求人倍率（季節調整値）』

年 月	H 1	H 5	H10	H15	H20	H25	H28	H29	H29. 4	H31. 2
全 国	1.30	0.71	0.50	0.69	0.77	0.97	1.39	1.54	1.48	1.63
岩手県	1.18	0.94	0.53	0.55	0.50	1.06	1.31	1.42	1.42	1.43

(注) 年度計は原数値

- 企業によっては、業容拡大に必要な人員を十分に確保できないことから、受注増や生産拡大に対応できないなど、企業の成長性を損なう事例が見られることから、人材確保について企業から強い要望を受けている。
- 深刻な人手不足を受け、県内では人材確保に向けた取組の一環として、製造業や水産加工業を中心に、自社において従業員宿舎等の確保を検討する動きがみられるものの、従業員宿舎の整備に多額の費用を要することや、賃貸物件の確保について競合が生じることから、必要な数量の確保に苦慮する場合も多い。
- もともと賃貸物件の乏しい県北・沿岸地域や産業集積が進む県南地域においては、空き物件が少なく、家賃も高い水準となっている。
- 深刻な人手不足は地域における経済活動の拡大の芽を摘むおそれがあることから、企業による人材確保の取組を支援するとともに、地方創生・ふるさと振興に資する住環境整備を促進するため、従業員宿舎の整備や家賃補助に対する支援が必要となっている。

(2) 若年労働力の確保等

- 将来の岩手を担う若年労働力を確保するため、新規学卒者の県内就職者数・割合の向上が必要。

『本県の新卒者の県内就職割合』

	H25. 3 月卒	H26. 3 月卒	H27. 3 月卒	H28. 3 月卒	H29. 3 月卒	H30. 3 月卒	H31. 3 月卒
高卒者	63.3%	64.4%	63.4%	64.1%	66.3%	65.8%	68.8%
大卒者	42.4%	44.9%	43.2%	43.7%	45.0%	43.6%	43.1%

※1 H31. 3 月卒は、平成 31 年 2 月末現在

※2 新規高卒者は、県内就職率は上昇傾向にあるが、依然として約 3 割が県外に就職している。

※3 新規大卒者は、ほぼ横ばいで、約 6 割が県外に就職している。

- 本県の新規学卒就職者の 3 年以内離職率は全国平均を上回っており、就職後の定着支援が必要。

『本県の新卒者の 3 年以内の離職率』

	H25. 3 月卒	H26. 3 月卒	H27. 3 月卒	H28. 3 月卒(2 年)	H29. 3 月卒(1 年)
高卒者	41.4%(全国 40.9%)	41.3%(全国 40.8%)	38.8%(全国 39.3%)	28.0%(全国 29.0%)	15.6%(全国 17.1%)
大卒者	38.4%(全国 31.9%)	40.0%(全国 32.2%)	37.8%(全国 31.8%)	28.3%(全国 21.9%)	14.8%(全国 11.5%)

※ 就職後 3 年以内の離職率は高卒・大卒とも約 4 割で、特に大卒者の離職率が全国に比べ高い状況。

- 就職期における若年者の県外流出を食い止め、首都圏への人口一極集中を是正するため、正社員雇用の拡大等に取り組む地方の企業に対して、使いやすい助成金制度の拡充等、一層の制度の整備を推進することが必要。

2 「働き方改革」の着実な実行及び監視機能の強化

(1) 「働き方改革」の着実な実行

- 「働き方改革実行計画」(H29.3閣議決定)において、「働き方改革」は労働生産性の改善の最も良い手段であるとされ、その「働き方改革を、着実に進めていく」ため、ロードマップに基づく長期的かつ継続的な取組を推進していくこととしている。

[主な内容]

同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備、非正規雇用労働者の正社員化などキャリアアップの推進、企業への賃上げの働きかけや取引条件改善・生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備、法改正による時間外労働の上限規制の導入など

- 本県の最低賃金は762円で、全国で下から2番目のグループに位置し、地域間での格差が広がってきてのことから、賃金面での改善が求められている。
- 本県では、平成29年の一人平均総実労働時間は全国で2番目に長く、また、年次有給休暇取得率は全国平均を下回っており、長時間労働を是正し、年次有給休暇の取得促進等の取組が重要な課題となっている。

《本県の平均総実労働時間》(5人以上事業所)

年	岩手県			全国		
	所定内	所定外	計	所定内	所定外	計
H27	1,736	134	1,870	1,602	132	1,734
H28	1,723	131	1,854	1,595	129	1,724
H29	1,724	134	1,858	1,590	130	1,720

- 国では、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業の取得促進等に加え、中小企業における労働生産性の向上や事業所内賃金引上げを支援するため、事業所に対する助成やその拡充を図っているが、制度の周知が十分でないことや手続の煩雑さ等もあって、県内企業の助成制度の利用は十分に進んでおらず、依然として労働時間や賃金水準についても全国との開きがあることから、助成要件の緩和など使いやすい助成金制度の拡充やより一層の普及啓発が必要。

[労働条件等関係の主な助成制度の利用状況]

- ・時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）(H29:15件、H30:12件)
- ・時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）(H29:1件、H30:1件)
- ・業務改善助成金（H27:16件、H28:12件、H29:6件、H30:18件）

[平成31年度から新設又は見直しされた主な助成制度]

- ・人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）…平成29年度又は30年度において既存の助成を受けていることが要件
- ・キャリアアップ助成金（短時間労働労働時間延長コース）
- ・65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）

(2) 監視機能の強化

- 国では、労働局への「過重労働特別監督監理官」の配置や、立入調査の基準となる時間外労働の基準引下げ等、監視機能の強化措置を講じているが、依然として、多くの事業場で違法な時間外労働や賃金不払残業等の労働法令違反が確認されている。

また、無期転換ルール（労働契約法第18条、平成25年4月1日施行）による有期雇用労働者の無期雇用への転換や、労働法制の改正に合わせた新たな雇用ルールについても確保されるよう、労働基準監督官の増員等の監視機能強化が必要。

《「過重労働解消キャンペーン」による重点監督結果》（岩手労働局発表）

年	重点監督実施事業場(※)数	うち労働基準関係法令違反があった事業場数	主な違反事項		
			労働時間	賃金不払残業	健康障害防止対策
H27	94 (100.0%)	79 (84.0%)	52 (55.3%)	14 (14.9%)	9 (9.6%)
H28	81 (100.0%)	60 (87.1%)	44 (54.3%)	16 (19.8%)	11 (13.6%)
H29	86 (100.0%)	54 (62.8%)	31 (36.0%)	8 (9.3%)	7 (8.1%)

※ 重点監督実施事業場：長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場

- 働き方改革に資する基礎データが不足しており、詳細かつ全国比較できるデータの蓄積が必要であることから、国による全国実態調査の実施が必要。

[これまで実施した調査]

- ・平成28年度岩手県の若年者雇用動向調査結果（平成29年3月、いわてで働く推進協議会）
- ・平成28年度働き方改革及びワーク・ライフ・バランスに関する調査（平成28年度・平成30年度、同）

【県担当部局】商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 ものづくり自動車産業振興室

8 農林水産業における「担い手育成」

農林水産業を持続的に発展させるためには、意欲と能力のある経営体が、優れた技術を基に、農地、森林、漁場などの経営資源と地域特性を生かした効率的で安定的な経営を展開し、所得・雇用機会を確保・拡大することにより、若者等の地域への定着を図り、にぎわいを取り戻していくことが必要となっています。

こうした中、地域の農林水産業をけん引し雇用の受け皿となる経営体の育成と、新規就業者の確保・育成を図るため、「担い手育成」に関する施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 農業の担い手に対する支援施策の充実・強化

「人・農地プラン（地域農業マスタートップラン）」で位置付けられた地域の中心となる経営体や次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成を図るため、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）」及び「担い手確保・経営強化支援事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）」については、担い手の規模拡大や経営の多角化等に有効であるが、本県における令和元年度の要望額に対する充当率は43.6%と、要望に応えきれていない。

また、「担い手確保・経営強化支援事業」については、TPP対策として売上高の拡大や経営コストの縮減などの経営発展に意欲的に取り組む担い手を支援するため、平成30年度も補正予算により措置されたものであるが、本県の要望額に対する充当率は28.5%と、要望に応えきれていない。

【予算配分状況】

(単位：千円)

事業名	要望額	配分額	充当率	備考
強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (先進タイプ・地域タイプ)	137,551	59,919	43.6%	R1年度(当初)
担い手確保・経営強化支援事業	327,029	93,328	28.5%	H30年度(補正)

【県担当部局】農林水産部 農業振興課

《要望事項》

2 林業の担い手育成に対する支援の充実

本県では、林業の知識や技術を体系的に習得できる人材養成機関である「いわて林業アカデミー」を平成29年4月に開講したところであり、研修生が経済的な不安なく研修に専念できるよう「緑の青年就業準備給付金事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 林業労働力の継続的かつ安定的な確保と育成のため、都道府県が設置する人材養成機関が全国的に増加している中、「緑の青年就業準備給付金事業」の予算配分が減少し、意欲ある研修生が十分な給付を受けられなくなることが懸念。

【令和元年度予算配分状況（岩手県）】

(単位：千円)

事業名	要望額	配分額	配分率	備考
緑の青年就業準備給付金事業	19,250	9,380	49%	

【緑の青年就業準備給付金事業予算の推移（全国）】

(単位：百万円、府県数)

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
予算額	364	319	280	280	272	272
人材養成機関設置	8	10	14	17	17	19

【県担当部局】農林水産部 森林整備課

《要望事項》

3 漁業就業者の確保・育成に係る支援の充実

(1) 漁業人材育成総合支援事業の予算の確保

意欲ある新規漁業就業者を確実に確保・育成するため、平成31年4月に「いわて水産アカデミー」を開講したところであり、研修生が経済的な不安なく研修に専念できるよう、「次世代人材投資（準備型）事業」及び「新規漁業就業者確保事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

(2) 経営開始直後の就業者に対する支援制度の創設

経営開始直後の就業者の経営リスクを緩和するため、「農業次世代人材投資事業（経営開始型）」と同様に、収入が不安定な経営開始直後を対象とした給付金制度を創設するよう要望します。

【現状と課題】

1 新規漁業就業者総合支援事業の予算の確保

- 本県では、漁業就業者の地域への定着と就業準備研修の提供を目的とし、平成31年4月に「いわて水産アカデミー」を開講したところであり、研修生を支援するため、「次世代人材投資（準備型）事業」の十分な予算の確保が必要。
- 令和元年度の「新規漁業就業者確保事業」の内示額は、本県事業実施機関による当初要求額に充たず、必要とする長期研修の実施が困難な状況にあることから、研修希望者が確実に研修等を受けられるよう、十分な予算確保が必要。
- 「新規漁業就業者確保事業」で実施する（一社）全国漁業就業者確保・育成センター主催の漁業就業者支援フェアについて、仙台市等、本県漁業者が参加しやすい都市においても毎年開催されるよう、十分な予算確保が必要。

2 経営開始直後の就業者向け給付金制度の創設

- 漁業就業者が独立起業するためには、漁船、漁具、養殖施設等の整備に係る初期投資が必要。
- また、経営開始直後は漁業の技術が未熟であることに加え、漁船漁業では天然資源の減少による漁獲不振、養殖業では台風や低気圧による被害等のリスクもあるため、収入が不安定であり、経営が軌道に乗るまでの数年間は、多大な経営リスクを負う状況。
- このため、「農業次世代人材投資事業（経営開始型）」と同様の給付金制度を創設し、収入が不安定な経営開始直後の経営リスクを緩和することが必要。

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

9 東京一極集中の是正及び地方への移住・定住の推進

東京一極集中を是正し、東京圏から地方への新しい人の流れをつくるため、国においては、まち・ひと・しごと総合戦略に基づき取組を進めていただいているところです。

また、地方大学の振興や、東京における大学の定員の抑制及び地方移転の促進等については、「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」における具体的な検討を踏まえ、東京23区の大学の定員抑制等対応いただいているところです。

地方創生を推進していくためには、地方がそれぞれの特徴を生かした移住・定住施策を実施するとともに、政府機関の地方移転や高等教育機関の地方分散等の国を挙げた取組が必要であることから、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 地方への移住・定住促進への支援

東京圏から地方への移住・定住を促進するため、地方創生移住支援事業が創設されたところですが、地方への新しい人の流れを加速するため、支援対象者要件を緩和するとともに、必要な財源を確保するよう要望します。

2 農山漁村の活性化

農山漁村に受け継がれてきた豊かな自然や伝統・文化など魅力ある地域資源を活用した都市農村交流を進め、多様な人材の移住・定住を促進するための「農山漁村振興交付金」等の予算を十分に措置するよう要望します。

3 政府関係機関の地方移転

一部の政府関係機関において地方移転が進められているところですが、東京一極集中の抜本的な是正や地方創生の観点から、これを一過性のものとすることなく、地方からの提案を真摯に受け止め、今後も国家戦略として取り組むよう要望します。

4 高等教育機関の地方分散等

高等教育機関の東京圏への集中は、東京一極集中を加速させる要因とも考えられることから、東京圏における大学の定員の抑制及び地方への高等教育機関の分散等について、引き続き積極的に推進するよう要望します。

【現状と課題】

- 地方創生の取組が始まってから4年以上が経過したが、平成30年に東京圏の転入超過が14万人(23年連続)を記録するなど、東京一極集中の傾向は依然として継続している。

『東京圏への転入超過数の推移』

(単位：人)

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
転入者数	493,236	516,109	509,249	516,699	530,124
転出者数	377,188	388,486	383,967	391,169	390,256
転入超過数	116,048	127,623	125,282	125,530	139,868

総務省統計局住民基本台帳人口移動報告

- 国では、過度な東京圏への一極集中の是正や、地方の担い手不足対策のため、今年度、地方創生移住支援事業を創設した。

〔事業概要〕

東京23区から東京圏外に移住し、移住支援事業を実施する都道府県が選定した中小企業等に就職した方又は起業支援金の交付決定を受けた方に都道府県と市町村が共同で交付金を支給するもの。

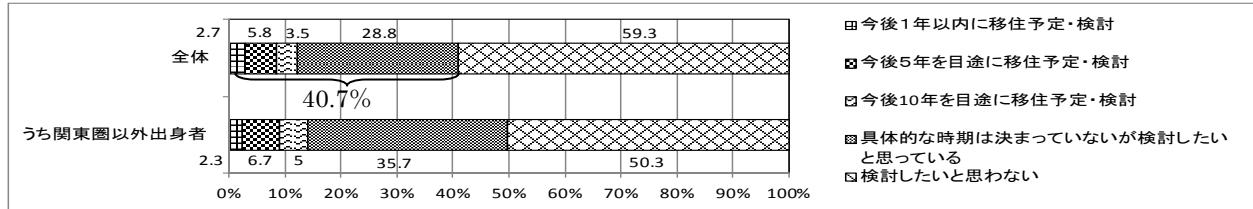
〔移住支援金の対象〕

次の①～③全てに該当する方

- ①移住元：東京23区の在住者又は通勤者（直近で連続して5年以上）
- ②移住先：東京圏以外の道府県又は東京圏内の条件不利地域への移住者
- ③就業・起業：移住支援事業を実施する都道府県が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方

本制度の利用促進を図り、地方への新しい人の流れを加速化するためには、支援対象者の要件緩和などの制度の拡充や、必要な財源の確保が必要。

- 政府が平成26年8月に行った調査によると、東京都から移住する予定又は移住を検討したいと思っている人の割合は40.7%と、高い状況。



「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」

- 国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、東北地方出身者の東京圏在住の割合は30.4%と、他の圏域出身者の東京圏在住の割合に比べ、極めて高い。一方、東北出身者が東北に居住し続ける割合については58.0%と、他の圏域に比べて、極めて低い。

東京圏から東北地方への移住促進は、東京一極集中是正の根幹をなす施策であり、政府においては、地方移住の率先的な取組が必要。

「人口移動調査」による出生地ブロック別に見た現住地ブロックの割合

出生地	調査人数 (人)	現住地(%)										
		北海道	東北	北関東	東京圏	中部・北陸	中京圏	大阪圏	京阪周辺	中国	四国	九州・沖縄
北海道	1,310	81.1	0.7	0.9	11.2	2.2	1.8	0.6	0.0	0.2	0.2	1.0
東北	1,407	2.0	58.0	3.7	30.4	2.4	1.1	1.1	0.3	0.2	0.1	0.6
北関東	1,675	0.2	0.1	81.3	15.1	1.0	0.8	0.6	0.3	0.2	0.0	0.4
東京圏	5,337	0.4	0.1	2.7	90.4	1.7	1.3	1.5	0.4	0.6	0.1	0.9
中部・北陸	3,626	0.2	0.0	1.1	11.7	81.6	2.9	1.4	0.4	0.4	0.0	0.2
中京圏	2,680	0.0	0.0	0.3	5.0	1.5	89.9	1.5	0.7	0.3	0.1	0.8
大阪圏	3,461	0.1	0.0	0.1	5.9	1.3	2.4	79.9	6.8	1.4	0.5	1.5
京阪周辺	822	0.0	0.1	0.0	4.1	0.9	1.9	10.9	80.4	0.9	0.0	0.7
中国	2,037	0.1	0.1	0.1	6.8	0.7	1.9	7.0	0.7	79.7	0.6	2.1
四国	995	0.0	0.1	0.4	6.4	0.8	1.8	9.8	1.2	2.6	75.8	1.0
九州・沖縄	3,895	0.2	0.0	0.4	8.1	0.9	2.6	4.2	0.7	1.7	0.3	80.8

2011年 第7回人口移動調査(国立社会保障・人口問題研究所)

他県域に比べ、東京圏と東北地方との関係が突出して高い。

- 令和元年度農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施地区

順位	市町村名	補助金等交付候補者	地域資源活用対策	人材活用対策	実施期間
			地域資源活用対策	人材活用対策	
1	陸前高田市	米崎りんご交流活性化推進協議会	○		H29～R3
2	零石町	コテージむら農家住宅推進協議会	○		H29～R1
3	金ヶ崎町	和光地区活性化協議会	○		H28～R2
4	軽米町	かるまいシリアルブランド化女性推進協議会	○		H30～R1
5	久慈市	山形町農泊推進振興協議会		○	H30～R1
6	一関市	いちのせきニューツーリズム協議会		○	H30～R1
7	陸前高田市	特定非営利活動法人S E T		○	H30～R1
8	八幡平市	株式会社八幡平DMO		○	H30～R2
9	八幡平市	株式会社宿かり屋ドットコム		○	H30～R2
10	奥州市	N P O 法人天遊塾		○	H30～R1

○ 令和元年度農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の要望見込み

(単位：千円)

区分	市町村名	事業メニュー	事業費	
			うち国庫補助額	
継続	田野畠村	廃校・廃屋等改修交流施設	122,796	47,335

- 高等教育機関の学校数及び学生数は東京圏に集中しており、進学期における東京圏への転出を加速させる一つの要因。特に私立の教育機関の偏在は大きく、国による一定の地方分散施策が必要。

高等教育機関と圏域別分布

	人口※1		高等教育機関※2			
	人数(万人)	構成比	学校数(校)	構成比	学生数(人)	構成比
北海道	532	4.2%	58	5.0%	97,996	3.2%
東北	884	7.0%	84	7.2%	139,230	4.5%
北関東	681	5.4%	53	4.5%	102,806	3.3%
東京圏	3,644	28.8%	298	25.5%	1,214,274	39.4%
中部・北陸	1,182	9.3%	110	9.4%	175,191	5.7%
中京圏	1,133	8.9%	111	9.5%	248,400	8.1%
大阪圏	1,692	13.4%	183	15.6%	556,927	18.0%
京阪周辺	371	2.9%	32	2.7%	70,131	2.3%
中国	737	5.8%	81	6.9%	153,998	5.0%
四国	379	3.0%	33	2.8%	59,975	1.9%
九州・沖縄	1,436	11.3%	127	10.9%	266,733	8.6%
合計	12,671	100.0%	1,170	100.0%	3,085,661	100.0%

※1 総務省統計局人口推計（平成29年10月1日現在）

※2 平成30年度学校基本調査（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の計）

【県担当部局】政策地域部 政策推進室、学事振興課

商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

農林水産部 農林水産企画室

10 地方創生のための地方大学の振興

地方創生を実現し、将来にわたって持続的に成長していくためには、その礎となる人材を育成することが極めて重要であり、有為な人材の輩出と活力の創出に貢献する地方大学が果たす役割はこれまでにも増して大きくなっていることから、次とおり要望します。

《要望事項》

1 地方大学の魅力を高める施策の充実

優秀な教員の確保や研究費の増額や、これまでの「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の取組を基に地方創生の更なる深化に向けて大学が中心となって実施する人材育成や地元定着の取組支援、大学が行う地域活性化への取組支援など、私立大学も含めた地方大学の魅力を高める施策に取り組むよう要望します。

2 地方大学の運営基盤の強化

地方大学の持続可能な運営が図られるよう、その運営基盤を支える運営費交付金等の財政支援の充実を要望します。

【現状と課題】

- 大学が中心となって行う地元での雇用創出や学卒者の地元定着率の向上に向けた取組を支援する「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」は、令和元年度で終了予定。地方創生の更なる展開に向けて、地方大学における自立に向けた自主的努力と国による次なる支援策を組み合わせた相乗的な取組推進が必要。
- 地方大学・地域産業創生交付金制度の実施に当たっては、地域の様々な課題や地方大学の実情に合わせた柔軟な制度とすることが必要。
- 国立大学法人岩手大学における運営費交付金は、震災以降、一時復興関連事業の実施に伴い、増額されていたが、プロジェクト事業による増加分を除けば、減少傾向にある。

(単位：億円)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
運営費交付金 決算額	75.7	73.9	76.1	74.0	70.7	70.2	72.1	82.5	82.9	80.7	79.2	69.3	71.4

※ H24～27 年度は、震災復興関連事業に係るプロジェクト事業によって増額。H29 年度は退職手当等によって増額。

(出典) 国立大学法人岩手大学決算報告書

- 国における運営費交付金の全体予算額においても、平成 25 年度までは一貫して減少し、近年は横ばい傾向にある。なお、近年、運営費交付金中の基幹経費を毎年一定割合で削減し、年度ごとの評価に基づいて、特定の戦略・目的等に関連付けられた経費として再配分される仕組みが導入され、この再配分の割合が拡大する方向にあり、法人による中長期的な視点に立った自律的・戦略的な経営が困難。

(単位：億円)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
予算額	12,415	12,317	12,214	12,043	11,813	11,695	11,585	11,528
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	2019
予算額	11,366	10,792	11,123	10,945	10,945	10,970*	10,971*	10,971

※ 国立大学法人機能強化促進費を含む（H29：45 億円、H30：89 億円。令和元年度は廃止され、再配分の原資に活用）。

(出典) 第4回 非社会保障ワーキング・グループ（H27.10.28）の配布資料に以後の予算額を追記

- 公立大学への運営費交付金については、地方交付税措置が講じられているが、実態に見合った算定がなされていない。また、トップランナー方式が導入され、基準財政需要額が毎年度減少。実態との乖離が拡大し、円滑な大学運営に影響を及ぼすおそれ。

[岩手県立大学運営費交付金（通常分）と基準財政需要額の算定額（H30 ベース）]

(単位：億円)

運営費交付金（A）	基準財政需要額（B）	差引（B-A）
35.9	23.4	△12.5

[地方交付税（公立大学）のトップランナー方式の影響額（総務省による算定額）]

・理科系学部の経費水準（学生 1 人当たり）

H28：1,694 千円 ⇒ R3：1,460 千円（△13.8%）

・保健系学部の経費水準（学生 1 人当たり）

H28：1,938 千円 ⇒ R3：1,668 千円（△13.9%）

【県担当部局】政策地域部 政策推進室、学事振興課

11 子育てしやすい雇用・労働環境の整備

国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」では、出産前に仕事をしていた女性の約5割が、出産・育児を理由に退職しており、出産・育児期における就業の継続が課題となっています。

また、出生率の低迷についても、仕事と家庭の両立が困難な雇用・労働環境などが背景にあると考えられ、労働力の不足や出生率の低迷を解消するためには、仕事と家庭を両立しやすい雇用・労働環境の整備や子育て中の女性の再就職支援が重要であることから、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止徹底

妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止について指導強化するなど、女性のキャリア形成のための雇用・労働環境の整備を一層推進するよう要望します。

2 仕事と家庭の両立支援の推進

仕事と家庭の両立支援のための雇用・労働環境整備に取り組む事業主に対する助成金制度や税制優遇措置等の一層の拡充を図ることにより、就業の継続を可能とする短時間正社員制度などの多様な働き方の導入や定着を促進するなど、子育てしやすい働き方を一層推進するよう要望します。

3 企業主導型の保育の推進

平成28年度に創設された「企業主導型保育事業」については、仕事と子育ての両立を図る上で有効であることから、現在は運営費及び施設整備費に限られている補助対象を備品購入費や外構造成費にも広げるなど、制度を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 出産・育児を理由とする退職等の動向

出産前に仕事をしていた女性の約5割が出産・育児を理由に退職しており、出産・育児期における就業の継続が課題。

2 妊娠・出産や育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止徹底

育児休業に関する要件の緩和や、職場における不利益取扱いの防止について、育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されたところであるが、不利益取扱いに関する相談件数は増加傾向。

妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いをなくすため、企業や労働者に対する関係法令の周知と法違反の是正の一層の徹底が必要。

◎妊娠・出産や育児休業等に係る不利益取扱いに関する相談件数の推移

年度	婚姻、妊娠・出産等		育児休業等	
	岩手県	全国	岩手県	全国
平成26年度	35件	4,028件	16件	2,869件
平成27年度	57件	4,776件	18件	3,554件
平成28年度	39件	5,933件	23件	1,871件
平成29年度	68件	4,434件	43件	1,733件

※ 相談件数については、労働局の組織見直しに伴い平成27年度以前と平成28年度で算定方法が異なるため、単純比較できない。

3 仕事と家庭の両立支援の推進

国では、女性活躍推進法の制定や法改正、両立支援等助成金等の制度を設けて支援を推進しているが、法律上策定が努力義務とされている常時雇用100人以下の企業における「一般事業主行動計画」の策定や、それを促すための助成金の活用は進んでおらず、より一層の普及啓発と企業の取組を後押しするための助成金の要件緩和や使いやすい助成金、税制優遇措置の拡充が必要。

◎一般事業主行動計画の策定及び認定状況（企業数）（厚生労働省公表：平成30年12月末現在）

	常時雇用101人以上 (策定義務付け)	常時雇用100人以下 (策定は努力義務)	くるみん認定 (※)	くるみん認定
				うち 特例認定
岩手県	464(100%)	367	30	2
全 国	48,251(98.3%)	35,734	3,037	260

(※) 一般事業主行動計画を策定し、定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合で、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定する制度。

◎本県における両立支援等助成金の活用状況（平成30年度・岩手労働局受付分決定分）

- 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金 : 1件
- 出生時両立支援コース : 43件
- 育児休業等支援コース : 78件
- 再雇用者評価待遇コース : 0件

4 企業主導型の保育の推進

受け皿確保については、市町村主体の認可保育所に加え、H28 年度に企業主導型保育事業が新たに事業化。

本県では、金ヶ崎町のトヨタ自動車東日本株式会社岩手工場が、平成 29 年 2 月に事業採択され、同年 9 月、同社の敷地内に企業内保育所を開所するなど、就労環境の充実により、ものづくり現場で課題とされる人材確保が期待されるところ。

本事業は、仕事と子育ての両立を図る上で効果が大きいところであるが、助成対象は運営費及び施設整備費に限られており、企業等の更なる導入促進を図るために、保育施設の運営上必要な遊具・厨房機器等の備品購入費や外構造成費も助成対象とするなど制度の拡充が必要。

○企業主導型保育事業の決定状況 (H30. 3.31 現在)

助成決定件数：2,597 件

(うち、東北 154 件(青森 12 件、岩手 10 件、宮城 72 件、秋田 13 件、山形 22 件、福島 25 件))

【県担当部局】商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

保健福祉部 子ども子育て支援課

12 総合的な少子化対策の推進

少子化は、地域経済の縮小や地域社会の担い手の減少など、住民生活や地域社会の存続に深刻な影響を及ぼすため、地域において重点的に取り組むべき課題であり、その対策として、男女の出会いの場の創出、結婚から出産・子育てに至るまでライフステージに応じた支援を行っていくことが重要です。

本県では、平成29年の合計特殊出生率が1.47と前年を上回ったものの、依然低い水準にあり、その向上を図っていく必要があることから、若い世代が希望どおりに結婚し、希望する数の子どもを持つことができるよう、ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実や、結婚支援拠点への財政支援の拡大、不妊治療の提供体制の充実に対する財政支援、妊産婦支援の充実について、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

少子化対策の推進に当たっては、結婚を希望する方への出会いの場の創出や、安全・安心な出産環境の整備、就労形態の多様化に対応した保育サービス等の充実など、ライフステージに応じた切れ目ない支援を推進していく必要があることから、地域が取り組む少子化対策への財政支援の充実を図るよう要望します。

また、国を挙げて、家庭や子育ての大切さや、妊娠・出産に関する正しい知識を普及啓発するなど、若者のライフデザインの構築支援に積極的に取り組むよう要望します。

2 結婚支援拠点への財政支援の拡大

結婚支援拠点（結婚サポートセンター等）を多くの自治体等が設置しており、住民のニーズが高く、成婚に結び付いていることから、将来にわたり継続して結婚支援に取り組むことができるよう、運営費（人件費、施設維持費、システム保守費用等）に対する補助制度を創設するなど、財政支援の拡大を図るよう要望します。

3 不妊治療の提供体制の充実に対する財政支援

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費助成を更に拡充するとともに、県内で希望する治療が受けられるよう、特定不妊治療を提供する医療施設・設備の整備や、不妊治療に従事する医師、胚培養士等の専門人材の養成など、不妊治療の提供体制の充実を図るための財政支援を要望します。

また、仕事と不妊治療が両立できるよう、社会的理解を促進するための啓発を行うなど、安心して不妊治療を受けられる環境の整備に取り組むよう要望します。

4 妊産婦支援の充実

核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化等により、妊娠婦の孤立感や負担感が高まっていることから、「子育て世代包括支援センター」の整備の促進や、助産師等による専門的な産前・産後ケアを提供していくため、引き続き必要な財政支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

- 本県の平成 29 年の合計特殊出生率は 1.47 と前年の 1.45 を上回っているものの、依然低い水準にあり、その向上を図っていくことが必要である。
- このような現状を踏まえ、本県では、少子化対策の一環として、結婚サポートセンターの設置による未婚男女の出会いの場の創出や、不妊治療費助成や周産期医療の提供などによる安全・安心な出産環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの普及などに取り組んできたところ。
- 少子化対策を継続的に実施していくためには、国による財政支援の充実が必要である。
- また、若い世代の段階から、結婚や子育て、妊娠・出産に関する正しい知識を伝えることで、若者の結婚観・家庭観を醸成し、自らのライフデザインを考える機会を提供することが必要である。

2 結婚支援拠点への財政支援の拡大

- 本県では、結婚を望む方々の希望をかなえるため、平成 27 年 10 月に、県、市町村、民間団体等が連携して、“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i-サポ」を設置し、会員登録によるマッチング支援や、出会い系イベントの情報発信などを行っており、平成 30 年度末の会員登録者数は 934 人、成婚者数は 173 人となったところである。
- 一方、センターの運営に当たっては、毎年度、コーディネーターの人事費や施設維持費、マッチングシステムの保守費用などで、約 5 千万円程度の経常的経費が生じる見込みであるが、国の地域少子化対策重点推進交付金は、新たな取組のみを交付対象としており、既設のセンターの運営費は交付金の対象外となっている。
- 結婚サポートセンターは、県民のニーズが高く、成婚に結び付いていることから、継続して設置・運営していくことが求められるが、安定した運営を図るためにには、国による財政支援が必要である。

【“いきいき岩手” 結婚サポートセンターの活動状況（H31.3.31現在）】

(1) センターの開設時期

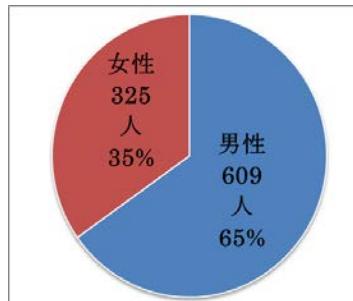
平成27年10月 1日

(2) 会員登録状況

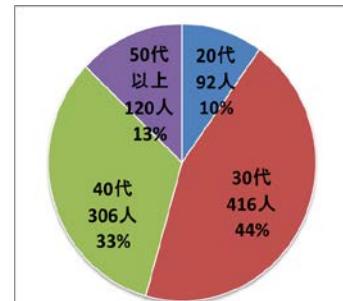
934人（男性609人、女性325人）

年齢	男	女	計
20歳代	48人	44人	92人
30歳代	215人	201人	416人
40歳代	242人	64人	306人
50歳代～	104人	16人	120人
計	609人	325人	934人

【男女別登録状況】



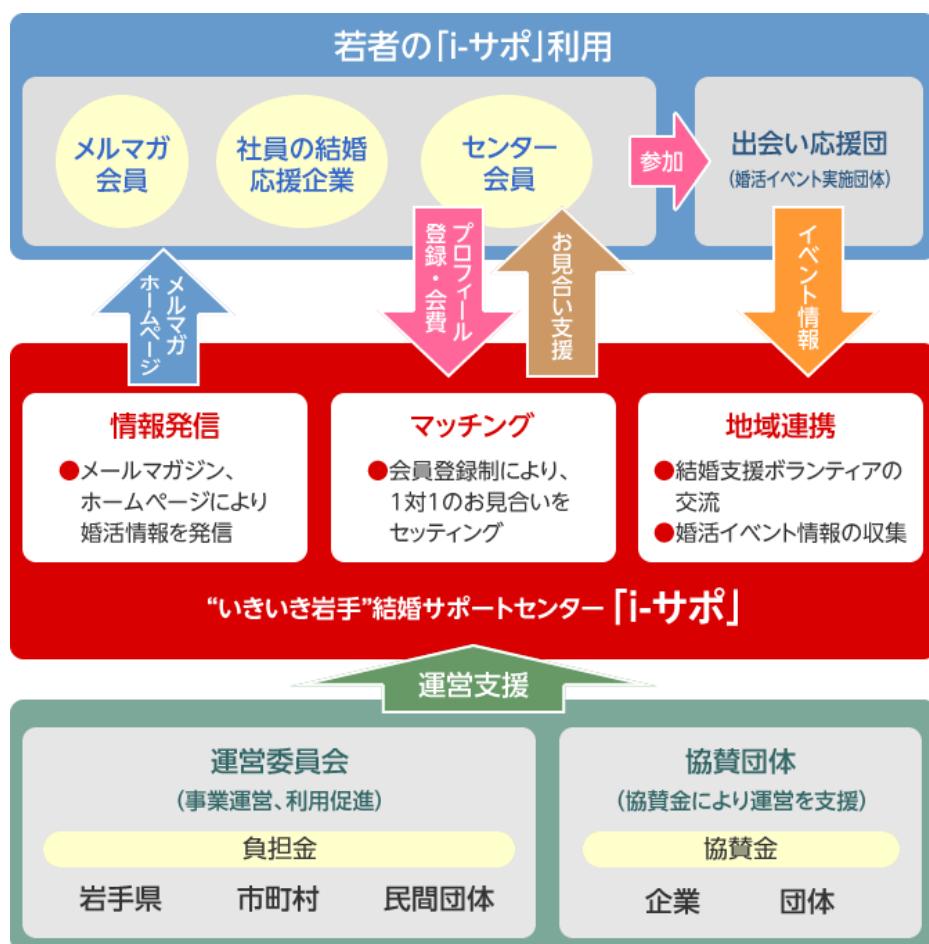
【年代別登録状況】



(3) お見合い、交際状況

- お見合い件数 1,536件（累計）
- 交際数 753組（累計）
- 成婚者数 173人（累計）※センター会員同士の成婚116人、会員以外の方と成婚57人

(4) センターの仕組み



3 不妊治療に対する支援の充実

- 男性不妊治療費助成額は、今年度初回分のみ15万円から30万円に引き上げられたが、不妊治療は治療期間が長期にわたる場合があるほか、1回当たりの治療費も高額であることから、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るために、2回目以降についても特定不妊治療費助成額の引き上げが必要である。

H29年度特定不妊治療助成に係る年数毎の助成回数 (単位:人)

助成年数	実人員数	助成回数(平成29年度における助成回数)					
		1回	2回	3回	4回	5回	6回
1年目	175	105	44	22	2	1	1
2年目	121	68	39	10	4	0	0
3年目	58	38	16	4	0	0	0
4年目	11	10	1	0	0	0	0
5年目	3	3	0	0	0	0	0
6年目以降	1	1	0	0	0	0	0
合 計	369	225	100	36	6	1	1

助成人数369人のうち、264人(71.5%、表中太枠部分)は複数回以上助成を受けている。

- 本県では、特定不妊治療を受けられる医療機関が2箇所のみとなっており、特定不妊治療費助成を受ける夫婦の半分程度が県外での受診となっている。

県外で受診する場合、治療を受ける方は多額の交通費を負担することになるため、岩手県内で希望する治療が受けられるよう、特定不妊治療を提供する医療施設・設備の整備や、不妊治療に従事する医師、胚培養士、看護師、カウンセラー等の専門人材の養成など、不妊治療の提供体制の充実を図っていく必要がある。

- 仕事と不妊治療が両立できるよう、社会的理解を促進するための啓発を行うなど、安心して不妊治療を受けられる環境の整備が必要である。

【県内の不妊治療の状況 (H31.3.31現在)】

(1) 医療機関の状況

- ① 特定不妊治療医療機関 2箇所
- ② 男性不妊治療医療機関 なし

(2) 特定不妊治療に係る助成実績

※盛岡市分(中核市)を除いた数値

H30 年度	総数	うち県内での受診	うち県外での受診
助成延べ件数 (件)	562	307 (54.6%)	255 (45.4%)
助成実人数 (人)	367	—	—

※男性不妊治療を含む

4 妊産婦支援の充実

- 核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化等により、妊娠婦の孤立感や負担感が高まっており、妊娠婦が地域の身近な場で相談支援や心身のケアが受けられる環境の整備が必要である。

- 平成30年度までに、本県では9市町が「子育て世代包括支援センター」を設置し、相談支援や、訪問指導等を行っているほか、9市町が産後ケア事業、7市が産前・産後サポート事業に取り組んでいるところ。
- 県としても、市町村保健師等の専門人材の確保や人材育成研修の取組のほか、今年度から、市町村の子育て世代包括支援センターの活動に要する経費の一部を助成する事業の実施などにより、妊産婦の包括的な支援に取り組んでいる。
- 市町村では、妊産婦支援のための必要な財源の確保や、助産師等の専門人材の確保などが課題となっている。
- 市町村が妊産婦のニーズに応じて必要な支援を行っていくためには、引き続き、国による必要な財政支援が必要である。

【県担当部局】保健福祉部 子ども子育て支援課

13 子ども医療費助成の全国一律化

子どもの適正な医療の確保を図るため、地方単独事業により医療費助成を実施しているところですが、自治体の財政力の差などにより助成対象や助成額に差が見られる状況となっています。

それぞれの地域が自らの地域の魅力を高めることは、今後、一層重要な取組となるものであります。出産、子育て等に必要なサービスについては、自治体の財政力によって差が出ないようにするべきであり、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 子ども医療費助成の全国一律化

本来、医療費助成は、全国どこの地域においても同様な水準であるべきであり、子どもの医療費助成について、自治体の財政力により差がつかないように、国において制度を創設するよう要望します。

【現状と課題】

- 出産や子育ては、日本全国どこにおいても一定水準の高いサービスを受けられることが望ましいが、実際には、医療費助成の対象年齢、所得制限、受給者負担等の内容が、都道府県や市町村によって異なっているところ。なお、国においては、平成20年4月から3歳以上の未就学児の一部負担金を3割から2割に軽減（0歳から2歳までは、以前から2割に軽減済）。
- それぞれの地域が自らの地域の魅力を高めることは、今後、一層重要な取組となってくるが、出産、子育て等に必要なサービスについては、自治体の財政力によって差が出ないことが望ましいもの。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課

14 地方単独医療費助成事業の現物給付化による 国庫負担金の減額調整措置の廃止

子ども、妊産婦、ひとり親家庭、重度心身障がい者の適正な医療の確保を図るため、地方単独事業により医療費の一部負担金の軽減措置を行っているところですが、本県では「未就学児」及び「妊産婦」に係る現物給付を実施しており、さらに令和元年8月から「小学生」まで対象を拡大することとしています。

平成30年度から、未就学児を対象とする現物給付については、減額調整措置を行わないこととされました。今後も、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策などの一環として、医療費助成事業における現物給付の対象の拡大も視野にいれながら取り組んでいく必要があることから、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止

地方単独事業により一部負担金を医療機関の窓口で軽減する場合の、国民健康保険療養給付費等負担金と財政調整交付金の減額調整措置について、対象にかかわらず廃止するよう要望します。

【現状と課題】

- 医療費一部負担金の減免については、全ての都道府県において独自に取り組んでいるところであるが、国においては、地方単独事業による医療費一部負担金の現物給付化（窓口での負担減免）した場合には、国の療養給付費等負担金等が減額される仕組み（平成30年度から、未就学児に対する減額措置は廃止）。
- 本県では、昭和48年の制度開始時には医療機関の窓口で軽減する「現物給付」を採用していたが、国の療養給付費等負担金等の減額措置開始に併せて、市町村と協議の上、平成7年以降「償還払い」を採用。
- 本県では、平成28年8月から「未就学児」及び「妊産婦」を対象に現物給付を実施し、さらに令和元年8月から「小学生」まで対象を拡大することとしており、現物給付拡大後の「小学生」と「妊産婦」の国庫負担金の減額調整額は、約3千万円と見込まれる（なお、全事業を現物給付とした場合の減額調整額は、約8億2千万円と見込まれる）。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課

15 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

子育てをする世代が地方で働き、地方で子育てを行い、活力ある地域社会の形成につなげるためには、社会全体で子育てを支援していくことが重要です。

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施や質の高い教育・保育サービスの実現に向け、財源の確保及び財政支援の拡充を図るよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 子ども・子育て支援新制度の「量的拡充」と「質の向上」に係る財源の確保

子ども・子育て支援新制度の実施に当たっては、保護者や子どもが利用しやすい制度とすることはもとより、保育所の整備等による利用定員の拡大、病児・病後児保育や延長保育等の多様なサービスへの対応のほか、保育士等の配置基準の改善や職員の待遇改善をはじめとする保育士確保対策など、子ども子育て支援の量的拡充と質の向上を図るため、十分な財源を確保するよう要望します。

特に、国の補助金を活用して実施している「保育士修学資金貸付事業」については、県内の保育士定着に有効な施策であるものの、貸付者の増加に伴い、その原資が年々減少していることから、恒常的な補助制度の創設を要望します。

また、認定こども園の施設整備費補助については、複数の省庁にまたがっており、手続きが煩雑であることから、一元化を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 子ども・子育て支援新制度の「量的拡充」と「質の向上」に係る財源の確保

- 子ども・子育て支援新制度の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには1兆円超の財源が必要であるが、消費税增收分から充当される0.7兆円以外の0.3兆円超は、予算編成過程で確保に取り組むこととされており、財源確保が不透明。
- 0.3兆円超の予算確保が実現されない場合には、職員配置基準の見直しや職員の待遇改善等の「質の改善」の充実が不十分。
- 保育士確保のための各種貸付制度は、県内の保育士定着に有効な施策であるものの、県内での勤務年数に応じて返済を免除する規定が設けられており、貸付原資の減少が見込まれている。保育士の確保を強化するためには十分な財源を確保することが必要であり、増資のための恒常的な補助制度が必要。

- 認定こども園の施設整備費は、文部科学省が幼稚園機能部分を、厚生労働省が保育所機能部分をそれぞれ所管し、前者は認定こども園施設整備交付金で、後者は保育所等整備交付金で措置されており、両省に対して協議、申請等を行わなければならず、手続きが煩雑。

【県担当部局】保健福祉部 子ども子育て支援課

16 グローバル化に対応した英語教育改革の推進

国の「グローバル化に対応した英語教育改革」を確実に推進するため、小学校英語の教科化に向けた指導体制の整備、中学校・高等学校の英語教員の英語力・指導力強化及び中高生の英語力向上に係る経費について、国が全面的に財政支援を行うよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 小学校教員の外国語教育に関する指導力・英語力の強化などに対する支援

小学校英語の教科化に向けた指導体制を確立するため、小学校教員に対する外國語活動・外国語科の指導力及び英語運用能力向上のための研修の充実に係る経費等について、国が全面的な支援を要望します。

併せて、外部人材の更なる活用に関する経費等についても、全面的な支援を要望します。

2 英語教員の英語力・指導力を強化するための支援

中学校・高等学校の英語教員の英語力・指導力を強化し、生徒主体の英語による言語活動を中心とした授業とするため、英語教員の研修及び英検等の資格取得に要する経費について、国が全面的な財政支援を要望します。

3 中高生の英語力向上のための支援

国の掲げる中高生の英語力に係る成果目標を達成するためには、中高生の英語の資格取得を推進する必要があることから、英検等の資格取得に要する経費について、国が全面的な財政支援及び受験機会提供に係る支援を要望します。

【現状と課題】

1 小学校教員の外国語教育に関する指導力・英語力の強化などに対する支援

- 令和2年度から小学校高学年における教科英語が全面実施となるが、これを指導する教員の育成が急務である。
- 現在、国においては、専科指導も可能となる小学校教員を育成する事業を実施しているが、小学校教員が中学校英語免許を取得するためには2年間を要することから、継続した対応を図る必要がある。
- 英語教育推進リーダーの育成に係る中央研修が平成30年度で終了したため、中核教員研修会等の講師を担うなど、小学校英語の研修を都道府県ごとに実施する際のリーダーの育成等に係る国の統一的な研修の継続が必要。
- 外国語教育の充実に向けて、ALTの配置拡大に加え、地域における英語が堪能な人材等の活用を図るための国による一層の財政的支援が必要。

『小学校教員の英語免許保有状況』

区分	小学校数	小学校教員総数	英語免許所有者数 (中学・高校の普通免許、特別免許)	小学校教員のうち 英語免許を所有する教員の割合
全国	19,336校	343,295人	20,182人	5.9%
岩手県	314校	4,124人	285人	6.9%

(H30 英語教育実施状況調査)

2 英語教員の英語力・指導力を強化するための支援

- 平成23年6月30日付け「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的な施策」では、英語教員の英語力・指導力の強化の重要性を指摘している。授業を実際のコミュニケーションの場面とすることが求められ、これを実現するためには、英語教員の高度な英語力が必要となり、CEFR B2レベル以上（英検準1級、TOEFL（iBT）80点以上、TOEIC730点）が英語力の水準とされているところ。
- 平成25年12月に公表した「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」により、平成26年度から英語教育推進リーダーによるカスケード研修（伝達研修）等において、英語教員の指導改善により、生徒の英語力向上を図っているところ。
- 本県においては、英語教員の英語検定等資格取得割合は低く、特に中学校は全国最下位であり、資格取得割合の増加を含む英語教員のコミュニケーション能力を強化することが急務である。
- そのため、中学校・高等学校の英語教員の英語力・指導力を強化するための研修会を実施し、教員の英語力を高める機会の提供が必要。
- また、資格取得を推進するため、資格試験の受験に要する受験料・旅費などの経費の負担を軽減させることが必要。

《英語担当教員の英語力の状況》

区分	中学校		高等学校	
	英語能力に関する外部試験を受験した経験のある英語教員の割合	英検準1級以上等を取得している英語教員の割合	英語能力に関する外部試験を受験した経験のある英語教員の割合	英検準1級以上等を取得している英語教員の割合
全国	82.2%	36.2%	85.0%	68.2%
岩手県	72.6%	16.4%	80.1%	56.9%

(H30 英語教育実施状況調査)

3 中高生の英語力向上のための支援

- 平成30年6月に閣議決定した「第3期教育振興基本計画」では、生徒の英語力における成果目標として、中学校卒業段階で CEFR A1 レベル以上相当以上（英検3級程度以上等）、高校卒業段階で CEFR A2 レベル相当以上（英検準2級程度以上等）を達成した中高生の割合を50%とすることを掲げているところ。
- また、平成27年6月文部科学省が公表した「生徒の英語力向上推進プラン」においては、生徒の英語力に係る国の目標を踏まえた都道府県ごとの目標設定・公表を求められている。
- 本県の中学生3年生でCEFR A1 レベル相当以上及び高校3年生でCEFR A2 レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合は、全国平均を下回っている状況。
- 資格取得を推進するため、資格試験の受験に要する受験料などの経費の負担を軽減させることが必要。

《生徒の英語力の状況》

区分	中学校		高等学校	
	中学3年生のうち英検を受験したことがある生徒の割合	英検3級以上を取得又は相当の英語力を有していると思われる生徒の割合	普通科等の高校3年生のうち英検を受験したことがある生徒の割合	英検準2級以上を取得又は相当の英語力を有していると思われる生徒の割合
全国	42.4%	42.6%	44.6%	40.2%
岩手県	55.6%	36.9%	57.8%	38.0%

(H30 英語教育実施状況調査)

【県担当部局】教育委員会事務局 学校教育課

17 高校生等の修学に対する支援

地域が活性化し、発展していくためには、将来の地域を担う人材の育成が重要です。

全ての意志ある子どもたちが、経済的な理由により進学等を断念することなく安心して教育を受けられる学びの環境を整備するため、高校生や大学生等の修学に対する財政措置について、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 高等学校等就学支援金制度の見直し・拡充

- (1) 生徒・保護者や関係機関の実情を踏まえ、事務手続きの簡素化の観点から、所得制限の基準、受給資格審査及び支給方法など、適宜制度の見直しを行うよう要望します。
- (2) 私立高等学校等の実質無償化について、その財源の確保も含めて国の責任において確実に実施するとともに、所得の判断基準の在り方や支給月数の制限、単位制高等学校生徒に対する支給単位制限、支給月数の制限等の問題を解決するため、制度の更なる拡充を図るよう要望します。
- (3) 東日本大震災津波の被災者においては、支給基準を緩和するなどの十分な配慮を行うよう要望します。
- (4) マイナンバー制度を利用した就学支援金事務処理システムの運用に当たっては、マイナンバー情報の入力を全国一律に都道府県が処理する仕組みを見直し、都道府県の実状に応じて各学校においても処理できる仕組みとするよう要望します。

2 高等学校等修学支援事業の財源の確保・拡充

高等学校等修学支援事業については、安定した財源の確保を図り、全額国庫負担により実施するとともに、特に低所得者層に対する奨学のための給付金については、いまだ全日制と定時制において、第1子と第2子以降との間で給付金額に大きな隔たりがあることから、その解消に向けた見直しを行うよう要望します。

3 奨学金制度の拡充

高等教育の機会均等を図るため、意欲のある高校生等が経済的理由により大学等への進学を断念する事がないよう、国が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金の拡充など、更に制度の充実を図るよう要望します。

4 高等教育無償化への着実な対応と財源の確保

- (1) 真に支援が必要な子供たちに対する高等教育の無償化について、令和2年度からの円滑な導入・実施に向け、着実な準備を進めるよう要望します。
- (2) 無償化に必要な地方財源について、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するなど、国の責任において必要な財源を確保するよう要望します。
- (3) 授業料等減免制度の導入・実施に当たっては、国公立大学で行われている現行の授業料減免制度によって減免の対象となる学生が不利益を受けることがないよう、必要な財政措置の継続を要望します。

【現状と課題】

1 高等学校等就学支援金制度の見直し・拡充

- 高等学校等就学支援金制度に係る公立高等学校の事務手続きについては、生徒・保護者の高等学校入学時に準備する書類が増加するとともに、受給資格審査等事務による県（県立学校含む。）の業務量が増加し、手続きが煩雑化。
- 新しい経済政策パッケージにおいて家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようとする観点から、年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する方針が示されたことから、国の責任において財源を確保し、着実に実施されることが必要。
単位制高等学校において、支給対象上限単位数（74 単位）は、卒業に必要な修得単位数と同数であるが、単位を修得できない科目が生じる可能性があること等から、実態として当該単位数を超えて履修する生徒がほとんどであり（平均 80 単位程度）、これにより支給対象上限の拡大が必要。
さらに、病気等やむを得ない事情により休学する等した結果、原級留置により支給月額の上限（36 月（定時制・通信制の場合 48 月））を超過する生徒に対しても卒業するまでの支援が必要。
- 本県は復興の途上にあり、被災者の高等学校入学料・入学選考料等を東日本大震災津波の特例として免除しているところ。被災者が安心して高等学校に就学するため、授業料の負担を軽減できるよう、きめ細かな配慮が必要。
- 本県は高等学校等就学支援金制度に係る認定関係事務について、教育委員会としての認定権限を公立学校長に委任することにより認定関係事務が公立学校において完結。
しかし、文部科学省初等中等教育局高校修学支援室からの、平成 28 年 2 月 16 日付け事務連絡により、マイナンバー制度を利用した就学支援金支給手続きにおいては、「保護者等のマイナンバー情報のシステム入力は、権限の委任をしていることも含め、いかなる場合にでも、公立学校では行

えず、都道府県のみがシステム入力を行えること」とされていることから、都道府県の実状に即した事務処理が行えるよう、國の方針の見直しが必要。

2 高等学校等修学支援事業の財源の確保・拡充

- 高等学校の授業料制度の見直しに伴い、高校修学支援として創設された奨学のための給付金、学び直しへの支援及び家計急変世帯への支援の各事業については、予算補助とされていることから、各事業を確実に実施するためには、国庫において所要額の確保が必要。

また、奨学のための給付金は、通信制課程においては、第1子と第2子以降の給付金額の差が解消されているが、全日制等については、第1子の給付額が段階的に増額されてきたものの、依然として給付金額に大きな隔たりがあるところ。

3 奨学金制度の拡充

- 国が実施する大学等奨学金事業については、給付型奨学金制度が創設され、令和2年度からは制度の拡充が予定されているが、意欲のある高校生等が経済的理由により大学等への進学を断念することがないよう、更に制度の充実を図り、安心して進学し、学業に専念できる環境を整えることが必要。

4 高等教育無償化への着実な対応と財源の確保

- 国は、令和2年度から高等教育の無償化として、大学等における授業料等減免制度の創設と給付型奨学金の支給の拡充を実施予定。高校3年生が進路を決め始めるまでに、支援措置を受けられる大学等が公表されていることが必要であるが、設置者や所轄庁による大学等の要件の確認はタイトなスケジュールとなる見通し。
- 無償化に係る地方負担額については、国と地方との協議を踏まえ、「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」に国の責任において必要な地方財源を確保する旨が明記されており、国庫において所要額の確実な確保が必要。
- 高等教育の無償化として新たに実施される授業料等減免制度の支援対象は、非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生とされているが、現在、授業料減免制度においてより幅広い学生を対象として減免を行っている国公立大学もあることから、減免の対象となる学生が不利益を受けることがないよう、財政措置の継続が必要。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室
政策地域部 学事振興課

18 学校における働き方改革に向けた環境整備

学校教育をめぐるニーズや課題が複雑化、多様化する中、全国的に教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況となっています。

本格的な人口減少社会の到来や、少子高齢化の進行、高度情報化、グローバル化の進展など、社会経済情勢が大きく変容する中において、未来を担う人材を育成するためには、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいをもって子どもたちに向き合い、教育の質を高められる環境を構築し、学校教育の改善・充実に努めていく必要があります。

については、「学校における働き方改革」に係る取組の更なる充実を図るよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 部活動指導員の配置拡充への財政支援

多様な経験・専門性を持った部活動指導員の配置を促進し、教職員の長時間勤務に支えられている現在の部活動の状況の適正化を図るため、部活動指導員の配置に対する国庫補助について、高等学校への配置も補助対象とするとともに、今後も十分な予算措置を継続するよう要望します。

2 業務改善のための体制整備への財政支援

教職員を中心とした学校から、教職員が多様な専門家と連携・協働する新しい学校への転換を図るため、以下のとおり教員以外の専門スタッフ・地域人材の配置促進に資する財政支援を拡充するよう要望します。

- (1) スクールサポートスタッフの配置に対する国庫補助について、高等学校への配置も補助対象とするとともに、今後も十分な予算措置を継続すること。
- (2) スクールカウンセラー(臨床心理士等)やスクールソーシャルワーカー(社会福祉士等)の学校への配置に対する国庫補助について、今後も十分な予算措置を継続すること。

3 勤務時間の上限の法制化に向けた定数改善等

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」における教員の勤務時間の上限について、今後、法制化を検討するに当たっては、教育の質の向上の観点を重視し、教員の定数改善等の人的配置の拡充など、学校において働き方改革を進めるための環境整備を一層進めるよう要望します。

【現状と課題】

1 部活動指導員の配置拡充への財政支援

- 教育支援体制整備事業費補助金は、小中学校、義務教育学校及び特別支援学校の小学部・中学部への配置に係る経費を対象としており、高等学校への配置は対象外。
また、翌年度以降の事業の在り方は未定であり、計画的な部活動指導員の増員が見込めない状況。
- 県内の高等学校においては、時間外勤務 80 時間超の教職員の割合が 1 割を超えており、教職員の部活動指導などの負担軽減は、中学校同様に喫緊の課題。
- 対象経費は、報酬等の本俸のみが対象とされており、その他の経費（費用弁償、社会保険料、研修経費、募集・採用に係る経費）は補助対象外。
- 民間事業者への委託など民間活力を活用した部活動指導員の配置は補助対象外。
- 教育支援体制整備事業費補助金においては、平成 30 年度から部活動指導員及びスクールサポートスタッフの配置が対象に係る予算が盛り込まれたことに伴い、既存の「学力向上を目的とした学校教育活動の支援」に係る予算が減額されており、他事業予算の組換えをすることなく十分な予算を確保していく必要がある。

2 業務改善のための体制整備への財政支援

(1) スクールサポートスタッフ

- 教育支援体制整備事業費補助金は、小中学校、義務教育学校及び特別支援学校の小学部・中学部への配置に係る経費を対象としており、高等学校への配置は対象外。
- 県内の高等学校においては、時間外勤務 80 時間超の教職員の割合が 1 割を超えており、教職員が行う授業以外の事務作業などの負担軽減は、中学校同様に喫緊の課題。

《県内のスクールサポートスタッフ配置状況》

令和元年度は、センタースクールや学校不適応児童・生徒が多い学校など、教職員の多忙が見込まれる小中学校 24 校に対し、スクールサポートスタッフ 24 人を配置する予定。

(2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

- 教育支援体制整備事業費補助金においては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費の 3 分の 1 以内を補助。
- 本県では現在、東日本大震災津波の被災地として、緊急スクールカウンセラー等活用事業補助金の対象となっており、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費の 10 分の 10 以内の補助を受けている状況。

- 中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）において、「チームとしての学校」理念を実現する観点から、「平成31年度までのスクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置」等の取組が強く求められているところ。

《本県のスクールカウンセラー配置状況》

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
スクールカウンセラ－人数	67人 (217校)	63人 (215校)	63人 (238校)	63人 (255校)	64人 (264校)	67人 (268校)	69人 (282校)	68人 (287校)	65人 (289校)
巡回型カウンセラ－人数	5人 (80校)	8人 (91校)	11人 (114校)	13人 (113校)	13人 (105校)	13人 (100校)	13人 (95校)	13人 (85校)	13人 (81校)

※1 スクールカウンセラーは、全県の公立学校を対象とし、定期的に配置校を訪問

※2 巡回型カウンセラーは、被災地の公立学校を対象とし、ニーズに応じ軽重をつけた訪問

《本県のスクールソーシャルワーカー配置状況》

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
配置教育事務所	4事務所	4事務所	4事務所	6事務所	6事務所	6事務所	6事務所	6事務所	6事務所
配置人数合計	9人	9人	9人	12人	14人	17人	18人	18人	18人

3 勤務時間の上限の法制化に向けた定数改善等

- 文部科学省は、平成31年1月25日付けで「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、土・日曜日の週休日における部活動指導などを含めた在校等時間を勤務時間とし、時間外勤務の上限を原則月45時間、年360時間と定めたところ。
- 中央教育審議会が同日に公表した答申においては、ガイドラインの実効性を高めるため、「文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるよう」取り組むべきであるとされているところ。
- 勤務時間の上限を法制化することにより、勤務時間の把握を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残し、又は残させたりすることが懸念される。
- ガイドラインの上限時間を達成するためには、各教育委員会及び学校現場による学校における働き方改革の実現に向けた様々な取組だけに任せるとではなく、国による教員の定数改善等の人的配置の一層の拡充等が必要。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課、保健体育課

19 情報通信基盤整備等への支援

超高速ブロードバンドや携帯電話等の情報通信基盤は、電気、水道と同様にライフラインとしての役割を担っていることに加え、地域からの情報発信や雇用創出等の地方創生を進めるためにも重要な社会基盤となることから、情報通信基盤の整備促進について、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 通信事業者の設備投資を促進するための支援制度の拡充

通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の設備投資を促進するため、通信事業者が行う情報通信基盤の整備及び維持管理を対象とするよう支援制度の拡充を要望します。

2 情報通信基盤の維持管理運営費等に係る支援制度の創設

情報通信基盤を整備した市町村の負担を軽減し、その安定的な運営を図るために、維持管理運営費や設備整備・更新等に対する支援制度を創設するよう要望します。

3 共聴施設の維持管理等に係る支援制度の創設

地上デジタル放送難視対策を行った共聴施設の維持管理及び老朽化に伴う更新が住民の過重な負担とならないよう、支援制度を創設することを要望します。

4 情報通信基盤の災害復旧に係る支援制度の創設

超高速ブロードバンド等の情報通信基盤が被災した場合の復旧費が市町村の過重な負担とならないよう、支援制度を創設することを要望します。

【現状と課題】

1 通信事業者の設備投資を促進するための支援制度の拡充

- 本県は、条件不利地域を多く抱え、採算面から民間主導による情報通信基盤整備が進みにくい状況にあり、携帯電話の人口カバー率は 99.74%（エリア外人口 3,369 人、全国最下位）、超高速プロードバンドの利用可能世帯率は 96.3%（全国 43 位）まで整備が進んできているものの、全国と比較して整備が遅れている状況。

※数値はいずれも平成 30 年 3 月末時点

- 平成 31 年度、「高度無線環境整備推進事業」が創設され、事業者が整備する光ファイバ網の整備について一部補助対象となったが、携帯電話の基地局整備や家庭への光ファイバ網の整備についても通信事業者への支援制度の拡充を要望するもの。

2 情報通信基盤の維持管理運営費等に係る支援制度の創設

- 公設民営方式で市町村が整備した光ファイバ網の維持管理費や更新に対する市町村の負担軽減、光ファイバ網の整備が遅れている内陸部の市町村において、公設民営方式での整備を促進するため、市町村への支援制度の創設を要望するもの。

3 共聴施設の維持管理等に係る支援制度の創設

- 地上デジタル放送の難視対策を行った共聴施設等は、過疎化に伴う共聴施設の利用世帯数の減少等により維持管理や改修が困難な状況。

4 情報通信基盤の災害復旧に係る支援制度の創設

- 情報通信基盤に係る災害復旧制度がないことから、被災した場合の復旧が困難な状況。

【県担当部局】政策地域部 科学・情報政策室

20 バス路線の維持確保に係る財政支援の一層強化

人口減少や自家用車利用の増加により、地方における路線バスの利用が減少し、赤字路線の廃止や減便が進行する等、その維持が厳しい状況にありますが、更なる人口減少や利用者の減少により、今後益々その維持が困難な状況になるおそれがあります。

これにより移動手段を確保することが困難な地域住民が増加し、地方における社会経済活動の衰退につながるといった深刻な問題が発生し、更なる人口減少を招くという悪循環が懸念されます。

については、地方におけるバス路線の維持確保のため、更なる財政支援が必要不可欠であることから、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 バス路線の維持確保に係る財政支援の一層強化

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助及び車両減価償却費補助における補助要件を緩和するよう要望します。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域内フィーダー系統確保維持費補助における新規性要件の緩和及び補助上限額を拡大するようを要望します。

【現状と課題】

1 地域間幹線系統確保維持費補助

- 1日当たり輸送量（運行回数×平均乗車密度）15人以上150人以下の広域的・幹線的路線における運行欠損額に対して補助。
- 補助の対象外となる路線は、その維持確保が困難になり、地域における生活の足の確保に大きな影響を与えるほか、地域における交流人口拡大のためのツールが失われるおそれがあることから、補助要件のうち、実績輸送量及び平均乗車密度5人未満の場合や、他路線との競合区間により減額されている補助対象経費の算出方法の緩和が必要。

2 車両減価償却費補助

- バス事業者の車両購入に伴う費用に対して補助するものであり、新車購入が対象。
- バス事業者においては、老朽化した車両の更新を進めることが大きな課題であるが、経営環境の厳しさから新車購入費用の捻出が困難であり、補助対象に中古車を含むよう、要件の緩和が必要。
(平成27年度までは被災地特例により中古車も対象となっていたが、平成28年度に廃止)

3 地域内フィーダー系統確保維持費補助

- 地域間幹線バスと密接な地域内フィーダー路線について、市町村毎に算定される国庫補助上限額により補助が行われており、新たに運行を開始する路線が対象。
- 過疎地域から幹線バスに接続する支線は、過疎地域と都市部の拠点を繋ぐ重要な交通手段であり、地域における生活交通ネットワークとして維持確保を図る必要があることから、新規性要件の緩和及び算定基礎単価の増額による補助上限額の拡大が必要。

【県担当部局】政策地域部 交通政策室

21 地域公共交通の利便性向上に対する支援の拡充・強化

地域公共交通機関におけるICカード対応システムやバスロケーションシステムの導入は、国内観光客や訪日外国人観光客のみならず、地域住民に対する利便性やサービスを向上させ、地方における交流人口の拡大や地域の活性化が図られるほか、交通事業者においても、利用者に関するデータの活用や改札業務の軽減によるコスト削減など、効率的・効果的な運輸システムの実現が図られます。

しかしながら、これらのシステムを導入するためには、多額の費用が必要となり、事業者の負担が大きいため、地方では導入が進んでいないのが実態です。

また、本格的な高齢化社会の到来や障がい者の自立・共生といった社会理念の浸透など、社会情勢が変化していることを踏まえ、高齢者などの足となっている鉄道の駅やバスのバリアフリー化を推進することは、高齢者などの移動や施設利用の安全性と利便性を向上させ、地域公共交通機関の維持確保を図るためにも極めて重要なことです。

については、これらの課題解決に向けた支援を強化するよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 ICカード対応システム及びバスロケーションシステムの導入に対する支援の拡充・強化

全国あらゆる地域でICカード対応システムやバスロケーションシステムを導入することは、訪日外国人観光客のインバウンド対策のみならず、地域住民の利便性の向上、さらには地域公共交通の潜在需要の掘り起こしにも大きく貢献することから、地域公共交通の利便性向上も対象とするよう、補助制度の拡充・強化を要望します。

2 鉄道駅及びバスのバリアフリー化に対する支援の拡充・強化

高齢者や障がい者が利用しやすい鉄道駅の整備やノンステップバスの導入等、バリアフリー化を図るための補助制度の拡充・強化を要望します。

【現状と課題】

1 ICカード対応システム及びバスロケーションシステムの導入に対する支援の拡充・強化

- ICカードの導入は、地域内外の利用者に対する利便性やサービスの向上、地域振興や観光振興、交通事業者の効果的・効率的な運輸システムの実現など幅広い効果があるが、現在、ICカードの導入に活用できる補助金は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）のみであり、補助率は1/3とされている。投資費用の負担を軽減し、導入を促進するため、地域公共交通の利便性向上も対象とするなど、補助制度の拡充及び補助率の引上げが必要。

注) 補助制度の拡充：当該補助金（交通サービス利便向上促進事業）は、「交通系ICカードの導入に関しては、外国人旅行客が移動を円滑に行う際に必要なもの」と対象が限られているため、地域公共交通の利便性向上も対象とするよう、補助対象の拡充を求めるもの。

2 鉄道駅及びバスのバリアフリー化に対する支援の拡充・強化

- 本県における急速な高齢化率の上昇傾向を踏まえ、バリアフリー化の推進による交通弱者を含めた人々の移動や施設利用の利便性と安全性の向上による安全安心な生活の確保、これらに裏付けられた利用者数の増加及び公共交通機関の維持確保によるサイクル（循環）をつくることが必要。

《鉄道関係》

- 国では、バリアフリー法に基づき、平成23年3月に国が定めた新バリアフリー基本方針（以下「基本方針」という。）において、「1日3,000人以上が利用する鉄道駅について、令和2年度までに原則全ての駅で段差解消等を行う。」とされているが、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人未満の鉄道駅については、「地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえ、可能な限り実施。」とされている。

《バス関係》

- 基本方針において、令和2年度末までに全国の総車両数の約70%をノンステップバスとすることが目標として掲げられている一方、本県におけるノンステップバスの導入は遅れている。（導入率は平成30年3月31日現在20.5%、全都道府県で44位）

《現在の補助制度》

- ・ 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）について
 - 訪日外国人旅行者の受入環境整備を図ることが目的とされていること並びに鉄道及びバスの補助率は1/3とされている。投資費用の負担を軽減し、利用を促進するため、補助制度の拡充及び補助率の引上げが必要。

注) 補助制度の拡充：当該補助制度は、訪日外国人旅行者の受入環境整備を目的としているが、高齢化率の上昇傾向を踏まえ、交通弱者を含めた人々の移動や施設利用の利便性と安全性の向上のための整備も補助対象とするよう拡充を求めるもの。

- ・ 地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業）について

- 鉄道における補助率は1/3とされており、経営体力がなく利用者数が3,000人未満の鉄道駅を複数抱える第三セクター鉄道においても、バリアフリー化が推進できるよう、補助率の引上げが必要。
- バスにおける補助率は1/4又は補助対象経費と通常車両価格の差額の1/2のいずれか低い方とされており、事業者負担の軽減が図られるよう、補助率の引上げが必要。
- なお、公共交通のバリアフリー化促進のためにも、鉄道、バスによる補助率の不均衡の是正が必要。

《65歳以上人口の割合》

地 域	平成27年 (2015年)	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
全 国	26.6	28.9	30.0	31.2	32.8	35.3	36.8
岩手県	30.4	33.5	35.6	37.3	38.8	41.2	43.2

出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）

22 快適な生活環境確保に向けた汚水処理施設整備の推進

人々がふるさとで暮らし続けるためには、「岩手に住みたい」という人々の願いに応えられる豊かな岩手を作り上げることが重要です。

については、都市部と地方部の格差がない快適で豊かな居住環境を創出するため、汚水処理県構想に掲げる汚水処理施設の整備目標等の達成に向けて必要な予算を確保するよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 下水道整備事業の推進

市街地における快適で豊かな居住環境を創出するため、下水道施設の整備や効率的な運営計画に基づく取組の推進について、引き続き予算を確保するよう要望します。

2 農山漁村地域整備交付金の予算確保

農山漁村の快適な生活環境を整備するため、農山漁村地域整備交付金について、引き続き必要な予算を確保するよう要望します。

3 循環型社会形成推進交付金の予算確保

中山間地域など家屋が点在している地域の快適な生活環境を整備するため、循環型社会形成推進交付金について、引き続き必要な予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成 26 年 1 月、国（国土交通省・農林水産省・環境省）では汚水処理の都道府県構想の早急な見直しを要請。
- これを受け、県では平成 29 年度、汚水処理の県構想「いわて汚水処理ビジョン 2017」を策定し、汚水処理施設の整備等を推進。
- 本県の汚水処理人口普及率は、平成 29 年度末時点で 80.8% と全国平均（90.9%）を大きく下回っているが、本ビジョンでは令和 7 年度末までに 91.0% とする目標を設定。
- 広大な県土の中に多くの中山間地域を抱え、小規模な集落が広範囲に点在する本県にあって、都市部と地方部の格差がない快適で豊かな居住環境の創出に向けた汚水処理施設の整備を計画的に進めるためには、必要額の確保が不可欠。

《主な交付金の配分状況》

(国費：百万円)

交付金名	H29 当初	H30 当初	R1 当初	備 考
社会資本整備総合交付金※1	3,004	3,121	2,909	H31 要望額に対する内示率 99%
農山漁村地域整備交付金※2	267	237	289	
循環型社会形成推進交付金※3	304	459	267	

※1 下水道事業のみ

※2 集落排水事業のみ

【集落排水事業県配分額内訳】

漁業集落環境整備事業：H29 当初 142 百万円、H30 当初 112 百万円、R1 当初 157 百万円

農業集落排水事業：H29 当初 125 百万円、H30 当初 125 百万円、R1 当初 132 百万円

※3 凈化槽整備事業のみ

【県担当部局】 県土整備部 下水環境課

農林水産部 漁港漁村課

23 自然公園等の施設整備に係る予算の確保と 受入体制等の強化

みちのく潮風トレイルを含めた三陸復興国立公園や、国立公園満喫プロジェクトのモデル公園である十和田八幡平国立公園などは、豊かな自然環境や日本の風土、そこに住む人々の暮らしに触れることができる地域であり、国内外の利用者の拡大が期待されています。

については、自然公園等の施設の保全補修を計画的に行うとともに、利用者の拡大に向けた受入体制等を強化する必要があることから、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 自然公園等の施設整備に係る予算の確保

自然公園等の施設の保全補修を計画的に行うため、施設整備に要する費用に対して、十分な予算を確保するよう要望します。

2 国立公園の利用者拡大に向けた受入体制等の強化

国立公園における、外国人観光客を含めた利用者の拡大を図るため、みちのく潮風トレイルのサテライト施設の機能の充実やＩＣＴを活用した情報提供、案内板の多言語化など、受入体制等を強化するよう要望します。

【現状と課題】

1 自然公園等の施設整備に係る予算の確保

- 本県は、広大な県土面積を擁し、その中に2つの国立公園（十和田八幡平、三陸復興）、2つの国定公園（栗駒、早池峰）、そして東北自然歩道42路線を有しており、その適正な利用が図られるよう施設を整備する必要がある。
- 本県では、自然環境整備交付金（国定公園等整備）を活用し、老朽化施設や災害により被災した施設の計画的な保全補修に努めてきたところ。
- 平成27年度からは、国立公園内の施設に対しても自然環境整備交付金制度を活用できることとなり、平成31年度は要望額どおりの予算措置となっているが、過去には要望額に対し十分な予算措置が行われず（平成28年度74.1%、平成29年度63.5%、平成30年度48.0%）、整備計画の縮

小、遅延を余儀なくされた。

現在、東日本大震災津波により被災した三陸復興国立公園内の自然歩道や園地などの自然公園施設の早期復旧に取り組んでいるが、みちのく潮風トレイルのルートとなっている個所も多いことから、早急な整備が必要である。また、十和田八幡平国立公園や、県内の国定公園内の老朽化している登山道や避難小屋などの自然公園施設の保全補修を、計画的に進める必要がある。

のことから、施設整備に要する費用に対して、国による十分な財政支援が必要である。

2 国立公園の利用者拡大に向けた受入体制等の強化

- 三陸復興国立公園や十和田八幡平国立公園は、豊かな自然環境や日本の風土、そこに住む人々の暮らしに触れることができる地域であり、インバウンドのひとつの受け皿として、大きな可能性を秘めている。
- 三陸復興国立公園については、平成 30 年度に、みちのく潮風トレイルの沿線に名取トレイルセンターが整備され、また、県内の 3 つのビジターセンター等がサテライトの役割を担うとされているが、同トレイルは全長 1,000 キロを超える長距離自然遊歩道であり、トレイルセンターと同様にサテライト施設についても復興や地域情報の発信のための機能や利用客をサポートするための拠点としての機能の充実が必要である。
- 国立公園の魅力を感じてもらうためには、I C T の活用による情報提供や多言語化した案内板の設置など、一層の受入体制等の強化が必要である。

【県担当部局】環境生活部 自然保護課

24 文化・スポーツ・観光の振興

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催まで 1 年余りとなり、世界中からの日本への注目が高まっていることに加え、本県では、今年、ラグビーワールドカップ 2019™ の 2 試合が釜石市で開催されるため、被災地域への関心の高まりも見込まれます。

被災地域への注目が集まるこの機会に、食や伝統文化、工芸などの貴重な資源を掘り起こし、磨き上げ、それらを復興の姿と合わせて世界に向けて発信していくことが重要です。

また、本県の外国人宿泊者数は、震災前を上回っているものの、東日本大震災津波からの復興に向けて、さらに伸ばしていく必要があることから、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に来日した外国人観光客の本県への誘客促進とその受入態勢の充実、さらには、大会開催の機会を生かした地方の文化・スポーツの振興に向けた取組への支援等について、財政面も含めた総合的な支援措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 文化を通じて復興の姿を発信する場の創設

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開会式等において、祭りや国指定重要無形民俗文化財などの伝統文化、若者・障がい者による文化芸術などを通じた被災地の復興の姿を発信する場を創設するよう要望します。

2 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした海外からの誘客促進への支援

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に来日した外国人観光客に対して被災地の復興の姿を伝えるため、本県をはじめとする東北への誘客を促進するための観光キャンペーンの実施や、個人旅行者の増加を見据え、二次交通をはじめとする受入態勢の充実に向けた取組等について、東北観光復興対策交付金制度の継続に加え、国際観光旅客税を財源とした交付金制度の創設など十分な支援策を講じるよう要望します。

3 地方のスポーツ振興の取組への支援

ラグビーワールドカップTM2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の機会を生かした人的・文化的な交流の発展につながるよう、ホストタウン相手国等との交流事業をはじめ、選手強化、指導者やボランティア等の人材育成、障がい者スポーツの推進、スポーツコミュニケーション等の官民が連携して行う分野横断的な取組等、地方の創意工夫あるスポーツ振興の取組を支援するよう要望します。

また、全国で展開されるオリンピック聖火リレー及びパラリンピック聖火フェスティバルについて、各地の魅力や特色を国内外に発信できる場となるよう、地方の取組に対する十分な支援措置を要望します。

4 地方の文化振興の取組への支援

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関連して行われる文化プログラム等の成果を地域振興に繋げるため、地域における文化財等の保存・継承・活用や地方の特色を生かした芸術祭の開催など、官民連携による地方の文化芸術活動の取組への支援を充実・強化するよう要望します。

【現状と課題】

1 文化を通じて復興の姿を発信する場の創設

「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」では、次のとおり定めており、今後具体的な取組を進めることが必要。

「復興五輪」・日本全体の祭典

大会の開催により、世界各国からアスリート、観客が日本に集まり、海外メディアにより広く報道され、世界の注目が日本に集まることになる。

この機会を国全体で最大限生かし、「復興五輪」として、東日本大震災からの復興の後押しとなるよう被災地と連携した取組を進めるとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する。

2 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした海外からの誘客促進への支援

平成30年の訪日外国人の延べ宿泊者数は過去最高を記録し約8,859万人泊となっており、本県の外国人宿泊者数についても過去最高の24万4千人泊となっている。

しかし、震災前の平成22年との比較では、全国平均315.8%に対して、本県は268.7%となっており、また、国が平成29年3月に閣議決定した「観光立国推進基本計画」において、東北の外国人宿泊者数の目標（令和2年）150万人泊とすることを掲げていることを踏まえると、更なる取組が必要。

平成28年度、国においては、東北観光復興対策交付金を措置しているが、外国人観光客の受入に伴う経済効果を全県に波及させ、観光を通じて沿岸被災地の復興を図るために、今後も継続した支援が必要。

本県にも国内外から多数の観光客が訪れることが想定されるものの、県土が非常に広く、特に沿岸地域は、新幹線の駅や空港等から遠距離にあり、また、震災等の影響等から、観光客の入込が少ないため、更なる二次交通の拡充や受入環境の充実が必要。

3 地方のスポーツ振興の取組への支援

ラグビーワールドカップ2019™や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を国民総参加による日本全体の祭典とし、その効果を日本全体に波及させ、地域活性化につなげていくため、大会の開催の機会を生かした人的・文化的な交流の発展につながるよう、ホストタウン相手国等との交流事業などの取組に対する支援が必要。

また、選手強化や指導者・ボランティア等の人材育成、障がい者スポーツ等に関する講師派遣や研修会の開催、スポーツコミュニケーション等の官民が連携して行う分野横断的な取組など、地方におけるスポーツ振興の取組に対する支援が必要。

4 地方の文化振興の取組への支援

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関連して全国各地で行われる文化プログラム等の成果を生かしていくため、地域の文化財等の地域資源を活用した地域活性化、復興支援等を通じて深まった著名な芸術家との交流や国際音楽祭などの文化イベントの展開などによる交流人口の拡大など、官民連携による地方の文化芸術活動の取組への支援を充実・強化することが必要。

(1) 全国知事会によるスポーツ・文化・観光振興施策についての提言（平成31年7月、関係部分抜粋）

1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催効果の全国への波及

・ 地方が国際大会に貢献するための取組支援

地方における選手強化の取組、事前キャンプの誘致、指導者やボランティア等を含めた人材育成、障害者スポーツの推進などに対して支援を行うとともに、大会後もそのレガシー（遺産）が国内全域に広がるよう、継続的な支援を講じること。

・ 文化プログラムの成功に向けた取組支援

東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムに向けては、今後も地域の核となる文化施設の活性化を図るとともに、国際的な芸術祭の開催や若者を中心とした新たな文化創造、障害者の芸術文化の振興、地域に根差した特有の文化の振興、国民文化祭の新たな展開など、地方における文化芸術活動への支援の充実・強化を図ること。

・ 大会における多様な日本文化・地方文化等のアピール

文化プログラムや大会開会式等において、和文化の象徴的存在である「きもの」や生け花・盆栽、地域の祭り、神楽やアイヌ古式舞踊などの伝統芸能をはじめとする国指定重要無形民俗文化財など、日本の伝統文化を発信する場を創設すること。

特に各地に残されている神話・伝承・歴史的文化財について、我が国の発祥や東日本大震災や熊本地震等からの復興を世界にアピールする観点から、開会式セレモニー等に採用すること。

・ 「ラグビーワールドカップ2019™」及び「ワールドマスターズゲームズ2021関西」などの開催等に対する支援

集客効果による地域経済の活性化に加え、地域文化の活性化、国際交流等に寄与する「ラグビーワールドカップ2019」及び「ワールドマスターズゲームズ2021 関西」、その他の各種国際競技大会等の開催を支援するとともに、国民のスポーツへの関心を高め、地域活性化にも資する事前合宿等を円滑に招致・実施できるよう、地方公共団体への積極的な情報提供や支援を行うこと。

2 スポーツ・文化を生かしたまちづくりの推進

・ スポーツを生かしたまちづくりの推進

地方における選手強化、指導者の育成、障害者スポーツの推進、一層の高齢化の進行を見据えた生涯スポーツを通じた健康増進などに対する支援をさらに充実・強化すること。

また、食事やトレーニングメニューの提供、医療的ケア等を一体的に行うアスリートファーストの視点からのスポーツキャンプ地づくりのほか、通季・通年型スポーツアクティビティの創出など、地域スポーツコミッショナ等の官民が連携して行う分野横断的な取組に対し、関係省庁が連携して支援すること。

・ 文化を生かしたまちづくりの推進

地域の伝統芸能、歴史的・文化的景観や古民家、建造当時の技法による復元建造物など、有形無形の文化財等の地域資源を活用したコミュニティ再生や観光・産業の振興、国際的な芸術祭の開催など、官民連携による地方の文化芸術活動の取組への支援と合わせて、文化芸術人材の育成や雇用機会確保のための支援を更に充実・強化すること。

特に、文化財保護制度の見直しの趣旨に鑑み、地域における文化財の保存・継承・活用が総合的かつ一体的に図られるよう、人材・財政の両面から一層の支援に努めること。

(2) ラグビーワールドカップ 2019™釜石会場試合国

- ・ フィジー 対 ウルグアイ、ナミビア 対 カナダ

(3) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ホストタウン登録状況 (H31.3 時点)

①ホストタウン：4市町（盛岡市、遠野市、八幡平市、紫波町）

②復興ありがとうホストタウン：9市町村（宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、陸前高田市、
釜石市、零石町、山田町、野田村）

③共生社会ホストタウン：1市〔再掲〕（遠野市）

25 多文化共生社会の実現に向けた取組の推進

本年4月の改正出入国管理法の施行に伴い、外国人材受入れのための新たな在留資格「特定技能」が創設され、今後5年間で最大約34万5千人の外国人材を受け入れることとされています。

国においては、外国人材が安心・安全に暮らせる社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（総合的対応策）」を取りまとめましたが、多くの外国人材の受入れに伴う地域の社会経済に与える影響は大きく、各地域での取組が重要となってきます。

多文化共生社会の実現に向け、新たに受け入れる外国人材及び在留外国人が安心して働き、暮らしていくための様々な支援である総合的対応策の拡充のほか、各地域で主体となって取り組む地方自治体に対する財政措置や適宜適切な情報提供など、国が責任を持って取り組むよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 多文化共生社会を支える基盤や仕組みづくり

多文化共生社会の実現に向け、外国人や地方自治体等の意見を十分に聴取し、総合的対応策の拡充を図るとともに、地方自治体への適宜適切な情報提供や、多文化共生社会の意義について国民が一層理解を深めるための啓発活動を行うよう要望します。

2 外国人が安心して暮らすための生活支援

外国人が安心して生活できるよう、地方自治体が行う多言語による相談体制や情報提供体制の整備、人材育成の取組に対する財政措置を継続・拡充するとともに、医療・保健・福祉・教育サービスの利用環境の整備、災害時の支援体制の整備を図るよう要望します。

3 外国人を対象とした日本語教育等の充実

外国人住民が地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることできるよう、全ての外国人に日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを構築するよう要望します。

4 外国人材が働きやすい環境の整備

外国人の雇用の安定に向け、住宅確保の支援も含め、就業前から雇用継続までを一貫して支援する施策を実施するとともに、外国人留学生の就労に向けた地方の取組への財政措置や外国人材を大都市その他の特定の地域へ集中させないための施策を実施するよう要望します。

【現状と課題】

1 多文化共生社会を支える基盤や仕組みづくり

- 国は、深刻化する人手不足に対応するため、人材確保が困難な業種（14分野）を対象とし、一定の専門性・技能を有する外国人の就労を目的とした新たな在留資格を創設。（本年4月施行）
- また、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図るため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。その中で、法務省は、外国人の一元的相談窓口となる「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮称）」の全国100か所への設置を支援するため、地方自治体に対する財政措置として、新たに「外国人受入環境整備交付金」を創設。
- 法改正（H30年12月）から施行まで4か月余りであり、今後更に、国民及び外国人からの意見を十分に踏まえた制度としていくためにも、継続して意見を聴取する仕組みづくりが必要。また、外国人材の受入れ拡大、外国人との共生社会の実現に向け、新たな施策等に関する地方自治体への適宜適切な情報提供、広く国民からの理解を得るための一層の啓発活動などの取組が必要。

2 外国人が安全に安心して暮らすための生活支援

- 本県では、アイーナにある「国際交流センター」において外国人相談に対応している。
 - ア 対応言語：7言語（英語、中国語、フランス語、スペイン語、韓国語、ベトナム語、日本語）
 - イ 相談体制：日本語、英語、中国語、スペイン語（土日）での一般相談のほか、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の外国人相談員による相談対応もあり（対応可能時間限定）
 - ウ 専門相談：行政書士による相談（月1回・要予約）
 - エ 主な相談内容〔H29年度の相談件数；計444件〕
 - ・行政手続〔235〕…入管・在留資格、公的書類の申請、納税等
 - ・医療・保健・福祉〔54〕…病気の治療、医療通訳、年金、医療保険、出産等
 - ・日本語コミュニケーション〔26〕…日本語教室問合せ、日本語能力試験、翻訳等
 - ・教育〔23〕…海外留学、進路相談、外国人からの子供の母語学習等
 - ・居住〔4〕…アパート探し、引越、保証人、不動産の購入等

・その他 [102] …仕事（職探し、職場環境トラブル等）、生活情報（イベント等問合せ、携帯電話・インターネット契約等）、言語・文化（講師・翻訳依頼、母国文化紹介等）、家庭問題　他

- 増加する外国人が暮らしやすい地域社会を作っていくためには、地方自治体における相談体制や情報提供体制の構築等の取組が重要であることから、各自治体の取組への財政措置（交付金）を継続・拡充するとともに、基本的な生活サービスである医療・保健・福祉・教育サービスを安心、快適に利用できるよう、環境整備を進めていく必要がある。
- また、大規模災害等の発生時に、日本人と差異なく情報が受け取れるとともに、被災した場合も安心して支援が受けられる体制を全国的な基盤として整備する必要がある。
- 県では、外国人材受入れ拡大に向けた対応として、交付金を活用し、翻訳機等の導入（H30年度実施済）や相談員の増員等（R元年度）国際交流センターの機能強化を図ることとしている。

3 外国人を対象とした日本語教育等の充実

- 「在留外国人統計」（法務省）によると、本県における7～15歳の在留外国人数は、H29年12月末現在で100人となっている。
- 社会生活を快適に過ごすために、言語による円滑なコミュニケーションが重要であり、新たに受入れる外国人材に対する日本語教育の充実と質の向上等を図るとともに、将来的に帶同が見込まれる家族、子弟への教育体制等の充実を図る必要がある。
- 県（教育委員会）では、国が実施する外国人等に対する日本語指導指導者養成研修への教員派遣や帰国・外国人児童生徒等教育研修会の実施等に取り組むこととしている。

4 外国人材が働きやすい環境の整備

- 本県における外国人労働者数は、技能実習生を中心に増加しており、平成29年10月末現在で3,999人となっており、国籍別では、中国（1,339人）、ベトナム（1,094人）、フィリピン（763人）が多く、全体の約8割を占めている。
- 外国人労働者についても、日本人労働者と同様に適正な労働環境等を確保する必要があるほか、住宅確保のための環境整備・支援、社会保険の加入促進等働きやすい環境を整備する必要がある。
- また、外国人材の大都市圏等への過度な集中を防止し、地方への定着を促進するための各種支援策を実施する必要がある。

(参考) 関係データ

① 県内の外国人居住者数 (総数・国別)

(単位:人、%)

区分	H25		H26		H27		H28		H29	
	人数	割合								
中国	2,466	44.8	2,448	43.0	2,269	38.4	2,098	33.4	1,944	29.3
韓国・朝鮮	1,039	18.9	946	16.6	911	15.4	885	14.1	885	13.4
フィリピン	899	16.3	956	16.8	1,022	17.3	1,110	17.7	1,271	19.2
米国	186	3.4	187	3.3	180	3.0	180	2.9	171	2.6
ベトナム	175	3.2	324	5.7	655	11.1	1,009	16.1	1,326	20.0
ブラジル	41	0.7	41	0.7	41	0.7	36	0.6	34	0.5
その他	699	12.7	795	14.0	824	14.0	957	15.3	996	15.0
合計	5,505	100.0	5,697	100.0	5,902	100.0	6,275	100.0	6,627	100.0

(法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」、各年12月末現在)

② 県内の外国人労働者数 (総数・国別)

(単位:人、%)

区分	H25		H26		H27		H28		H29	
	人数	割合								
中国	1,487	59.7	1,477	54.8	1,363	48.3	1,341	39.2	1,399	33.5
ベトナム	160	6.4	245	9.1	429	15.2	766	22.4	1,094	27.4
フィリピン	399	16.0	465	17.2	463	16.4	595	17.4	763	19.1
米国	96	3.9	114	4.2	139	4.9	171	5.0	184	4.6
その他	350	14.0	396	14.7	428	15.2	545	15.9	619	15.5
合計	2,492	100.0	2,697	100.0	2,822	100.0	3,418	100.0	3,999	100.0

(岩手労働局: 岩手県における「外国人雇用状況」の届出状況、各年10月末現在)

③ 県内の留学生数 (総数・国別)

(単位:人、%)

区分	H26		H27		H28		H29		H30	
	人数	割合								
中国	153	50.0	155	48.6	149	48.1	144	48.5	158	45.5
ベトナム	39	12.7	47	14.7	40	12.9	35	11.8	49	14.1
韓国	30	9.8	23	7.2	24	7.7	22	7.4	22	6.3
タイ	11	3.6	8	2.5	13	4.2	11	3.7	11	3.2
バングラデシュ	9	2.9	9	2.8	8	2.6	9	3.0	11	3.2
モンゴル	9	2.9	6	1.9	8	2.6	19	6.4	21	6.1
ネパール	4	1.3	21	6.6	15	4.8	8	2.7	18	5.2
その他	51	16.7	50	15.7	53	17.1	49	16.5	57	16.4
合計	306	100.0	319	100.0	310	100.0	297	100.0	347	100.0

(岩手県内高等教育機関における外国人留学生の受け入れ状況 (岩手県留学生交流推進協議会調べ)、各年5月1日現在)

【県担当部局】政策地域部 国際室

26 女性の活躍推進事業への支援の拡充

少子高齢化により生産年齢人口の減少が進む中で、女性の活躍が地域の活性化や東日本大震災津波からの復興の加速化を図るために重要であり、女性活躍推進を継続して実施するための財政支援と女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定促進など、国による推進強化について、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 女性の活躍支援制度等の拡充

女性活躍の更なる推進に向けては、国民全体の一層の理解が不可欠であることから、国が先頭に立って意識啓発を強化するとともに、中小企業など、より多くの企業において一般事業主行動計画が策定されるように、女性活躍支援制度を拡充するよう要望します。

2 女性の活躍推進事業への支援の継続

官民連携組織である「いわて女性の活躍促進連携会議」などを通じ、女性の活躍推進の取組を継続して進めていくために、財源の確保が必要であり、引き続き「地域女性活躍推進交付金」による十分な財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 平成31年3月に閣議決定された女性活躍推進法の一部改正案において、一般事業主行動計画の策定が義務付けられる事業主の範囲について、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものから100人を超えるものへと拡大されることとなったところ。本県の場合、同法で一般事業主行動計画が「努力義務」とされる常時雇用する労働者が100人以下の企業が大多数を占めることから、県内企業に対する女性の活躍に向けた働きかけが必要。
- 県では、平成30年度に、女性活躍推進員を配置し、県独自の「いわて女性活躍企業等認定制度」の普及啓発を通じて、国の「えるぼし認定」につながるようステップアップを図っている。令和元年度は交付金額が減額されたが、事業を継続して実施するためには、「地域女性活躍推進交付金」による十分な財政措置が必要。

【県担当部局】環境生活部 若者女性協働推進室

27 地域医療再生のための総合的な政策の確立

今日、地域においては保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化等を背景として、医師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められていますが、病院勤務医師の不足は一層深刻化しており、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

新たに示された医師偏在指標により、全国的な医師の地域偏在が改めて明らかにされたところであり、医師の不足や都道府県間の偏在を根本的に解消し、地域医療の再生を図るため、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、住民が地域で等しく適切な医療を受けられることを目的とした総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定するとともに、実効性のある運用を実現するよう要望します。

昨年7月に成立した「医療法及び医師法の一部を改正する法律」により、医師少数区域における勤務経験を地域医療支援病院など一定の医療機関の管理者要件とする制度などが創設されたところですが、抜本的に医師の不足と偏在を解消し、地域医療のあるべき姿を実現するため、医師少数区域での勤務経験を管理者要件とする病院の対象範囲の拡大、県境を越えた医師の適正な配置調整や保険医に対する医師少数区域の医療機関への勤務の義務付けなど、国を挙げた実効的な施策を直ちに実施するよう要望します。

【現状と課題】

- これまでの地域医療行政は、救急医療、へき地医療、周産期医療といった分野ごとに、個別の課題に対応した方策がとられてきたが、現状において、医師の地域偏在、診療科偏在が進む中、従来のような個別の方策では地域医療の確保が困難な状況。
- 本県では、平成23年に「地域医療基本法（仮称）」の草案を作成し、首都圏でのシンポジウムの開催、有識者と知事の対談、知事によるPR動画の作成、新聞・雑誌やインターネットを通じた広報活動を実施するなど、持続可能な医療体制の構築に向けた情報発信を行っているところ。

- 平成31年2月に新たに示された「医師偏在指標」により、本県が全国で最も医師が少ない県と位置付けられたほか、宮城県を除く東北各県や新潟県なども医師少数県に位置付けられ、全国的な医師の地域偏在が改めて明らかにされたところ。

医師偏在指標による都道府県順位（40～47位）

順位	都道府県	医師偏在指標
40	山形県	189.4
41	秋田県	180.6
42	茨城県	179.3
43	埼玉県	178.7
44	福島県	177.4
45	青森県	172.1
46	新潟県	169.8
47	岩手県	169.3

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

28 医師確保に向けた人材育成への支援の拡充等

東日本大震災津波による被災前から医師不足であった本県は、震災による未曾有の被害により、沿岸部をはじめとして、これまでにも増して医師が不足する状況となっており、今般、公表された医師偏在指標においても、本県の指標の数値が全国最下位になるなど、本県の医師不足が際立っている状況にあります。このような状況を改善し、平成27年度に策定した岩手県地域医療構想を実現するためにも、各構想区域において医師をはじめとした医療従事者の確保を重点的に進めていく必要が生じています。また、近年の保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、さらには、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められている中で、これまでの診療報酬改定では、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされておりますが、地方の病院における医師確保や救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況ではなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

については、保健医療サービス提供の根幹を担う人材の育成支援のため、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数の一部については、令和元年度の医学部定員を超えない範囲で、令和3年度まで暫定措置が継続される方向性が示されていますが、医師の絶対数が不足している医師少数県については、地域医療を維持・確保するため、医師養成数増を恒久的な措置とするよう要望します。

2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

本県唯一の医育機関であり、かつ私立大学である岩手医科大学に創設した「地域枠」（県出身者の入試選抜枠）については、国公立大学並みの学費負担で修学できる奨学金を設定するなど、多額の財政負担が生じています。地域で設定する奨

学金制度に対し、一部要件を満たす場合には、地域医療介護総合確保基金の活用が可能となっていますが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう要件の緩和と併せて財政支援の更なる拡充を要望します。

3 医師の地域偏在及び特定診療科の医師不足の解消

今般、公表された医師偏在指標により明らかとなった都道府県間の医師偏在の状況を改善するため、医師少数都道府県や医師少数区域への医師の派遣調整等に係る支援策の充実を図るとともに、小児科及び産科の相対的医師不足地域等における医師確保を支援するため、小児医療の充実に資する小児医療施設設備整備事業等の拡充や診療報酬の改定など、当該診療科の医師不足の解消につながる施策を充実するよう要望します。

【現状と課題】

1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

- 岩手医大医学部の定員は80名から130名へと拡充されており、増員50名のうち15名は恒久化され、うち暫定措置が延長された地域枠を含む35名は2019年度までの措置とされていたが、「経済財政運営と改革の基本方針2018」を踏まえ、令和2年度についても認可を受けた臨時的な定員数を上限とする再度の増員申請が認められ、更に、令和3年度についても同様の増員申請を認める予定であることが国から示された。
- 岩手医科大学は、本県において唯一の医育機関であると同時に医師の派遣元でもあり、県立病院など地域医療を支える多くの医療機関は岩手医科大学からの医師派遣に依存している状況。
- 令和4年以降については、働き方改革や医師偏在の状況等に配慮しつつ、将来的な医学部定員の減員に向けて検討することとされており、岩手医科大学の医学部定員35名の増が延長されない場合、地域に必要な医師の確保が一層困難となることから、現行の医学部定員増を恒久化な措置とし、継続的な医師確保を図ることが必要。

2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

- 令和元年度の本県医師奨学金制度に要する費用は1,199百万円うち172百万円が地域医療介護総合確保基金である。
- 地域医療再生基金事業が平成29年度で終了し、平成30年度以降は地域医療介護総合確保基金を活用することとしたものの、一般財源から財政負担が増加。
- 厚生労働省通知（H29.2）により、地域医療介護総合確保基金を充当可能な要件として、「事業の対象者を都道府県内出身者に限ること」が明記されており、県内出身者で他県大学医学部に入学した者や、他県出身者で地元大学に入学した者については奨学金事業の対象外となっている。
- 本県では、地元大学に進学した県内出身者のみでは、医師不足の解消に必要な医師養成を行うことが困難であることから、県内外の大学や県外出身者も含めて全国最大規模の55名の貸付枠による奨学金事業を行っているところであり、基金事業の要件緩和と併せて、充分な基金財源の安定的な確保が必要。

3 医師の地域偏在及び特定診療科の医師不足の解消

- 平成 31 年 2 月 18 日に開催された厚生労働省の検討会において、各都道府県が来年度に「医師確保計画」を策定する際に用いる「医師偏在指標」が新たに公表され、本県の指標の数値（169.3）が全国で最も低い結果となったもの。

新たな指標の算定では、従来の人口 10 万人対医師数に、圏域間の患者の流出入のほか、患者の受療動向（高齢者率高い）や医師の年齢構成（若手医師少）などの要素が加味されたため、従来の医師数の単純比較より、更に指標の数値を押し下げる要因となっている。

- 平成 31 年 2 月 27 日に開催された国の検討会において、今般、全国的に医師の不足が深刻化している産科及び小児科について、診療科個別の偏在指標が公表されたもの。

産科では、従来の 15~49 歳女性人口 10 万人対の医師数から、分娩数（1,000 件当たり）を基礎とした算定方法に変更したことに伴い、本県の全国順位は、25 位から 30 位へと下がったが、産科の医師少数県には該当していない。

小児科では、従来どおりの 15 歳未満小児人口に、0~4 歳の受療率が高いことを新たに重み付けて算定したものの、本県の全国順位は、37 位（医師少数県）で変わりなかったもの。

- 産科・小児科・病院勤務医の負担軽減のための医療機関への運営費を補助（医療介護基金）。

- 小児医療施設設備整備事業（国庫補助）により岩手医科大学 NICU の設備整備を行っているが、小児科の医師不足の解消につながる小児医療の充実を図るために、①事業予算額の拡大、②補助率のかさ上げ、③補助基準額の増額など当該事業の充実が必要。

- これまでの診療報酬改定において報酬点数は充実※されたものの、産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策の一層の充実が必要。

※ 生体検査・処置等に係る小児加算の見直し（H28）、入退院支援加算への小児加算の新設等（H30）

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

29 病院事業に係る地方財政措置の拡充

本県の県立病院事業は、高度医療、精神科等の特殊医療、不採算地区医療などの分野を広く担当しており、診療報酬の増額によってもなお不足する額が見込まれることから、地域に必要な医療が継続して確保されるよう、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 公立病院運営に対する地方財政措置の拡充

診療報酬の増額によってもなお不足する公立病院運営に対する地方財政措置を拡充するよう要望します。

2 医師確保困難地域に対する地方財政措置の拡充

医師確保対策については、平成21年度から医師の勤務環境改善のため地方財政措置が拡充されたところですが、本県が実施している県北沿岸など医師確保困難地域の勤務医師への手当加算制度など必要な処遇改善に対して、適切な地方財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 公立病院運営に対する地方財政措置の拡充

- 病院事業については、収入をもって充てることが適当でない経費や能率的な経営を行ってもなお収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、一般会計が負担するものとされているところ。
- 一般会計からの繰出金については、所要額が毎年度地方財政計画に計上され、その一部について普通交付税及び特別交付税により地方財政措置が講じられてはいるが十分とは言えない状況。

2 医師確保困難地域に対する地方財政措置の拡充

- 医師確保対策については、平成21年度から段階的に地方財政措置が拡充されているが、医師の絶対数が不足しており、かつ広大な面積を有する本県において、医師確保対策として実施している手当加算制度をはじめ、必要な処遇対策に対する経費については地方財政措置が講じられていない状況。

【県担当部局】医療局 経営管理課

30 在宅医療の推進

超高齢社会を迎える中で、高齢者の住み慣れた場所での安心した生活を支えるためには、在宅医療の体制を整備するとともに、自宅や介護施設において医療と介護の各サービスが連携する仕組みを構築する必要があります。

地域医療介護総合確保促進法により改正された介護保険法においては、平成30年度までに全市町村で在宅医療・介護連携推進事業を実施することとされており、各市町村で本事業に着手しているところですが、更なる取組の推進のため、必要な支援等の拡充について、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 在宅医療・介護の連携体制構築に対する総合的な支援

在宅医療・介護連携推進事業は、介護保険制度における地域支援事業として市町村で実施することが求められていますが、市町村や介護保険の負担が増加することや、地域医療に関する政策企画の経験が乏しい多くの市町村においては、事業を担う人材が十分に確保されていないことなどにより、取組が十分に進んでいない市町村があります。

介護保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の負担が増加しない新たな財政措置を講じるとともに、在宅医療・介護連携推進事業を担う人材の確保養成に国が積極的に関与と支援を行うよう要望します。

2 在宅医療体制整備等に向けた保健所の体制強化への支援

地域医療構想の実現には、在宅医療の体制整備と、市町村による在宅医療・介護連携の推進が必要です。全国的には保健所がこれらに積極的に関わることで一定の効果を上げた事例が紹介されており、全ての保健所でこうした取組を行えるようにするため、地域保健法等関係法令の改正などにより、国においてその法的位置付けを明確化するとともに、人員配置等に対する所要の財源措置を講じるよう要望します。

3 医師不足の地域における在宅医療推進への総合的な支援

在宅医療を推進していく上で重要な役割を担う医師や看護師等に対して、医師不足の地域における訪問診療等の実態を適切に踏まえた診療報酬の引上げ等の評価を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 在宅医療介護の連携体制構築に対する総合的な支援

- 在宅医療・介護連携推進事業は、介護保険法の地域支援事業として市町村が実施することとされおり、その財源は、介護保険の地域支援事業によるところ。
- 保険者としての市町村の立場としては、介護保険料の高騰が懸念されることから、保険財政において新たな後年度負担を伴う在宅医療・介護連携推進事業の追加実施自体に消極的。
- 一方、多くの市町村は、地域医療に関する政策企画等の経験が乏しく、事業を担う人材が十分に確保されていないことなどにより、取組が十分に進んでいない市町村がある。
- 在宅医療・介護連携推進事業に市町村が取り組むためには、介護保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の負担が増加しない財源の確保が求められ、また、事業を担う人材の確保養成に国の積極的な関与と支援が必要。

2 在宅医療体制整備等に向けた保健所の体制強化への支援

- 医療介護総合確保方針では「都道府県がより広域的な立場から、保健所等の活用により、市町村等の後方支援を積極的に行うことが必要」と記載。
- 一方、保健所による在宅医療等体制整備の支援に当たって、地域保健法等関係法令では明確な根拠が示されておらず、財政的な裏付けも未整理。
- こうした課題に対応するため、国による法的、財政的な裏付けの下に、保健所の人員体制を強化していくことが必要。

3 医師不足の地域における在宅医療推進への総合的な支援

- 在宅医療を推進していく上で、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションの役割は重要であるが、24時間365日体制は在宅医療を担う医師や訪問看護師の人員不足の中で負担も大きく、支援体制も十分とは言えないことから、医師や訪問看護師を確保するため、これら専門職への診療報酬の引上げ等の評価を行うことが必要。
- 本県では、在宅療養支援診療所等在宅医療の拠点自体が少なく、新規参入の促進が課題。
- また、人口当たり医師数が全国平均を下回る状態の中で、広大な県土の医療提供体制を担っており、効率的な在宅医療提供体制を整備する必要。
- 平成28年診療報酬改定以降、「同一建物同一日」問題に対し、若干の改善がなされたものの、同一建物の患者に対して、少ない医師数、広大な県土の条件のもと、同一日を避けての訪問診療等を行うことは困難が多く、依然として訪問診療を拡大する上での障害となっている。
医師不足の地域においては、当該実態を踏まえた訪問診療の報酬算定等が必要。

31 地域包括ケアシステムの構築支援

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村において地域包括ケアシステムの構築を進めているところですが、これらの取組を支援するため、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 地域包括支援センターの機能の充実・強化への支援

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な役割を担う機関として期待されることから、人員体制の強化やセンター間の役割分担・連携強化を図り、効率的かつ効果的な運営体制の構築が急がれます。

については、地域包括支援センターの現状や課題を踏まえ、センターの役割に応じて必要とされる専門職の確保や業務量に見合う人員体制の充実・強化が図られるように、保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の追加の負担が発生しない新たな財政措置を講じるよう要望します。

2 地域支援事業の多様な担い手の育成支援

市町村は、地域包括ケアシステムの構築において、介護予防・日常生活支援総合事業による各種サービスの提供並びに包括的支援事業による在宅医療・介護連携や認知症施策の推進、生活支援サービス体制の整備が求められています。

しかし、24市町村が過疎地域指定を受けている本県では、地域包括ケアシステムの担い手となる人的資源・社会的資源の絶対数の不足や偏在などが要因となりサービス提供体制の整備・充実に苦慮しているほか、こうした事業や体制整備を企画し、取組を進める市町村職員のマンパワーも不足しています。

については、住民組織やNPO、ボランティア団体の立上げ及び運営に係る支援など、地域支援事業の多様な担い手の確保・育成に向けた支援策を講じるとともに、これを支える市町村職員のマンパワー不足に対応した支援策を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 地域包括支援センターの機能の充実・強化への支援

- 平成 29 年度地域包括支援センター運営状況調査」（厚生労働省老健局）によると、県内 54 の地域包括支援センターが主要 4 業務（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援、介護予防ケアマネジメント）において抱える運営上の主な課題と回答（複数回答）したのは、「業務量が過大」（90.7%）「職員数が不足」（68.5%）「専門職の確保に課題」（59.3%）「職員の力量不足」（50.0%）となっており、多くのセンターが課題と認めているところ。
- 高齢化の進展、それに伴う相談件数の増加等を勘案し、センターに対する人員体制を業務量に応じて適切に配置することが求められているが、現行の人員体制のままでセンター間の役割分担や連携強化を図る取組は極めて困難。
- 運営経費には地域支援事業交付金が活用されているが、当該交付金は財源に介護保険第 1 号保険料 23% が充てられていることから介護保険料に影響し、保険者（市町村）や第 1 号被保険者の負担が増加する遠因となっており、これとは別の安定的な財政措置が必要。

2 地域支援事業の多様な担い手の育成支援

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」における要支援者向けの通所サービス及び訪問サービスや、インフォーマルな生活支援サービスの拡充については、その推進に当たって受皿となる人的資源・社会的資源（住民組織、N P O、ボランティア組織等）が不可欠であるが、過疎地域においては、こうした人的資源・社会資源が圧倒的に不足しており、都市部との間に著しいサービス格差が生じるおそれがあることから、格差が発生しない施策が必要。
- 市町村においては、こうした事業体制を企画・調整し、取組を進める部分におけるマンパワー不足、特に専門知識を有する職員の不足が懸念され、業務量に見合った職員の適正配置も大きな課題。
- こうした地域事情により生じる課題の解消に向けた支援策が必要。

【県担当部局】保健福祉部 長寿社会課

32 自殺対策の充実

自殺対策については、平成31年4月に岩手県自殺対策アクションプランを改定し、県・市町村や関係団体が連携して、人材の養成やハイリスク者支援等、地域の実情に沿った取組を推進しているところですが、こうした取組に加え、改正自殺対策基本法及び新たな自殺総合対策大綱に基づく取組や、東日本大震災津波関連の自殺者を防ぐための対応を要することから、自殺対策を一層推進するため、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 自殺対策への十分な財政措置

自殺対策は、継続的、総合的な取組が重要であることから、都道府県や市町村の安定的な自殺対策の推進を可能とするため、地域自殺対策強化交付金や自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営事業）の財政措置について、所要額を十分に確保するよう要望します。

また、その交付に当たっては、早期に交付決定を行うなど、年度当初からの円滑な事業執行に配慮されるよう要望します。

【現状と課題】

- 岩手県の自殺者数は減少傾向にあるが、自殺死亡率は常に全国上位にあり、厚生労働省人口動態統計によると、平成29年は262人（人口10万人対自殺死亡率21.0）で全国2位。

死亡率順位	H29（確定数）				H28（確定数）		
	県	死亡率	自殺者数	増減（率）	県	死亡率	自殺者数
全国	16.4	20,465人	▲552人（▲2.6%）	▲552人（▲2.6%）	全国	16.8	21,017人
1位 秋田県	24.4	242人	2人（+0.8%）	2人（+0.8%）	秋田県	23.8	240人
2位 岩手県	21.0	262人	▲27人（▲9.3%）	▲27人（▲9.3%）	岩手県	22.9	289人
3位 青森県	20.8	265人	▲6人（▲2.2%）	▲6人（▲2.2%）	新潟県	21.8	496人
4位 愛媛県	20.3	275人	25人（+10.0%）	25人（+10.0%）	和歌山県	21.7	206人
5位 福島県	20.2	378人	30人（+8.6%）	30人（+8.6%）	青森県	21.0	271人

- 平成28年4月に施行された改正自殺対策基本法及び平成29年7月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱に対応した自殺対策を推進するためには、県や市町村が策定する自殺対策計画に基づき、民間団体及び企業等と連携しながら総合的な取組を拡充していく必要があることから、県や市町村が必要な事業を実施できるよう、十分な財源確保が必要。

【自殺対策緊急強化事業費の状況】

単位：千円

年度	事業費 ①	基金	財源内訳				地方負 担率 ②/①	
			国庫	一般財源				
				県	市町村	計 ②		
H27	89,399	22,431	47,708	12,045	7,215	19,260	21.5%	
H28	79,680	2,280	44,930	17,853	14,617	32,470	40.8%	
H29	86,631	0	53,806	18,075	14,750	32,825	37.9%	
H30	110,262	0	67,209	20,273	22,780	43,053	39.0%	
R1	100,482	0	55,294	26,030	19,158	45,188	45.0%	

(注) H27～H29 は実績報告による。H30 は実績額未確定のため 2 月補正現計ベース。

R1 は国の内示額 (H31.4.1 付け) ベースで算定。

「基金」 …自殺対策緊急強化基金 (平成 28 年度で事業終了)

「国庫」 …地域自殺対策緊急強化交付金

- また、年度当初から事業を推進する体制がとれるよう、補助金の交付に当たっては、早期に交付決定を行うなど、事業の執行に配慮した交付手続が求められるところ。

「地域自殺対策推進センター」の運営費については、事業費の約 8 割が相談対応及び市町村計画策定支援に当たるスタッフ等の人事費であり、交付決定の遅れ等があると計画的な事業執行が困難となることから、早期の交付決定が必要。

【地域自殺対策推進センター運営費国庫補助の決定状況】

- ・平成 28 年度：交付決定 4,774 千円（申請額 4,774 千円（交付率 100%）、交付決定：1 月）
- ・平成 29 年度：交付決定 5,097 千円（申請額 5,097 千円（交付率 100%）、交付決定：1 月）
- ・平成 30 年度：交付決定 5,506 千円（申請額 5,506 千円（交付率 100%）、交付決定：1 月）

【県担当部局】保健福祉部 障がい保健福祉課

【要望項目】～その他府省庁別要望事項～

【内閣府】

1 避難所の備蓄に対する財政支援

避難所への水、食料等の備蓄に関する財政支援を行うこと

【復興庁】

1 交付金等を活用した被災者支援の取組に対する継続的な支援

(1) 被災者支援総合交付金による取組に対する中長期的な財政措置の継続

- ・ 応急仮設住宅等における高齢者等の見守り体制の構築等、復興に向けた取組を継続して実施していくため、財政措置を継続すること
- ・ 被災者の健康支援対策やそれに従事する保健師等の専門職の確保等に引き続き取り組む必要があることから、継続して活用できる安定した財源の確保を図ること
- ・ 生活支援相談員の配置を始めとする事業実施に必要な額の全額を、継続して財政措置すること
- ・ 被災児童に対するこころのケア、親を亡くした子どもや養育者への相談支援、安全な遊びの機会を提供する取組等を継続するため、継続して全額国費で負担すること
- ・ 被災者の心のケア支援事業費補助金所要額の確保を図るとともに、全額国庫による財政措置を継続すること

【総務省】

1 消防体制の充実強化に対する財政支援

(1) 消防団員の待遇改善や装備品の充実への財政支援を拡充すること

(2) 消防防災施設・設備災害復旧費補助金について、令和2年度以降も被災設備等への補助を継続すること

(3) 自主防災組織が行う防災活動への財政支援を行うこと

2 復興に向けたＩＣＴ利活用の支援

人口減少や少子高齢化が進んでいる被災地域におけるＩＣＴの利活用は、今後、被災地域以外のモデルとなり得ることから、高台等への移転を含む新たなまちづくりを行う地域における、ＩＣＴを利活用した創造的な復興の実現に係る支援制度を拡充するとともに、令和2年度以降も支援を継続すること

3 被災地における地上デジタル放送の受信環境整備への支援

震災により住居を地上デジタル放送が受信できない高台等に移転する場合に生じる受信環境整備に要する経費について、集団移転事業等のほか自主的に移転する住民も含め、国費で対応すること

4 集団移転・新たなまちづくり等に伴う情報通信利用環境の整備

被災地域では、復興の進捗状況が異なることから、復興計画に基づく集団移転や新たなまちづくり等にあわせて行う、超高速ブロードバンド、携帯電話、地上デジタル放送及びラジオ放送等の通信・放送基盤等の整備について、令和2年度以降も全面的な財政措置を講じること

【文部科学省】

1 被災した児童生徒の就学等に対する支援

被災児童生徒就学支援等事業交付金制度を、就学支援を必要とする児童生徒が解消されるまで継続すること

また、被災した高校生等を対象とした奨学金制度に対する財政支援を継続すること

2 放射線影響対策への支援

(1) 放射性物質により汚染された土壤などの除染等に要する経費について、全面的な財政支援を行うこと

(2) 学校における放射線量等の測定及び測定機器の維持（校正費用等）に係る必要な経費に対する財政措置を行うこと

3 被災私立学校の教育環境の保障に係る基金の延長及び財源措置の拡充

被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金について、基金の設置期間を延長とともに、原資となる財源を安定的かつ十分に措置すること

4 活断層の長期評価の見直し推進

近年頻発する地震の発生を踏まえ、新たな知見を踏まえた長期評価の見直しを推進すること

5 大学入試センター試験の検定料免除の継続

大学入試センター試験の検定料について、平成31年度試験に引き続き、当分の間、被災した生徒については全額免除を継続すること

6 被災地の青少年の体験研修機会の確保

(1) 青少年教育施設の老朽化対応に係る事業を国庫補助対象とすること

(2) 青少年育成に携わる現地の各種団体の活動促進や育成支援を目的とし、企画応募型の基金を創設するなど、財政的な支援を拡充すること

7 「いわての復興教育」に対する支援

被災地の復興教育の推進に係る取組に対し、財政支援を再び行うこと

8 高校生を対象としたグローバル人材育成の充実

高校生を対象とした海外留学を含むグローバル人材の育成の取組を引き続き行うとともに、財政的な支援を拡充すること

【文化庁】

1 被災地域の文化財修復に係る財政支援

被災ミュージアム再興事業による全面的な財政支援を継続するとともに、被災地域の文化財修復に係る国庫支出金制度交付率のかさ上げ及び国庫補助対象外の文化財への交付対象範囲を拡大すること

【厚生労働省】

1 医療提供施設の復旧・復興に向けた措置等

新たな医療ニーズの発生などの状況変化に対応しながら復興を着実に進めるため、地域医療再生基金の設置期間の延長が認められること

2 交付金等を活用した被災者支援の取組に対する継続的な支援

(1) 被災者支援総合交付金による取組に対する中長期的な財政措置の継続

- ・ 応急仮設住宅等における高齢者等の見守り体制の構築等、復興に向けた取組を継続して実施していくため、財政措置を継続すること
- ・ 被災者の健康支援対策やそれに従事する保健師等の専門職の確保等に引き続き取り組む必要があることから、継続して活用できる安定した財源の確保を図ること
- ・ 生活支援相談員の配置を始めとする事業実施に必要な額の全額を、継続して財政措置すること
- ・ 被災児童に対するこころのケア、親を亡くした子どもや養育者への相談支援、安全な遊びの機会を提供する取組等を継続するため、継続して全額国費で負担すること
- ・ 被災者の心のケア支援事業費補助金所要額の確保を図るとともに、全額国庫による財政措置を継続すること

3 医師確保に向けた人材育成への支援の拡充等

(1) 医学部入学定員数の検討に当たり慎重かつ長期的な視点で取り組むとともに、医師養成数の増加に対応した医育機関のスタッフ及び設備の充実についても十分に配慮すること

(2) 医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること

(3) 勤務医の過酷な勤務実態を改善し、国民が安心できる良質な医療提供体制を実現するため、医師事務作業補助者（医療クラーク）に対する診療報酬の更なる評価の充実など、医師を確保するための施策を充実させるとともに、救急の確保や勤務医の負担軽減を図るため、国民の医療機関の適正な受診について、周知を強化すること

(4) 医師の更なる地域偏在、診療科偏在を招かないよう、制度開始による地域医療に対する影響等を検証し、地域医療の確保の観点から制度の見直しを行うなど、必要な措置を講ずること

4 被災した市町村の国民健康保険に対する財政措置

被災した市町村の国保財政については、医療費の増加等により、依然として厳しい状況であることから、安定的な運営が図られるよう、調整交付金の増額や国費による補填など、国による十分な財政支援を講じること

5 被災した介護保険施設等の入所者の受入れに係る特例措置の継続

被災した介護保険施設等の入所者の受入れに係る特例措置の継続については、被災者の生活基盤が十分に整うまでの間、被災者の受入れに係る定員超過利用及び介護報酬算定の特例措置を継続すること

6 被災地発達障がい児等支援体制継続のための財政措置

- (1) 発達障がい沿岸センターは、沿岸被災地の発達障がい児・者の支援拠点機関であることから、その安定した運営を続けていくため、全額国費による財政支援を継続すること
- (2) いわて障がい者就労支援振興センターは、沿岸被災地の障がい者の就労や社会参加に大きく寄与していることから、その安定した運営を続けていくため、全額国費による財政支援を継続すること

7 がん対策の推進

- (1) がん検診について、地域の実情に応じた受診率向上に係る普及啓発や受診環境整備など、更なる重点的な取組が必要であることから、財政支援について一層の拡充を図ること
- (2) がん診療連携拠点病院において、適切な人材の育成と配置、患者や家族への支援が安定的に行えるよう、がん診療連携拠点病院機能強化事業に対する財政支援を充実させること
- (3) 20歳から40歳未満のがん患者については、療養生活における医療費助成や介護保険の法令に基づいた支援制度がないことから、患者や家族への経済的な負担の軽減を図りながら、がん患者が住み慣れた社会で療養生活を送ることができるよう、国において、これらの世代の患者に対する支援制度を創設すること

8 子どもの貧困対策の推進

ひとり親家庭の就業支援や児童福祉施設等の子どもたちの自立支援の充実など、特に厳しい環境におかれた世帯への支援の一層の充実を図るとともに、継続的な財政支援を行うこと

特に、子どもの貧困対策は、国及び県に加え、身近な地域において、地域の実情に応じた取組を進めていくことが重要であることから、「相対的貧困率」や「子どもの貧困率」等について都道府県別のデータを提供するとともに、地域子供の未来応援交付金等による財政支援を2019年度以降も継続すること

9 介護保険制度の円滑な運営のための制度改善等

- (1) 市町村が介護保険事業計画に基づき各種介護サービス基盤を整備し、介護を要する高齢者に必要なサービスが提供される体制が構築されるよう、令和2年度以降においても、基盤整備を安定的に進めるための十分な財源を確保すること
- (2) 介護報酬改定による介護サービス提供への影響を調査のうえ、今後の改定においても、安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬を設定すること
- (3) 介護保険制度について、誰もが必要な介護サービスを適切に利用することができるよう運用上の課題把握と必要に応じた見直しを行うとともに、保険料や利用者負担の軽減など、低所得者対策を一層拡充すること

特に、認知症高齢者グループホームに入所中の利用者については、特定入所者介護サービス費や社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の対象となっていないことから、利用者負担の軽減策を講じること

- (4) 介護従事者に対する処遇改善を図るため適切な水準の介護報酬の設定や加算対象職種の拡大など、介護人材確保対策を一層拡充するとともに、地域の実情に応じた介護人材確保・育成対策を実施するため、地方公共団体の取組に必要な財源を地域医療介護総合確保基金により十分に確保すること
- (5) 地方公共団体の介護保険財政にかかる公費負担割合の見直しの検討を行うとともに、被保険者の負担が過大にならないよう、保険料の上昇抑制のための支援策を講じること
- (6) 介護老人保健施設に係る災害復旧補助について補助率を他の介護保険施設と同程度に引き上げるとともに、在宅サービスの事業者等を含め、サービス提供に必要な備品整備等事業再開に要する経費を補助対象とすること

10 県内労働基準監督署への労働時間管理適正化指導員の継続配置

被災した労働者の労働条件の確保・改善等を図るために、労働基準監督行政に係る体制を確保する必要があることから、岩手県内の各労働基準監督署に配置している労働時間管理適正化指導員（旧：労働基準相談員）について、令和2年度も継続配置すること

11 旧情報処理技能者養成施設への支援の継続

旧情報処理技能者要請施設に係る運営経費について、令和2年度以降も職業能力開発校整備費等補助金（旧情報処理技能者養成施設設備事業費）による国の支援を継続すること

12 離職者等再就職訓練事業の託児サービスの制度拡充

- (1) 訓練受講前から既に自ら確保した託児施設に児童を預けている訓練生の当該施設に対する託児経費も託児サービスの対象とすること
- (2) 訓練受託機関が確保した託児施設の託児枠について、託児実績がなかった場合にも枠に係る経費を当該託児施設へ補填できること
- (3) 訓練修了後の就職支援期間もサービスの対象とし、子育て中の女性等の再就職活動への支援を拡充すること

【農林水産省】

1 被災農林漁業者等に係る制度資金特例措置の継続

被災農林漁業者等の農林漁業経営の再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子及び保証料の助成、償還期限及び据置措置の延長等の特例措置を令和2年度以降も継続すること

【林野庁】

1 被災農林漁業者等に係る制度資金特例措置の継続

被災農林漁業者等の農林漁業経営の再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子及び保証料の助成、償還期限及び据置措置の延長等の特例措置を令和2年度以降も継続すること

【水産庁】

1 被災農林漁業者等に係る制度資金特例措置の継続

被災農林漁業者等の農林漁業経営の再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子及び保証料の助成、償還期限及び据置措置の延長等の特例措置を令和2年度以降も継続すること

【経済産業省】

1 県・市町村が実施する災害復旧のための融資制度に対する財政支援

県・市町村が実施している被災事業者向け融資制度に対する原資の提供、利子・保証料補給（償還期間の猶予、償還減免）に対する財政支援を行うこと

2 東日本大震災復興緊急保証の適用期限の延長

令和2年3月31日までとなっている東日本大震災復興緊急保証の適用期限を延長すること

3 被災中小企業施設・設備整備支援事業（高度化資金）の継続及び財政支援

被災中小企業施設・設備整備支援事業（高度化資金）を継続するとともに、貸付原資及び貸倒損失を補填する基金造成額を増額すること

4 県が実施する商工会・商工会議所等への支援に対する財政措置

県が実施している商工会・商工会議所等の人件費等への支援に対する財政措置について、県の支援や商工会・商工会議所の実態を踏まえ、小規模事業者への支援体制の強化につながるよう増額すること

5 小規模事業者持続化補助金制度等の継続及び拡充

小規模事業者持続化補助金制度及び地方公共団体による小規模事業者支援推進事業を継続するとともに、被災事業者に対する優遇措置を講じること

6 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）の継続・拡充

中小企業者の売上拡大や経営改善等の経営課題に対して一元的に相談に対応する窓口拠点の継続と、対応する専門スタッフの拡充を行うこと

7 事業承継・世代交代集中支援事業の継続

中小企業経営者の円滑な世代交代・事業承継に向けた取組を支援する事業承継・世代交代集中支援事業（プッシュ型事業承継支援高度化事業等）を継続すること

8 「経営者保証に関するガイドライン」を活用した取組の促進

円滑な事業承継を妨げる要因の一つとされている経営者保証について、「経営者保証に関するガイドライン」を活用した取組が促進されるよう、関係機関への働き掛けを強化すること

9 商店街のにぎわい創出や魅力創造等に向けた取組の促進

商店街のにぎわい創出や魅力創造に向けた空き店舗対策等の取組、売上の向上や消費者ニーズの多様化に対応するためキャッシュレスの推進に向けた取組等への支援を充実すること

10 地域未来牽引企業選定の継続について

平成 29 年度から実施されている地域未来牽引企業の選定について、今後も継続して実施するとともに、これまでに選定された企業（本県 100 社）と合わせ、実効ある支援をすること

【環境省】

1 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく廃棄物の処理

放射性物質に汚染された廃棄物等について、地域住民の理解が得られるような実効性のある処理スキームを示すとともに、処理等に要する経費に対して財政措置を講じること

2 放射線量低減対策特別緊急事業に対する技術的支援体制の充実

放射線量低減対策特別緊急事業補助金の事業の実施において、国の技術的支援体制を充実させるとともに、除染実施市町の負担の軽減を図ること

【原子力規制委員会】

1 国による環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化等

県内全域における降下物、土壤、河川、海洋等に係る環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化や、国・県の空間線量率監視体制の統一的な運用、これらの結果や評価についての国民への丁寧な説明について、国の責任により確実に実施すること

2 広域での航空機モニタリング調査の継続

森林や農地等を含む県土全域での放射性物質の移動・減衰等状況の把握を目的とした、「汚染状況重点調査地域」指定県における、国による航空機モニタリング調査を定期的に実施すること